

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

県名工
 事業主体工事費
 同上に對する
 国庫補助金
 同上のうちに
 十六年度まで
 に交付済額
 補助工事費か
 ら除外すべき
 額
 同上に對する
 補助金相当額
 をうち十七年
 度以降交付手
 要する額

旧工事に対し国庫補助金七、一五九、一三〇円を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、審査が不十分で、被災事実が認められないのに災害復旧に名をかり在来の石積堤をコンクリート堤に、素堀水路を板柵又はコンクリート水路に、林道の幅員又は延長の増加、路線の付替を行うなど、在来施設を改良しあるいは従前なかつたため、池、土橋を新設したものを災害復旧の補助対象としたため、補助金の減額を要するものが左のとおり一二件七、七六四、一八九九円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの二、〇四四、〇〇〇円)ある。

都府県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	補助工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 以降交付予定 額以中減額を 要する額
(五三一) 山形県	北村山郡福原村林道 南沢線二十五年災害 復旧	福原村森林組合	七〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
(五三二) 群馬県	碓氷郡鳥淵村林道三 ツ丸大平線二十五年 災害復旧	倉 淵	一、一八〇,〇〇〇	五七二,六〇〇	五七二,六〇〇	二六二,二〇〇	一三三,九〇〇
(五三三) 千葉県	銚子市外川漁港二十 五年災害復旧	銚子市	三、五四〇,〇〇〇	二、三六一,一八〇	二、三六一,一八〇	二、二九七,三〇〇	一、九七九,一八九
(五三四) 東京都	西多摩郡五日市町榎 田水路二十六年災害 復旧	五日市町	一、〇〇〇,〇〇〇	六四九,八五〇	六四九,八五〇	一六〇,〇〇〇	一〇四,〇〇〇

災害により流入した土砂一、一六九立米の外に災害と関係のない岩盤の崩さく二、一九八立米を施行している。

(五三五) 新潟県	西蒲原郡黒崎村立込 地区水路二十六年災 害復旧	横江東部耕地整 理組合	一、三三〇,〇〇〇	九三三,五〇〇	六三〇,〇〇〇	一、三三〇,〇〇〇	九三三,五〇〇
(五三六) 富山県	高岡市伏木林道矢田 線二十五年災害復旧	伏木森林組合	四〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇
(五三七) 福井県	丹生郡国見村白浜漁 港二十五年災害復旧	国見漁業協同組 合	二、五二〇,〇〇〇	一、六八六,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	二、五二〇,〇〇〇	一、六八六,〇〇〇
(五三八) 大阪府	豊中市久保池副池二 十六年災害復旧	豊 中 市	一、九五〇,〇〇〇	一、二七三,五〇〇	五九三,〇〇〇	一、九五〇,〇〇〇	一、二七三,五〇〇

被災の事実が認められない石積堤三五米をコンクリート堤に改良している。

二十六年七月の水害により被災した堤とう延長七六米を復旧することとしているが、被災の事実がなく、実際は従前なかつたため、池を新設している。

(是正済) 山口県	光市三井船戸水路二 十五年災害復旧	光 市	九一〇,〇〇〇	五九一,五〇〇	五九一,五〇〇	九一〇,〇〇〇	五九一,五〇〇
(是正済) 同	佐波郡柚野村小野水 路二十六年災害復旧	柚 野 村	一、〇二〇,〇〇〇	六六五,六〇〇	三六四,〇〇〇	四六四,〇〇〇	三〇一,六〇〇
(五三九) 徳島県	三好郡足代村林道山 田線二十五年災害復 旧	足代村森林組合	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
(五四〇) 愛媛県	周桑郡徳田村林道西 山線二十五年災害復 旧	徳 田 村	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
計			一、三三〇,〇〇〇	九三三,五〇〇	六三〇,〇〇〇	一、三三〇,〇〇〇	九三三,五〇〇

備考 是正済のものについては二二六頁参照

(三) 二重に査定を受けて余剰を生じた工事費をもつて査定外の工事を施行したもの
 (五四一) 佐賀外一県で、町が施行した農業用施設災害復旧工事に対し国庫補助金五、七四五、三五〇円(うち昭和二十五年交付分五、一九九、三五〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、同一工事箇所
 所の復旧工事費を農林、建設両省から重複して査定を受けたため、既に建設省所管国庫負担工事として施行済の箇所に相当する工事費は廃工処理すべきであるのにこれを行わず、余剰を生じた工事費をもつて査定外に改良工事を施行して、二十七年以降において交付予定の補助金中減額を要するものが左のとおり三件二、七二三、七五〇円ある。

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち二、十六年度までに交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する補助金相当額(うち二十七年以降交付予定額中減額を要する額)
(五四一) 佐賀県	小城郡小城町河原川地区護岸二十四年災害復旧	小城町	三、九五、〇〇〇円	二、五九、〇二五〇円	二、〇七、三、五〇〇円	七、五、〇〇〇円	五、六、七、五〇〇円 (五、一六、七、五〇〇円)
(五四二) 同	小城郡小城町寒気本山地区護岸二十四年災害復旧	同	七、九〇、六〇〇円	五、一、三、六、九〇〇円	三、二、五、八、五〇〇円	二、八、〇、〇〇〇円	一、八、二、六、五〇〇円 (一、八、二、六、五〇〇円)
	護岸延長三、〇五五米を復旧したこととしているが、そのうち一、三七〇米は別途建設省所管国庫負担事業として						

施行し、二十五年三月完成した二十四年災害噴気川護岸工事の施行部分と重複しており、又、四九四米は既設護岸が現存しているため工事施行の必要がなく、結局同町においては残りの一、一九一米を工費五、〇九六、〇〇〇円で施行し、残額二、八一〇、〇〇〇円は査定外に施行した床止えん堤等の工事費に充当している。

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち二、十六年度までに交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する補助金相当額(うち二十七年以降交付予定額中減額を要する額)
(五四三) 長崎県	北松浦郡調川町平尾堤塘二十三年災害復旧	調川町	一、六〇、〇〇〇円	一、〇五、〇〇〇円	五、四、六、〇〇〇円	五、〇、〇〇〇円	三、〇、〇〇〇円 (三、〇、〇〇〇円)
計			三、三、七、七、〇〇〇円	八、八、二、一、五〇〇円	五、七、五、三、五〇〇円	四、〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、二、七、七、七、五〇〇円 (二、二、七、七、七、五〇〇円)

(四) 施工が粗漏で工事の目的を達していないもの
 (五四四) 農林省、金沢農地事務局及び福島外四県で、公共団体である道、県、村、農業協同組合等が施行した土地改良、漁港修築及び災害復旧等の工事に対し国庫補助金三四、四二七、五八〇円(うち昭和二十五年交付分一、七九七、〇〇〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、工事の施行監督又は検収が不十分のため、護岸の裏込工を全然施行していないもの、埋積土砂の上に防波堤基礎を直接施工したものの、コンクリートの配合が悪いため設計どおりの強度を保っていないもの、コンクリート水路の基礎杭を施工していないものなどその施工が粗漏で補助の目的を達していないと認められるものが左のとおり八件一六、八一二、一八一円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの六八八、三五〇円)あり、うちには本院会計実地検

查当時既に災害を受けて倒壊するなど施行の目的を全く達していないものもある状況である。

道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	補助工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
-----	-----	------	-----	-----------------	---------------------------	-----------------------	--

(五四四)	北海道 幌別郡幌別町登別漁 港修築	北海道	二,五〇〇,〇〇〇 円	七,五〇〇,〇〇〇 円	七,五〇〇,〇〇〇 円	四,六二五,三三〇 円	二,七六九,三三〇 円
-------	-------------------------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

西防波堤延長一八〇米のうち二十六年度に施行した三五米は、基礎をたい、積砂土の上に直接施行したため先端六米が転倒し、又、埋立護岸の基礎根掘二六、〇七三平米は土質の軟弱な砂地を掘き、そのまま放置していたため再び埋没している。

(五四五)	福島県 南会津郡楢原町中山 水路二十五年度災害復 旧	楢原町	一,一〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	三,六四〇	二,七二〇
(五四六)	茨城 筑波郡福岡村川通元 区護岸二十三年災害 復旧	福岡郷土地改良 区	五〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇
(五四七)	千葉 銚子市高神東町溜池 二十四、二十五年災 害復旧	西芝農業協同組 合	一,七五〇,〇〇〇	一,一四三,三三〇	四,五五〇,〇〇〇	一,七五〇,〇〇〇	一,一四三,三三〇 (六八三,三三〇)

ため池堤との法張コンクリート五六六米は一・三・六の配合比で施行することとなっているのに、実際は一・四・八程度となっており、又、割栗石も右延長に対し厚さ四〇糎施行することとなっているのに、実際は二五糎五となつてゐる。

(五四八)	富山 富山市粟島排水路改 修	粟島土地改良区	一,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三,一〇〇	二,二八〇
(五四九)	兵庫 津名郡尾崎村尾崎漁 港二十四年度災害復旧	尾崎村	二,四三三,〇〇〇	一,八九五,〇〇〇	一,八九五,〇〇〇	二,九八五,三三	二,八九五,九
(五五〇)	長崎 長崎市長崎漁港修築	長崎県	四,五八八,一六〇	三,一五四,〇八〇	三,一五四,〇八〇	三,一一一,七	二,〇五九,八

(支出庁農林省)

突堤内の埋立工事は現場の地盤が軟弱な泥土層であるのにその調査が十分でないし、岸壁基礎もこのような地層にはありがちな地下土壌の移動力に対して十分に設計されていないので徐々に施行すべきものと認められるのに、早急施行したため東側岸壁先端部一〇〇米が崩壊している。

(是正済)	大分県 日田郡大鶴村鶴地区 旧井堰二十五年災害復 旧	大鶴村	一,一〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
計			六,六一九,一六〇	三,五二五,九三〇	三,四四七,五八〇	三,五八二,四三三	二,六八二,二八一 (六八三,三五〇)

備考 是正済のものについては二一六頁参照

(五) 工事の出来高が不足しているもの

(五五一) 農林省、林野庁、仙台外三農地事務局及び北海道外二七府県で、公共団体である県、市、町、村、農業
(六二二) 協同組合等が施行した土地改良、漁港修築、林道開設及び災害復旧等の工事に対し国庫補助金一三九、八八七、

八五九円(うち昭和二十五年分二一、〇九九、五九八円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、工事の施行監督又は検収が不十分なため、設計に比べ護岸の法長又は裏込栗石、水路のコンクリート、防波堤の延長、耕地復旧の盛土が不足しているもの及び練積石垣を空石積で施行したものなど工事の出来高が不足して、補助額が適正額より超過する計算となるものが左のとおり八七件二七、七三六、二八八円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの一二、五七四、六一五円)ある。

右については、いずれも事業施行の効果が薄く、中には後年災害を誘発する虞のあるものもあると認められるので嚴重注意したところ、二十七年十二月二十日までに工事の手直しを行い是正を了したものが一五件二、九九三、七二三元ある。

なお、工事の出来高が不足しているものうち出来高に不足があつたため事業主体が補助金の範囲内で工費を経理することができるとなるなど結局正当な自己負担をしていないことが明らかになつたものは別項(八)に記載したとおりである。

道府県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 (うち二十七年 以降交付予定 額中減額を 要する額)
------	-----	------	-------	-----------------	---------------------------	--------	---

(五五一) 北海道 虻田郡京極村春日地区灌漑排水路改修 春日水利組合 六〇〇,〇〇〇 円 二七〇,〇〇〇 円 二七〇,〇〇〇 円 四一七,〇四四 円 一八七,六七〇 円

(五五二) 同 石狩郡石狩町茨戸地区灌漑排水路改修 花畔農業協同組合 六四七,〇〇〇 二九一,五〇〇 二九一,五〇〇 七三八,五〇七 三三三,三三八

(五五三) 同 上川郡江別村井堰二十五年度災害復旧 嵐山水利組合 四〇八,二〇〇 二六五,三〇〇 一九五,〇〇〇 四一九,〇〇〇 二七二,三三〇

(五五四) 同 空知郡幌向村土地改良区灌漑排水路改修 晩翠土地改良区 五三九,七三三 二四二,八七六 二四二,八七六 四三三,七五八 一九〇,二四一

(五五五) 同 夕張郡長沼町土地改良区区劃整理 南長沼 四一〇,〇〇〇 一八九,〇〇〇 一八九,〇〇〇 九一五,一三九 四二一,八二二

(是正済) 青森県 西洋軽郡森田村左衛門堰灌漑排水路改修 受益者共同施行 三六五,〇〇〇 一四六,〇〇〇 一四六,〇〇〇 五九一,三三〇 二三六,四八八

(五五六) 岩手県 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻堤塘二十三年災害復旧 三ヶ尻耕地整理組合 九六,〇〇〇 六四,〇〇〇 六四,〇〇〇 四三三,〇〇〇 一七四,〇〇〇

(五五七) 同 稗貫郡内川目村河東堰堤二十三年災害復旧 内川目村 三三七,五〇〇 二四七,七五〇 二四七,七五〇 二四〇,四八八 一五八,六六一

第二章 第四節 第七 農林省 (五五八—五六二)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(五五八)	和賀郡江釣子村猿田川水路護岸二十三年災害復旧	江釣子村	一,四八〇,〇〇〇	九二七,〇〇〇	九二七,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	二八,七〇〇
(是正済)	登米郡米川村林道赤沢線二十三年災害復旧	米川	八六四,二八六	四三二,四四三	四三二,四四三	三三八,九九〇	一七九,四九五
(是正済)	名取郡生田村林道坪沼線二十五年災害復旧	生田	一,一五〇,〇〇〇	四九五,〇〇〇	四九五,〇〇〇	二七五,二四九	一三〇,〇九九
(是正済)	北秋田郡東館村第二線水路新設	秋田	二,〇二五,〇〇〇	一,四七五,〇〇〇	一,四七五,〇〇〇	二二七,七七七	一一八,六四四
(五五九)	北秋田郡東館村第二線水路新設	同	四,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八九九,四八八	四四四,九七四
(是正済)	石城郡沢渡村奥地林道葎平線開設	福島	三,九六六,〇〇〇	二,三二一,六〇〇	二,三二一,六〇〇	五九七,五五五	三九,五〇九
(五六〇)	相馬郡大野村馬蓄沢溜池二十五年災害復旧	大野村	一,三三〇,〇〇〇	八五八,〇〇〇	八五八,〇〇〇	二四四,〇〇〇	一七七,九三〇
(五六一)	西白河郡小田川村芳賀須内溜池二十五年災害復旧	小田川	四,四〇〇,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	一,八八五,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二二七,〇〇〇

(五六二)	南会津郡富田村中島堤塘二十四年災害復旧	富田	一,七六〇,〇〇〇	一,一四四,〇〇〇	一,一四四,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇
(五六三)	鹿島郡夏海村広浦堤塘二十四年災害復旧	夏海村広浦干拓耕地整理地区	一,〇〇〇,〇〇〇	八四四,〇〇〇	八四四,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一四九,五〇〇
(五六四)	筑波郡福岡村福岡堰溢流堤塘二十五年災害復旧	福岡堰土地改良区	四,七三三,一〇〇	三,〇〇三,五八〇	二,四〇四,〇〇〇	九二四,二二〇	六〇〇,七三六
(五六五)	行方郡潮来町沖の洲堤塘二十五年災害復旧	潮来町耕地整理組合	三,一五〇,〇〇〇	二,〇四七,五〇〇	一,一〇四,〇〇〇	五〇一,〇〇〇	三二六,三〇〇
(五六六)	行方郡潮来町十四番地区堤塘二十五年災害復旧	潮来町十四番土地改良区	五,八〇〇,〇〇〇	三,七二七,〇〇〇	三,七二七,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一,一四九,八五〇
(五六七)	行方郡潮来町十四番地区堤塘二十六年災害復旧	潮来町十四番土地改良区	七〇〇,〇〇〇	四四五,〇〇〇	四四五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一一三,七五〇
(五六八)	行方郡潮来町津知、延方堤塘二十四年災害復旧	潮来町津知、延方水害予防組合	七,三三〇,〇〇〇	四,七五八,〇〇〇	一,六二五,〇〇〇	一,七三二,四八〇	一,一一九,六二二
(五六九)	行方郡潮来町津知、延方堤塘二十五年六月災害復旧	潮来町津知、延方水害予防組合	三,五六八,〇〇〇	二,三一九,二〇〇	六五〇,〇〇〇	八五六,三二〇	五五六,六〇八

千拓堤と、護岸延長二、七二六米は裏込礫一〇米当り五立米八二総量二三五立米を施行することとなっているのに、実際は全く施行しておらず、又、コンクリートは配合比一・三・六となっているのに、実際は一・四・八程度となつてゐる。

千拓堤と、護岸延長一、七三八米は裏込礫一〇米当り六立米二二三総量一、〇八二立米を施行することとなっているのに、実際は全く施行しておらず、又、護岸コンクリートは配合比一・三・六となっているのに、実際は一・四・八程度となつてゐる。

第二章 第四節 第七 農林省 (五六二—五六九)

第二章 第四節 第七 農林省 (五七〇—五七七)

一七二

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(五七〇) 茨城県	行方郡潮来町津知、 延方堤塘二十五 年八月災害復旧	潮来町津知、延 方水害予防組合	四、四〇〇,〇〇〇	二、九五一,〇〇〇	一、六五五,〇〇〇	一、〇八九,六〇〇	七〇八,二四〇 (七〇八,二四〇)
(五七一) 同	結城郡西豊田村西豊 田排水路二十三年災 害復旧	西豊田村	三、〇〇〇,〇〇〇	一、九五〇,〇〇〇	一、九五〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇	一、五二一,〇〇〇
(五七二) 群馬県	吾妻郡原町諏訪沢排 水路二十三年災害復 旧	原町農業協同組 合	八〇〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	一、四〇,〇〇〇	一、〇七五,〇〇〇
(五七三) 同	北群馬郡長尾村鯉沢 水路二十四年災害復 旧	長尾村	二、七五〇,〇〇〇	一、七四四,五〇〇	七三三,二五〇	二、五五六,五五〇	一、六六一,一七〇 (一、六六一,一七〇)
(五七四) 同	利根郡川場村溝又護 岸排水路二十四年災 害復旧	川場	六、七〇〇,〇〇〇	四、三三三,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇	一、八八八,八八五	一、三二五,八八〇 (一、三二五,八八〇)
(五七五) 同	利根郡古馬牧村真庭 地区立沢排水路二十 四年災害復旧	古馬牧	二、六〇〇,〇〇〇	一、九二四,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一、四四四,〇〇〇	一、一三三,三六〇 (一、一三三,三六〇)
(五七六) 同	山田郡川内村八幡平 用水路二十四年災害 復旧	川内	二、九〇〇,〇〇〇	八八八,五〇〇	八八八,五〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	一、三六五,〇〇〇
(是正済)	北葛飾郡行幸村用水 路二十四年災害復旧	行幸	一、〇九五,〇〇〇	七七一,七五〇	五六五,四四〇	五九九,〇〇〇	三、八九三,三五〇 (一、四六三,〇〇〇)
(五七七) 千葉県	安房郡七浦村平磯漁 港二十四年災害復旧	七浦村東部漁業 協同組合	一、三三三,〇〇〇	七七八,八〇〇	五七五,五〇〇	三三三,〇〇〇	一、四五一,六〇〇 (一、四五一,六〇〇)

(五七八) 同	安房郡七浦村平磯漁 港二十五年災害復旧	同	二、〇三三,〇〇〇	一、三三〇,八〇〇	六三七,〇〇〇	三、六〇〇,〇〇〇	二、三三九,九五〇 (三、三三九,九五〇)
(五七九) 同	安房郡太海村浜波太 漁港二十五年災害復 旧	浜波太漁業協同 組合	一、〇九〇,〇〇〇	七〇八,五〇〇	七〇八,五〇〇	二二二,四九九	一、四三三,九四八
(是正済)	君津郡青堀町大堀漁 港二十三年災害復旧	大堀	三、六三三,〇〇〇	一、八七二,四四〇	一、八七二,四四〇	一、五八〇,〇〇〇	一、〇一一,七〇〇
(五八〇) 同	君津郡昭和町奈良輪 旧漁港二十三年災害 復旧	奈良輪	二、二〇〇,〇〇〇	一、二三〇,〇〇〇	一一三〇,〇〇〇	二九九,九六〇	一、八八八,四七七
(五八一) 同	山武郡大網町小中川 溜池堤塘二十五年災 害復旧	小中川土地改良 区	二、九六〇,〇〇〇	一、九二四,〇〇〇	三、四六六,〇〇〇	六九五,四七七	四、五二一,〇五六 (四、五二一,〇五六)
(是正済)	愛甲郡南毛利村船子 頭首工二十六年災害 復旧	南毛利村	一、六〇〇,〇〇〇	一、〇八八,〇〇〇	七五五,〇〇〇	二二二,二四二	一、〇五八,六一一 (一、〇五八,六一一)
(五八二) 新潟県	中魚沼郡倉俣村重地 地区堤塘二十四年災 害復旧	受益者共同施行	二、三〇〇,〇〇〇	一、四九五,〇〇〇	一、四九五,〇〇〇	四九〇,〇〇〇	三、一八〇,〇〇〇
(五八三) 同	東頸城郡神見村神谷 地区水抜隧道二十三 年災害復旧	同	一、八三六,四六一	一、一三三,七〇〇	一、一三三,七〇〇	五四四,二二五	三、五三〇,〇三〇
(五八四) 富山県	中新川郡三郷村土地 改良 (支出庁金沢農地事務局)	三郷村農業協同 組合	一、九〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	一、一五〇,〇〇〇
(五八五) 石川県	江沼郡三木村永井農 道二十三年災害復旧	三ヶ浦土地改良 区永井工区	一、七二二,〇〇〇	八二六,八〇〇	八二六,八〇〇	三三三,〇〇〇	二、三四一,五三〇

第二章 第四節 第七 農林省 (五七八—五八五)

一七三

第二章 第四節 第七 農林省 (五八六―五九三)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(五八六) 石川 県	鹿島郡笠師保村海岸 堤塘二十五年災害復 旧	笠師保村	二四九,000 円	一六四,四三〇 円	一六四,四三〇 円	四八,八〇〇 円	二五,三三〇 円
(五八七) 同	鹿島郡崎山村海岸堤 塘二十五年災害復旧	崎 山	一五八,〇〇〇	一〇三,三〇〇	一〇三,三〇〇	一四,〇〇〇	一一,一〇〇
(五八八) 同	羽咋郡西海村地下の 洞漁港修築	西 海	一〇,五〇〇,〇〇〇	四,一〇〇,〇〇〇	四,一〇〇,〇〇〇	五八,三三〇	二五,三三〇
(五八九) 同	羽咋郡高浜町高沢漁 港修築	高 浜 町	七,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	四三,一四〇	一六九,二五六
(五九〇) 同	羽咋郡富来町七海漁 港二十五年災害復旧	富 来	一,〇〇〇,〇〇〇	七一一,〇〇〇	七一一,〇〇〇	一九,六六八	一八,一〇七
(五九一) 福 井 県	福井市木田護岸二十 三年災害復旧	福 井 市	九三三,〇〇〇	六〇五,八〇〇	四七六,三三〇	一六七,〇〇〇	一〇八,五五〇 (一〇八,五五〇)
(五九二) 同	今立郡味真野村積寒 土地改良 (支庁庁金沢農地事務局)	文室土地改良区	四九五,〇〇〇	二,〇九〇,〇〇〇	二,〇九〇,〇〇〇	五三,一〇〇	一四八,〇〇〇
(五九三) 同	今立郡北新庄村北水 路二十三年災害復旧	北新庄村農業協 同組合	三,一〇〇,〇〇〇	二,〇三三,五〇〇	二,〇三三,五〇〇	四一九,九九〇	二七,二九九

(五九四) 同	坂井郡高椋村内松原 用水二十三年災害復 旧	高 椋 村	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九七五,〇〇〇	一六七,一九三	一〇八,六七五
(五九五) 同	坂井郡春江町高江水 路二十三年災害復旧	春 江 町	二,九七〇,〇〇〇	一,九三〇,五〇〇	一,九三〇,五〇〇	四七二,〇〇〇	三〇六,八〇〇
(五九六) 同	坂井郡東十郷村五ヶ 江用水二十三年災害 復旧	東十郷村用水普 通水利組合	五,一七二,〇〇〇	三,三六一,八〇〇	三,三六一,八〇〇	一,五〇〇,〇七六	九七五,〇四九
(五九七) 長 野 県	上水内郡鳥居村蟹沢 水路二十三年災害復 旧	鳥 居 村	一,〇四五,〇〇〇	六七九,二〇〇	六七九,二〇〇	三三四,〇〇〇	二〇四,一〇〇
(是正済) 同	諏訪郡下諏訪町林道 砥沢線二十五年災害 復旧	下諏訪町森林組 合	三七五,〇〇〇	一七五,一〇〇	一七五,一〇〇	二七,八五四	二九,九七六
(五九八) 岐 阜 県	恵那郡三郷村堤塘二 十六年災害復旧	三 郷 村	三,〇六三,九四六	一,九八六,六〇〇	一,九八六,六〇〇	一五五,八四六	一〇一,二九九
(五九九) 滋 賀	滋賀郡木戸村大川本 線堤塘二十六年災害 復旧	木戸村農業協同 組合	五三七,〇〇〇	三四九,〇五〇	三四九,〇五〇	一八四,〇〇〇	一一六,六〇〇
(是正済) 大 阪 府	岸和田市岸和田漁港 突堤二十五年災害復 旧	大 阪 府	二,四五〇,〇〇〇	一,五〇五,〇〇〇	一,五〇五,〇〇〇	二二九,〇七	一四七,〇八〇
(六〇〇) 兵 庫 県	揖保郡新宮町香山井 堰二十五年災害復旧	香島農業協同組 合	九五一,六〇〇	六八五,四〇〇	三五八,八六五	三五九,〇〇〇	二二〇,三三〇 (二二〇,三三〇)
(六〇一) 和 歌 山	那賀郡安楽川村安楽 川井堰二十五年災害 復旧	安楽川井普通水 利組合	九六〇,〇〇〇	六二四,〇〇〇	二,〇九三,〇〇〇	八八,二三四	五三,一八七 (五三,一八七)

第二章 第四節 第七 農林省 (五九四―六〇一)

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうちに 十六年度までに 交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 (昭和二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額)
(是正済)	和歌山県	東牟婁郡那智町市野 野水路二十三年災害 復旧	二,000,000円	一,000,000円	一,000,000円	三〇一,三一九円	三三二,五〇〇円
(六〇二)	島根県	松江市大井沖堤塘嵩 上	三,000,000	一,八六〇,000	一,八六〇,000	六七〇,八一九	四〇〇,一〇七
(六〇三)	同	松江市福富町沖堤塘 二十六年災害復旧	一,000,000	六二五,000	六二五,000	二六五,九七七	一四〇,一〇七
(六〇四)	同	安濃郡久手町水路二 十五年災害復旧	九〇〇,000	六二〇,000	六二〇,000	一六〇,000	一〇〇,000
(六〇五)	同	鹿足郡柿木村大井谷 堤塘二十六年災害復 旧	一,三〇〇,000	八六〇,000	八六〇,000	二五二,九〇一	一三二,七三六
(六〇六)	同	鹿足郡柿木村タクミ ヤ堤塘二十六年災害 復旧	一,一七〇,000	七二六,000	七二六,000	一六〇,九六一	二九,〇〇九
(六〇七)	同	八束郡佐太村武代堤 塘嵩上	八〇〇,000	五二六,000	五二六,000	一六三,四九四	三三,七七一
(六〇八)	岡山県	岡山市旭川合同用水 改良	二,一〇〇,000	二,〇三〇,000	二,〇三〇,000	五六,三七七	二六三,八八八

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうちに 十六年度までに 交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 (昭和二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額)
(是正済)	広島県	山県郡殿賀村木坂井 堰二十五年災害復旧	一,〇〇〇,000	六二六,一五〇	六二六,一五〇	五五,〇〇〇	三三二,七三〇
(是正済)	山口県	岩国市室木本谷水路 二十五年災害復旧	九五〇,000	六二二,000	四四二,九五〇	三〇〇,000	一七,六七一
(是正済)	同	熊毛郡伊保庄村赤石 堤塘二十五年災害復 旧	三,三〇〇,000	二,一六〇,000	一,六五八,八〇〇	三七二,八〇八	二四二,三三六
(是正済)	同	都濃郡中須村林道太 田原線二十六年災害 復旧	二,〇〇一,000	一,〇〇一,一五〇	一,〇〇一,一五〇	二四〇,一五〇	二二〇,二二二
(六〇九)	徳島県	三好郡足代村林道伊 月谷線二十五年災害 復旧	七九〇,000	三九五,000	三九五,000	二五二,一七一	二二六,四四一
(六一〇)	高知県	幡多郡三崎町漁港船 溜二十四年災害復旧	一,〇一一,000	六五七,一五〇	六五七,一五〇	七五,五七一	五〇,一〇二
(六一一)	福岡県	糸島郡周船寺村周船 寺地区灌漑排水溜池 改修	七三〇,000	二九六,000	二九六,000	四〇,000	二六,000
(六一二)	同	糸島郡深江村深江漁 港二十五年災害復旧	一,二四〇,000	一,〇六一,000	一,〇六一,000	五五,000	五〇,八五〇
(六一三)	佐賀県	小城郡三日月村山王 川護岸二十四年災害 復旧	四,一〇六,000	二,三三〇,八五〇	一,七七一,一五〇	一,三九六,〇〇〇	一,一四四,〇〇〇
(六一四)	同	護岸延長一、五一〇米に擁壁コンクリート一、〇一九立米を打設することとなつてゐるのに、実際は六〇七立米を打設したに過ぎず四一二立米が不足してゐる。	三,九〇〇,000	八三五,000	二,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,000	四,〇〇〇,000

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
----	-----	------	-------	-----------------	---------------------------	--------	--

水路護岸延長一、九七五米を施行することとなっているのに、実際はうち一、〇〇〇米は被災軽微で工事を施行して
いない。

(六一五)	長崎県	佐世保市木風護岸二 十三年災害復旧	二七五,〇〇〇 円	一七五,七〇〇 円	一七五,七〇〇 円	二七,一六六	一七五,五三六 円
(六一六)	熊本	下益城郡海東村西海 東堰二十五年度災害復 旧	一三六,〇〇〇	八六,七〇〇	八六,七〇〇	一六六,〇〇〇	一〇九,一〇〇
(六一七)	宮崎	宮崎市加江田堤塘二 十四年度災害復旧	三三三,〇〇〇	二二六,一五〇	二,〇〇一,〇〇〇	二五五,〇〇〇	一六五,七五〇 (一五九,二五〇)
(六一八)	同	延岡市奥地林道祝子 川線二十四年度災害復 旧	三六〇,〇〇〇	二五三,〇〇〇	二五三,〇〇〇	三七一,三三〇	二五,一九九
(六一九)	同	北諸県郡山之口村野 上河原井堰二十六 年度災害復旧	一七六,〇〇〇	一四四,〇〇〇	九四九,〇〇〇	一四,三〇五	二九,七九六 (八七,二九八)
(六二〇)	同	西諸県郡飯野町上方 井堰二十四年度災害復 旧	二五〇,〇〇〇	八七五,〇〇〇	五,九九七五	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇)
(六二一)	同	東臼杵郡南方村岡元 堤塘二十六年度災害復 旧	一七六,〇〇〇	一〇〇,三〇〇	八六一,五〇〇	二〇一,〇〇〇	一〇〇,五〇〇 (一〇〇,〇〇〇)
(六二二)	同	宮崎郡清武町谷之口 護岸二十四年度災害復 旧	一五五,〇〇〇	七七,七〇〇	七七,七〇〇	二九,〇〇〇	一五,七五〇
計			二九八,〇七五一九	一七三,五五八五九	一三九,八七八五九	四五,三五八〇〇	二七,七三六二八 (二二,五七四六五)

備考 是正済のものについては二一六頁参照

(六) 工事の設計が過大なもの

(六二二) 仙台外三農地事務局及び岩手外一三府県で、公共団体である県、市、町、村、農業協同組合等が施行した
(六二二) 土地改良、地盤沈下対策及び災害復旧等の工事に対し国庫補助金四八、四九〇、七七五円(うち昭和二十五年
(六二二) 交付分七、四九二、二五〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、審査に当り設計と実
(六二二) 地との対査が十分でなかつたなどのため、砂利、砂等のコンクリート骨材は工事現場附近で採取することがで
(六二二) きるのに他から搬入することしたり、しゅんせつ船の労力費を過大に積算したり、コンクリート工及び石垣
(六二二) 工等の単価を高価に積算したり、農地の流入土砂を過大に計算したり、現場の土質が土砂又は軟岩であるのに
(六二二) これを硬岩として高価な積算をするなど過大な設計に対し、その額をも含めた工事費を国庫補助の対象とした
(六二二) ため補助金の減額を要するものが左のとおり二六件九、九〇三、一三三円(うち二十七年以降交付予定額中減
(六二二) 額を要するもの五、〇五二、三二二円)ある。

なお、工事の設計が過大なものうち設計が過大であつたため事業主体が補助金の範囲内で工事費を管理す
ることができることとなるなど、結局正当な自己負担をしていないことが明らかになつたものは別項(八)に記
載したとおりである。

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	過大設計額	同上に對する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(六三三) 青森県	南津軽郡竹館村広船溜池新設	受益者共同施行	二五,100,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	五七〇,000 円	三三〇,000 円
(六二四) 岩手県	釜石市嬉石漁港二十年災害復旧	釜石市	三,五二〇,000	二,三三〇,000	二,三三〇,000	1,106,466	776,015
(六二五) 山形県	西置賜郡小国町金目水路二十四年災害復旧	小国町	1,560,000	1,014,000	760,000	三三六,000	1,466,900 (1,466,900)
(六二六) 福島県	北会津郡湊村双瀧水路護岸二十四年災害復旧	湊村	八,500,000	五,五二五,000	四,160,000	六七五,000	四,835,000 (二,160,000)
(六二七) 同	双葉郡新山町小規模灌漑排水	福島県	一五,950,000	七,975,000	七,975,000	1,125,000	五,975,000
(六二八) 栃木県	芳賀郡益子町農地二十年災害復旧	受益者共同施行	1,375,000	六六七,500	二〇六,500	七四九,000	三,745,000
(六二九) 千葉県	安房郡勝山漁港二十年災害復旧	勝山町漁業協同組合	二,六三三,000	1,707,900	五二〇,000	六六七,779	四,四〇〇,611 (四,四〇〇,611)
(六三〇) 新潟県	中頸城郡上杉村六ヶ字土地改良	六ヶ字土地改良区	1,725,000	718,000	718,000	六七八,401	二,四七二,777
(六三一) 同	西頸城郡西海村水路二十五年災害復旧	釜沢用水組合	五,960,000	三,677,500	1,100,000	四,677,500	三,三三1,000 (三,三三1,000)

(六三二) 石川県	小松市向本折町土地改良	向本折町土地改良区	二八二,000	八四六,000	八四六,000	三六1,000	108,600
(六三三) 京都府	船井郡八木町水所溜池二十六年災害復旧	受益者共同施行	四四〇〇,000	二,六七七,500	二,107,500	四,五三,000	二,944,500 (二,944,500)
(六三四) 奈良県	高市郡阪合村白井谷溜池二十五年災害復旧	同	1,300,000	八四五,000	四三1,500	三三4,000	1,451,600 (1,451,600)
(六三五) 和歌山県	有田郡湯浅町南浜船溜二十三年災害復旧	湯浅町漁業協同組合	二八三,000	一八三,950	一八三,950	1,066,777	706,418
(六三六) 同	東牟婁郡太田村小匠防災溜池施設事業道路改修	和歌山県	三六10,500	二,三五三,三五	二,三五三,三五	三六〇,五六二	二,三三三,五六
(六三七) 島根県	簸川郡岐久村小田漁港防波堤二十五年災害復旧	岐久村	六五〇,000	五五六,400	五五六,400	1,334,468	1,134,477
(六三八) 岡山県	浅口郡大島村地盤沈下対策堤塘	大島	八,170,000	四,八〇〇,500	二,五四〇,000	二,三五1,000	1,339,000 (1,339,000)
(是正済)	岩国市森本屋開樋門地盤沈下	岩国市	二,500,000	1,115,000	1,100,000	二,27,000	1,481,500
(是正済)	光市三井今枿水路二十年災害復旧	光市	八六,000	五三三,450	五三三,450	二二五,000	1,381,250

コンクリート工事立米当り五、三〇〇円、型わく損料平米当り六〇〇円、石垣平米当り一、五二二円(控四五種)、一、九三六円(控六〇種)は、同年度に同村で施行した同種工事の単価コンクリート三、九九九円、型わく損料四〇〇円、石垣一、二四三円(控四五種)一、三八八円(控六〇種)に比べ著しく過大に積算されているばかりでなく、在来石垣の取外し石材二〇%を使用することができるのにすべて新規に購入することとしている。

県名	工名	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	過大設計額	同上に対する 補助金相当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(是正済)	山口県	玖珂郡南河内村当田 外四耕地二十六年災 害復旧	三,一五八,〇〇〇 円	一,五七九,〇〇〇 円	一,五七九,〇〇〇 円	一,三三九,〇〇〇 円	六,九五〇 円
(是正済)	同	農地二十六年災害復 旧	二,二五〇,〇〇〇 円	六五〇,〇〇〇 円	六五〇,〇〇〇 円	三三六,〇〇〇 円	一〇八,〇〇〇 円
(六三九)	愛媛県	周桑郡三芳村六反地 地区遊水池二十五年 災害復旧	三,一四〇,〇〇〇 円	二,一〇四,一〇〇 円	七五,〇〇〇 円	九四〇,〇〇〇 円	六,〇〇〇 円
(六四〇)	大分県	杵築町賀貫漁港二十 五年災害復旧	二,三〇〇,〇〇〇 円	二,〇〇〇,〇〇〇 円	二,〇〇〇,〇〇〇 円	一五六,〇〇〇 円	一五,〇〇〇 円
(六四一)	宮崎県	都城市有里護岸二十 五年災害復旧	一,五〇〇,〇〇〇 円	九四四,五〇〇 円	八七五,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇 円	一七,〇〇〇 円
(六四二)	同	北諸県郡山之口村桑 原護岸二十五年災害 復旧	四,七四〇,〇〇〇 円	三,一〇一,〇〇〇 円	二,二九二,二五〇 円	九五〇,〇〇〇 円	六,七五〇 円
(六四三)	同	西諸県郡紙屋村八久 保農道二十五年災害 復旧	一,八三三,〇〇〇 円	一,一八四,五〇〇 円	一,〇四四,五〇〇 円	三九四,六〇〇 円	一三,〇〇〇 円
(六四四)	同	東諸県郡本庄町木森 井堰二十五年災害復 旧	一六,四〇〇,〇〇〇 円	一〇,六六〇,〇〇〇 円	七,九二二,五〇〇 円	一,〇一三,〇〇〇 円	六,八四〇 円
計			一〇五,三三〇,〇〇〇 円	六二,六六〇,〇七五 円	四八,四九〇,七五五 円	一六,九四九,五七五 円	九,九〇一,二三三 円

備考 是正済のものについては二一六頁参照
(七) 原形超過工事を原形復旧工事として処理しているもの

(六四五) 岡山農地事務局及び秋田外四県で、公共団体である県、市、町、村、農業協同組合等が施行した災害復旧
(六五五) 工事及び地盤沈下対策工事に対し国庫補助金二四、五八八、八三〇円(うち昭和二十五年交付分一、〇〇〇、〇〇〇円)を交付している。

本件補助金は、原形復旧工事費とこれをこえる原形超過工事費とに区分し、その補助率を原形復旧は六割五分(漁港のうち組合施行以外のものにあつては六割六分七厘から九割九分六厘まで)、超過分は五割(漁港のうち第一種及び第二種は四割)とし、原形復旧分については高率となつてゐる結果、工事設計においても原形復旧分と超過分とを区分して取り扱う必要があるのに、本院で実地に検査を施行したところ、原形復旧工事として処理されているものうちに、空積石垣を練石積としたもの、応急的井ぜきを永久工法に改良したものの、潜管の一部が被災したのに全部を改修したもの、素掘水路を石積あるいはコンクリート水路としたもの、ずい道の巻立工事を施行したものの、護岸堤防の法長を増加したものと原形を超過して施行したものが左のとおり一件三、七五七、八二三円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの三、三七三、二七三円)ある。

県名	工名	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	補助金交付額 中減額を要す る額
(六四五)	秋田県	雄勝郡三梨村与惣右 衛門堰二十六年災害 復旧	四,四〇〇,〇〇〇 円	二,六六〇,〇〇〇 円	八一〇,〇〇〇 円	七,〇〇〇 円	一,一五〇,〇〇〇 円
		与惣右衛門堰水 利組合					(一,一五〇,〇〇〇) 円

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	補助金交付額 中減額を要す る額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(六四六) 秋 田 県	北秋田郡下川沿村山田川地区二十六年災害復旧	下川沿村農業協同組合	一六五,000.000 円	一〇七,五〇〇.000 円	一五,一〇〇.000 円	五,000,000.000 円	七五〇,000.000 円
(六四七) 同	南秋田郡大川村上瀧地内堤塘二十六年災害復旧	大川村	二二五,000.000	一八六,000.000	〇.000	〇.000	一四四,000.000 (一四四,000)
(六四八) 兵 庫 県	城崎郡三方村広井水路二十五年災害復旧	三方村	一,五五九,000.000	一,〇七四,八五〇.000	一,〇七四,八五〇.000	七,一五〇,000.000	一〇七,一五〇.000
(六四九) 山 口 県	光市光漁港二十六年災害復旧	光 市	七,七四〇,000.000	五,九一九,八二八.000	三,七二〇,000.000	一,三三〇,000.000	三六八,一四三.000 (三六八,一四三)
(六五〇) 同	厚狭郡王喜村宇津井地区地盤沈下対策	王 喜 村	一,三三七,000.000	八八二,〇〇〇.000	二二二,〇〇〇.000	四八七,七〇〇.000	七三三,五〇〇.000 (七三三,五〇〇)
(支出庁岡山農地事務局)							
(六五一) 同	玖珂郡由宇町室岡川水路二十六年災害復旧	山 口 県	三,七二〇,000.000	三,四九七,一五〇.000	八八,〇〇〇.000	三,七六〇,000.000	五九七,七〇〇.000 (五九七,七〇〇)
(六五二) 高 知 県	高岡郡窪川町大越頭首工二十六年災害復旧	窪川町農業協同組合	一,九八五,000.000	一,二二〇,二五〇.000	八八,〇五〇.000	八八三,〇〇〇.000	一三二,四四〇.000 (一三二,四四〇)
(六五三) 同	幡多郡下川口漁港給溜二十五年災害復旧	高 知 県	一,四一五,000.000	一,一九九,〇〇〇.000	一,一九九,〇〇〇.000	八五,〇〇〇.000	一六六,八三〇.000 (一六六,八三〇)
(六五四) 福 岡 県	糸島郡雷山村香力大溜池導水路二十六年災害復旧	前原雷山土地改良区	五,九七〇,000.000	三,四四五,五五〇.000	三,〇〇〇,〇〇〇.000	四,三三三,〇〇〇.000	一,七三三,〇〇〇.000 (一,七三三,〇〇〇)
(六五五) 同	糟屋郡須恵村溜池二十五年災害復旧	須 恵 村	二,五〇〇,000.000	一,六五五,〇〇〇.000	八四四,六五〇.000	二,一九四,〇〇〇.000	三三三,一〇〇.000 (三三三,一〇〇)
計			九五,七八〇,〇〇〇	六二,五二六,〇〇〇	二四,五八八,八三〇	二五,五四四,〇〇〇	三,七五七,八三三 (三,七五七,八三三)

(八) 事業主体が正当な自己負担をしていないため国庫補助金が過払となつてゐるもの

(六五六) 岡山農地事務局及び岩手外九府県で、市、町、村、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等が施行した

(七七二) 農業用施設及び漁港施設の災害復旧工事、堤とう補強等の地盤沈下並びに高潮対策工事に対し国庫補助金一六

一、三六六、四八五円(うち昭和二十五年年度交付分四一、一六一、五〇一円)を交付してゐる。

この種工事は、法令又は予算の定めるところにより、事業主体においてその工事費の一部を負担することになつてゐるが、事業主体が正当な自己負担をしないことがあると予算及び法令の趣旨に反し、又、正当な自己負担をしてゐるものとの間に公平を欠くこととなるので、大阪府その他数県の会計実地検査に際しては特にこの点に重点をおきその工事現場五、六四九箇所中四一三箇所につき検査を施行したところ、補助の対象となつた工事費のうちには、架空の労力費、材料購入代等で支払に立てたり、請負契約金額から値引させて工事代金を支払つてゐるなど、その実費は、県費補助金賦役換算その他立替金を合わせても国庫補助の対象となつた工事費より低額となつてゐて、事業主体が正当な自己負担をしてゐないものが、一五四箇所の多きに上り、そのうちには全く自己負担をしないで補助金相当額の範囲内で工事を施行し、余剰金を別途工事に使用したり、事業主体の一般経費に使用したものなどがあり、その経理が著しく妥当を欠いてゐるばかりでなく、工事の出来高も不良

のものが多く設計どおり完成していないため災害を受ける虞のあるものもあり、補助の目的を達していないものが少くない状況で、いま、この種事例のうち減額を要する補助金額十万元以上のものをあげると左のとおり一一六件五一、三三四、〇九五円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの三〇、二〇三、一四五円)になつてゐる。

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する補助金	同上のうちに二十六年度までに交付済の額	実際に要した工事費	同上に對する補助金相当額	減額を要する補助金額のうち二十七年以降交付予定額中減額を要する額	事業主体の負担予定額	事業主体の負担額
(六五六)	岩手県 下閉伊郡花輪村長沢排水路二十三年災害復旧	花輪村	二,100,000円	一,430,000円	九二〇,000円	一,九五〇,000円	一,二七五,000円	(一,二七五,000)	七,000,000円	五,100,000円
(六五七)	茨城 稲敷郡阿波村須賀津第一号堤塘二十三年災害復旧	須賀津耕地整理組合	九七〇,000	六三〇,000	六三〇,000	八〇八,八七	五二六,四三〇	一〇四,000	一,二二五,〇〇〇	八二五,九二
(六五八)	久慈郡金砂村農道及び堤塘二十五年災害復旧	金砂村	七九〇,000	五三三,五〇〇	四一六,〇〇〇	六四〇,一〇〇	四四三,六六五	(九七,五〇〇)	一,九七,〇〇〇	一,一七,〇〇〇
(六五九)	久慈郡大子町坂下井堰二十五年災害復旧	大子町	一,100,000	七二五,〇〇〇	三三三,〇〇〇	九三三,〇〇〇	六七七,七五〇	(一〇,二二〇)	一,〇,〇〇〇	一,一〇,〇〇〇
(六六〇)	久慈郡山田村柵谷堤塘護岸二十五年災害復旧	山田村	一,〇〇〇,000	六六九,〇〇〇	三三三,〇〇〇	七九三,〇〇〇	五二六,七五〇	(一七,二二〇)	一,一七,〇〇〇	一,五五,〇〇〇
(六六一)	久慈郡依上村高平井堰二十五年災害復旧	依上	二,〇〇〇,000	一,三〇〇,000	九一〇,000	一,七〇〇,000	一,一〇五,〇〇〇	(一五,五〇〇)	一,九五,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
(六六二)	久慈郡依上村番定井堰二十五年災害復旧	同	一,100,000	七二五,〇〇〇	三三三,〇〇〇	九三三,〇〇〇	六七七,七五〇	(一〇,四二〇)	一,〇,〇〇〇	一,一〇,〇〇〇

(六六三)	猿島郡香取村大山沼二十四年堤塘及び橋梁並びに二十五年度堤塘及び樋門捲上機基礎災害復旧	大山沼土地改良区	一,八四〇,000	一,一九六,〇〇〇	六八二,五〇〇	一,三三〇,000	八七〇,〇〇〇	(一九九,〇〇〇)	四,〇〇〇,000	三,〇〇〇,000
(六六四)	猿島郡香掛村六ヶ塚樋門扉二十六年災害復旧	飯沼	一,一八二,000	七四三,八〇〇	四〇〇,000	八六四,〇〇〇	五四八,100	(一七,七〇〇)	一,九七,000	三,一八,〇〇〇
(六六五)	猿島郡幸島村幸江崎堤塘二十五年災害復旧	幸江崎	一,一八五,000	七五二,五〇〇	三三七,五〇〇	八二二,七五〇	五二八,九七	(一七,六三三)	一,七六,三三	一,一七,一五〇
(六六六)	猿島郡新郷村中田堤塘二十四年災害復旧	中田	一,八五〇,000	一,10二,五〇〇	一一〇,二五〇	一,四一〇,〇〇〇	九二六,五三九	(二八,九九一)	四,〇〇〇,000	三,〇〇〇,000
(六六七)	行方郡香澄村永山堤塘二十四、二十五年災害復旧	受益者共同施行	二,10七,000	一,三二一,〇五〇	八八二,〇五〇	一,五二二,七五〇	九六三,一八七	(三三,七七三)	五,〇四二,五〇〇	四,四四〇,〇〇〇
(六六八)	西茨城郡西山村堤塘護岸二十四年災害復旧	同	七,二二五,五〇〇	四,七〇九,五七五	二,二七五,〇〇〇	五,四七六,二二五	三,五〇六,六一	(一,一四八,七九四)	一,八二,一七五	四,四四〇,〇〇〇
(六六九)	真壁郡小栗村小貝川取入井堰二十五年災害復旧	小栗土地改良区	九八二,五〇〇	六,七七九,七五〇	三,九〇〇,〇〇〇	八八八,一四三六	五,七七二,九三三	(六,六八七)	二,四三三,七五〇	一,五二〇,一八六
(六七〇)	真壁郡下館町大井口黒子堰二十四年災害復旧	大井口	八,六六七,〇〇〇	五,六〇一,〇五〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,二二七,〇一〇	二,七七五,〇三二	(一,一〇六,九九八)	二二,〇四二,五〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

導水路延長二、六九〇米及び井せき三箇所(計五〇二米)を工事費八、六一七、〇〇〇円(国庫補助五、六〇一、〇五〇円、

第二章 第四節 第七 農林省 (六七二—六七八)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち二十六年まで交付済の額	実際に要した工事費	同上に對する補助金相当額	減額を要する補助金額のうち二十七年以降に交付する額	事業主体の負担額
(六七二) 茨城県	真壁郡中村山王堰二十五五年災害復旧	中村樋口水利組合	三、七〇〇,〇〇〇 円	二、四〇〇,〇〇〇 円	一、五〇〇,〇〇〇 円	二、七〇〇,〇〇〇 円	一、七五〇,〇〇〇 円	六九五,五〇〇 円 (六九五,五〇〇) 円	九四二,五〇〇 円
(六七二) 同	結城郡大花羽村吉田用水路二十四年災害復旧	吉田用水土地改良区	六、六〇〇,〇〇〇 円	四、三三三,五〇〇 円	四、三三三,五〇〇 円	五、七四七,〇三二 円	三、七三五,五七〇 円	五八六,九三〇 円 (九七五,〇〇〇) 円	一、五四二,五〇〇 円 六三九,五三一 円
(六七三) 同	結城郡結城町結城用水堤塘二十四年災害復旧	結城用水	二、六〇〇,〇〇〇 円	一、七五五,五〇〇 円	一、七五五,五〇〇 円	二、一九七,〇〇〇 円	一、四二八,〇五〇 円	三〇七,四五〇 円	六三一,五〇〇 円 一五八,五〇〇 円
(六七四) 千葉県	安房郡白浜町小戸漁港二十三年災害復旧	白浜町漁業協同組合	一、五〇〇,〇〇〇 円	一、〇〇〇,〇〇〇 円	一、〇〇〇,〇〇〇 円	一、三一九,〇〇〇 円	八五七,三五〇 円	一四九,九五〇 円	四六二,六〇〇 円 二二九,六〇〇 円
(六七五) 同	安房郡白浜町島崎西漁港二十三年災害復旧	同	一、〇〇〇,〇〇〇 円	六五〇,〇〇〇 円	六五〇,〇〇〇 円	八二〇,〇〇〇 円	五三三,〇〇〇 円	一七七,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円 一一〇,〇〇〇 円
(六七六) 同	安房郡富崎町相浜漁港二十三年、二十四、二十五五年災害復旧	相浜漁業協同組合	六、四七〇,〇〇〇 円	三、六〇一,〇五〇 円	三、六〇一,〇五〇 円	五、五八八,〇〇〇 円	三、一三二,一〇〇 円	四六八,九五〇 円	二、五四二,六〇〇 円 一、六三三,六〇〇 円
(六七七) 同	安房郡長尾村川下漁港二十三年災害復旧	長尾村	一、一六〇,〇〇〇 円	七五〇,〇〇〇 円	七五〇,〇〇〇 円	九六一,〇〇〇 円	六三七,六七六 円	一六,三三四 円	三三〇,八〇〇 円 一六九,〇〇〇 円
(六七八) 同	安房郡長尾村砂取漁港二十四、二十五五年災害復旧	同	一、一六〇,〇〇〇 円	八一九,〇〇〇 円	八一九,〇〇〇 円	一、〇四九,七六〇 円	六六二,三四四 円	一三六,六五六 円	三七六,〇〇〇 円 一六七,七七〇 円

県費補助九四一、七〇〇円、自己負担二、〇七四、二五〇円(で復旧した)として計しているが、設計が過大であったため実際に要した工事費は四、一三七、〇二〇円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば国庫補助金二、七五四、〇六二円、県費補助金四六三、〇三七円、自己負担一、〇一九、九二二円となり、国庫補助金においては差引二、八四六、九八八円は減額を要するものである。

(六七九) 同	安房郡長尾村根本漁港二十三年災害復旧	同	一、六〇〇,〇〇〇 円	八七〇,〇〇〇 円	八七〇,〇〇〇 円	一、五〇〇,七五〇 円	七三三,三五六 円	一五五,七四四 円	六九八,〇〇〇 円 三九八,五七〇 円
(六八〇) 同	安房郡和田町真浦漁港二十五年災害復旧	真浦南三原漁業協同組合	三、二四一,〇〇〇 円	二、一〇六,六五〇 円	四四四,四〇〇 円	一、七七七,〇〇〇 円	一、四四一,〇五〇 円	九六四,六〇〇 円 (九六四,六〇〇) 円	九七三,三〇〇 円 〇 円
(六八一) 同	印旛郡大森町干拓堤塘二十三年災害復旧	発作耕地整理組合	二、九四三,二六四 円	一、九七三,七二二 円	一、六五五,〇〇〇 円	二、四四四,四六二 円	一、一六八,四〇〇 円	二八二,七七一 円 (二八二,七七一) 円	一、〇二六,九九二 円 五七二,一九〇 円
(六八二) 同	印旛郡豊住村長沼排水路二十三年、二十四、二十五五年災害復旧	長沼水害予防組	二、七六六,〇一〇 円	七六三,〇〇〇 円	五、三三三,三九〇 円	九、四四六,〇〇七 円	五、九四四,九〇四 円	一、六五五,一八六 円 (一、六五五,一八六) 円	四、一〇八,五一一 円 一、五五九,九一七 円

堤とう延長五、二七四米を工事費一、七三八、六〇一円(国庫補助七、六三〇、〇九〇円、自己負担四、一〇八、五一一円)で復旧したとして計しているが、設計が過大であったため実際に要した工事費は九、一四六、〇〇七円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば国庫補助金五、九四四、九〇四円、自己負担三、二〇一、一〇三円となり、国庫補助金においては差引一、六八五、一八六円は減額を要するものである。

(六八三) 同	香取郡昭栄村一坪田水路二十四年災害復旧	受益者共同施行	九〇〇,〇〇〇 円	六七五,〇〇〇 円	六七五,〇〇〇 円	五三三,二二六 円	三三三,八六八 円	二七,六一〇 円	三三三,〇〇〇 円 〇 円
(六八四) 同	東葛飾郡我孫子町堤塘二十四年災害復旧	同	一、〇〇〇,〇〇〇 円	八四五,〇〇〇 円	三七七,〇〇〇 円	一、一七二,〇〇〇 円	七三二,五五〇 円	一一二,四四〇 円 (一一二,四四〇) 円	四四三,〇〇〇 円 二二一,〇〇〇 円
(六八五) 同	東葛飾郡湖北村中峠水路二十三年災害復旧	同	一、六五五,六九九 円	一、〇三二,九九七 円	六五五,八五〇 円	一、一六〇,九八二 円	七五四,六三六 円	三〇八,二九九 円 (三〇八,二九九) 円	五七三,三三二 円 九六〇,四四五 円
(六八六) 滋賀県	甲賀郡油日村上野護岸二十五年災害復旧	甲南四箇町村土地改良区	八〇〇,〇〇〇 円	五二二,九五〇 円	五二二,九五〇 円	五二五,〇〇〇 円	三三八,〇〇〇 円	一八三,九九〇 円	一八三,〇〇〇 円 〇 円
(六八七) 同	坂田郡坂田村飯井堰二十五五年災害復旧	坂田村	八四〇,〇〇〇 円	五四六,〇〇〇 円	五四六,〇〇〇 円	五四二,二五五 円	三五二,八二六 円	一九四,一八四 円	二九二,〇〇〇 円 〇 円
(六八八) 大阪府	池田市東山井堰二十六年災害復旧	池田市	二、三三四,〇〇〇 円	一、四四四,六〇〇 円	一、三三七,二〇〇 円	一、九三五,三七七 円	一、二五七,九六三 円	一八七,六七七 円 (一八七,六七七) 円	七七九,四〇〇 円 四八九,七七七 円
(六八九) 同	茨木市春日地区井堰二十六年災害復旧	茨木	一、五七六,〇〇〇 円	一、〇一八,五五〇 円	八二六,二五〇 円	一、二二〇,八七五 円	七六七,〇六八 円	一九三,三〇〇 円 (一九三,三〇〇) 円	五四八,四四〇 円 一九二,三三三 円

第二章 第四節 第七 農林省 (六七九—六八九)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のう ち二十六 年度まで に交付済 費	実際に要 した工事 の補助 金相当額	減額を要する 補助金額 うち二十 七年 度以降交付 する額	事業主体 の負担予 定額	實際負担 額
大阪府	堺市三寶水路二十五 年災害復旧	大和川耕地整理 組合	三、〇三、八五三、四四三、八五四	六、一五、五〇〇、〇〇〇	一、〇九七、〇一八	七、一四八、〇六一	七、二六三、七九三	七、一四三、九九九	〇
			水路延長四、五五〇米及び農道延長三、九三四米その他を工事費二二、二〇二、八五二円(国庫補助一四、四三一、八五四円、府費補助六二七、〇〇〇円、自己負担七、一四三、九九八円)で復旧したとして、設計が過大であつたばかりでなく、工事の出来高に不足もあつたため、實際に要した工事費は一〇、九九七、〇一八円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば、国庫補助金七、一四八、〇六一円、府費補助金三三、二九九、九一〇円、自己負担三、五一九、〇四七円となり、国庫補助金においては差引七、二八三、七九三円は減額を要するものである。	四、一五、〇〇〇、〇〇〇	二、二三五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、一三二、五九五	一、〇六五、七九七	一、〇五九、二〇三
豊能郡箕面町止々呂 美耕地二十六年災害 復旧	箕 面 町	同	五、二八九、〇〇〇	二、六四四、五〇〇	四、〇五三、〇〇〇	二、一〇三、〇〇〇	二、一〇三、〇〇〇	二、一〇三、〇〇〇	二、六四四、五〇〇
			三島郡清溪村高山堤 塘二十六年災害復旧	清 溪 村	二、七七一、〇〇〇	一、六七二、一五〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一五六、〇〇〇	九八五、四〇〇
三島郡見山村当越井 堰二十六年災害復旧	見 山	同	一、二九八、〇〇〇	七五八、七五〇	七五八、七五〇	九六五、〇〇〇	六二七、七五〇	一、四一、四七五	四三九、二五〇
			三島郡見山村オダラ 井堰二十六年災害復旧	同	一、一七一、〇〇〇	七四〇、〇五〇	六六一、二五〇	一、八八四、〇〇〇	五五六、〇五〇
南河内郡国分町田輪 樋水路二十五年災害 復旧	国分町農業協同 組合	同	七、四三三、〇〇〇	四、八八八、四四〇	五、四四五、〇〇〇	五、三九九、五三三	三、五九六、九五	一、三三八、七五五	二、三四二、七〇〇
			水路延長二五八米のずい道を工事費七、四一三、〇〇〇円(国庫補助四、八一八、四五〇円、府費補助二五一、八五〇円、自己負担二、三四二、七〇〇円)で復旧したとして、設計が過大であつたため、實際に要した工事費は五、三九九、五三三円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば、国庫補助金三、五〇九、六九五円、府費補助金一八三、四四四円、自己負担一、七〇六、三九三円となり、国庫補助金においては差引一、三〇八、七五五円は減額を要するものである。	同	同	同	同	同	同

(六九七) 同	南河内郡狭山村狭山 池二十六年災害復旧	狭山池土地改良 区	二、三三三、〇〇〇	一、五三三、九五〇	五、五二五、〇〇〇	一、七二一、九六二	一、一〇六、三三八	四九六、六六二	八二七、〇五〇
			(四九六、六六二)	一、六六〇、三三三	〇	〇	〇	〇	〇
(六九八) 島根県	大原郡木次町鯉尾水 路二十五年災害復旧	木 次 町	九一〇、〇〇〇	五九一、五〇〇	五九一、五〇〇	五九一、五〇〇	三、八四四、七五	二〇七、〇二五	三、一八五、〇〇〇
			能義郡荒島村松崎堤 塘護岸二十四年災害 復旧	同	一、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	四三三、五〇〇	二二七、五〇〇
(七〇〇) 同	能義郡荒島村輪田堤 塘護岸二十五年災害 復旧	同	一、一五〇、〇〇〇	七四七、七五〇	七四七、七五〇	七四七、七五〇	四八八、八七五	二六二、六二五	四〇〇、二五〇
			能義郡荒島村輪田堤 塘護岸二十五年災害 復旧	同	一、一〇〇、〇〇〇	五九九、五〇〇	五九九、五〇〇	八八五、一〇〇	四九二、〇五〇
(七〇一) 香川県	高松市木太町地盤沈 下対策事業 (支出庁岡山農地事務局)	木太町農業協同 組合	一、一〇〇、〇〇〇	五九九、五〇〇	五九九、五〇〇	八八五、一〇〇	四九二、〇五〇	一〇七、四五〇	五〇〇、五〇〇
			高松市古高松町諏訪 免井堰二十五年災害 復旧	同	三、一五五、〇〇〇	二、〇五〇、〇七〇	一、〇〇一、〇〇〇	二、六四六、〇〇〇	七二九、九九〇
(七〇二) 同	高松市古高松町地盤 沈下対策事業 (支出庁岡山農地事務局)	古高松町土地改 良区	三、一五五、〇〇〇	二、〇五〇、〇七〇	一、〇〇一、〇〇〇	二、六四六、〇〇〇	七二九、九九〇	三、〇〇八、八五〇	一、一〇四、二五〇
			高松市古高松町地盤 沈下対策事業	同組合	一、四一三、〇〇〇	八六八、九五〇	八三八、九五〇	九八〇、二五〇	五五七、六六二
(七〇四) 同	高松市松島町地盤沈 下対策事業	松 島 町	一、五五六、〇〇〇	九八九、四〇〇	九八九、四〇〇	八二六、四三八	四六七、二二九	四六二、二八一	六六六、〇〇〇
			同	同	同	同	同	同	同

第二章 第四節 第七 農林省 (七〇五—七二二)

一九二

番号	県名	工 事	事業主体	工事費	補助金	交付済額	要する額	補助金額	事業主体の負担額
(七〇五)	香川県	高松市屋島町高汐炎 害防止施設事業 (支出庁岡山農地事務局)	屋島町農業共同 組合	一,一四七,〇〇〇 円	五七三,五〇〇 円	五七三,五〇〇 円	六八八,三〇〇 円	三三九,〇〇〇 円	五七三,五〇〇 円
(七〇六)	同	坂出市加茂町綾川水 路護岸二十五年度災 害復旧	加茂町	九三〇,〇〇〇	六四四,五〇〇	六四四,五〇〇	五七九,九〇〇	三三六,九三三	三三三,五〇〇
(七〇七)	同	大川郡志度町高汐炎 害復旧	志度町土地改良 区	二,二〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,六四三,六〇〇	一,〇六八,三三〇	七七〇,〇〇〇
(七〇八)	同	大川郡志度町地盤沈 下対策事業 (支出庁岡山農地事務局)	同	一,二七九,〇〇〇	六六三,〇〇〇	六六三,〇〇〇	一,〇七四,三二六	五九四,五三三	五,一五七,〇〇〇
(七〇九)	同	大川郡白鳥本町新地 堤塘二十五年度災害 復旧	白鳥本町農業協 同組合	一,二〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	九六七,七〇四	六二九,〇〇七	四二〇,〇〇〇
(七一〇)	同	大川郡白鳥本町前川 護岸二十五年度災害 復旧	白鳥本町土地改 良区	一,三〇〇,〇〇〇	八四四,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	一,一三二,三九四	七二八,八四一	四五五,〇〇〇
(七一一)	同	大川郡松尾村喜聖内 池堤塘二十六年災害 復旧	松尾村農業協同 組合	一,三九五,〇〇〇	九六六,七五〇	四三三,五〇〇	九四四,五〇〇	六〇〇,九二五	四八八,二五〇
(七一二)	同	大川郡松尾村給原池 堤塘二十五年度災害 復旧	同	一,一四〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一,一四二,四〇〇	六七七,五六〇	四〇四,〇〇〇
(七一三)	同	香川郡香西町西打水 路二十三年災害復旧	香西町農業協同 組合	一,五四〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	六九六,六三三	四四四,一一二	五三九,〇〇〇

(七一四)	同	香川郡塩江村上地頭 首工二十四年度災害 復旧	塩江村	九七七,〇〇〇	六三三,〇五〇	六三三,〇五〇	五七〇,〇〇〇	三九一,五〇〇	三三四,九五〇
(七一五)	同	香川郡塩江村五味尾 井堰二十五年度災害 復旧	同	九六六,〇〇〇	六四七,四〇〇	三六〇,七五〇	六八六,〇〇〇	四〇八,一〇〇	三四八,六〇〇
(七一六)	同	香川郡仏生山町柳生 井堰二十五年度災害 復旧	仏生山町農業協 同組合	三,五〇〇,〇〇〇	二,〇一七,〇〇〇	七五〇,七五〇	二,一四〇,〇〇〇	一,一三三,一一〇	一,八八三,〇〇〇
(七一七)	同	香川郡安原村鮎滝頭 首工及び水路二十五 年度災害復旧	安原村	一,八七六,〇〇〇	一,二二九,四〇〇	七二二,七五〇	一,二九五,五〇〇	八四三,〇七五	六五六,六〇〇
(七一八)	同	香川郡安原村川北用 水路二十五年度災害 復旧	同	一,五七〇,〇〇〇	六六七,〇五〇	三六〇,七五〇	八四四,一一一	五三三,七二七	三六九,九五〇
(七一九)	同	香川郡安原村御殿場 井堰二十五年度災害 復旧	同	一,一〇一,〇〇〇	六六三,六五〇	三六〇,七五〇	六五〇,〇〇〇	四三三,五〇〇	三五七,三五〇
(七二〇)	同	小豆郡池田町地盤沈 下対策事業 (支出庁岡山農地事務局)	池田町農業協同 組合	一,一三〇,〇〇〇	六五四,五〇〇	六五四,五〇〇	九四四,〇〇〇	五〇四,〇〇〇	四六五,五〇〇
(七二一)	同	小豆郡池田町中山池 余水吐二十六年災害 復旧	蛙子池土地改良 区	八二五,〇〇〇	五二九,七五〇	五二九,七五〇	五八九,九二〇	三三三,四八八	二八五,二五〇
(七二二)	同	小豆郡内海町橋漁港 二十六年度災害復旧	内海町	一,〇〇〇,〇〇〇	六六七,〇〇〇	六六七,〇〇〇	七五五,〇〇〇	五〇四,一一二	三三三,〇〇〇
(七二三)	同	仲多度郡四条村暗渠 二十四年度災害復旧	四条村農業協同 組合	一,四六〇,〇〇〇	九四九,〇〇〇	六〇一,二五〇	一,一七四,〇〇〇	七三三,一〇〇	五一一,〇〇〇
(七二四)	同	三豊郡大野原村大谷 池水路二十四年度災 害復旧	大野原村土地改 良区	一,一六〇,〇〇〇	一,〇三七,〇〇〇	一,〇三七,〇〇〇	一,二九〇,〇〇〇	八三八,五〇〇	五五三,〇〇〇
(七二五)	同	三豊郡笠田村沢の川 水路二十五年度災害 復旧	笠田村農業協同 組合	一,一七〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	四四四,〇三三	三七六,九五〇

第二章 第四節 第七 農林省 (七二四—七二五)

一九三

第二章 第四節 第七 農林省 (七二六—七三六)

一九四

番号	県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する補助金	同上のうちに二十六年まで交付済の額	実際に要した工事費	同上に對する補助金相当額	減額を要する補助金額のうち二十七年以降に交付する額	事業主体の負担額の實際負担額
(七二六)	香川県	三豊郡勝間村三ヶ用水路二十四年災害復旧	勝間村土地改良区	三,100,000 円	三,000,000 円	一,000,000 円	二,300,000 円	一,400,000 円	六四九,七七一 円	一,110,000 円
(七二七)	同	三豊郡勝間村菖蒲池二十六年災害復旧	勝間村農業協同組合	一,000,000	六六五,六〇〇	三五〇,〇〇〇	七六六,〇〇〇	四九七,九〇〇	(一六七,七〇〇)	三,五八四,〇〇〇
(七二八)	同	三豊郡観音寺町社家水路地盤沈下対策事業	観音寺町	一,六〇〇,〇〇〇	八二五,〇〇〇	八二五,〇〇〇	一,一九六,九八二	五九八,四九一	二六,五〇九	八二五,〇〇〇
(七二九)	同	(支出庁岡山農地事務局) 三豊郡託間町高汐災害復旧	託間町	四,010,000	二,六〇七,八〇〇	六六一,九六〇	三,一八八,六七八	二,〇七二,六四〇	(五三五,一六〇)	一,四四四,100
(七三〇)	同	三豊郡二ノ宮村瀬丸池西水路二十四年災害復旧	二ノ宮村	一,九二〇,〇〇〇	一,二七五,三〇〇	一,〇〇〇,〇三三	一,四一八,〇〇〇	九二二,七〇〇	(二七五,二七五)	六八六,七〇〇
(七三一)	高知県	安芸郡安芸町立花頭首工二十六年災害復旧	塩屋土地改良組合	一,四九〇,〇〇〇	九一五,八五〇	九一五,八五〇	一,〇〇六,〇〇〇	六五三,九〇〇	二六一,九五〇	四九三,五〇〇
(七三二)	同	安芸郡奈半利町加領郷漁港二十三年災害復旧	奈半利町漁業協同組合	一,五〇〇,〇〇〇	九七六,九五〇	九七六,九五〇	一,一三四,九五〇	七三二,七七二	二二九,二三三	五二六,〇〇〇
(七三三)	同	安芸郡奈半利町野友井堰二十五年災害復旧	奈半利町	九七三,〇〇〇	六三,四五九,五〇〇	五,九三三,四五〇	九,〇七九,〇〇〇	五,九10,130	(四三三,五〇〇)	二,七三三,〇〇〇
(七三四)	同	安芸郡野根町名留川井堰二十四年災害復旧	野 根	一,五五〇,〇〇〇	九七八,二五〇	九七八,二五〇	一,三二六,一六二	八五五,五〇五	一一三,七四五	五二七,七五〇
(七三五)	同	安芸郡室戸町行当漁港地盤沈下対策	室戸町漁業協同組合	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九七五,〇〇〇	一,一三八,八五〇	七四〇,〇三三	二三四,九七五	五二五,〇〇〇
(七三六)	同	安芸郡室戸町行当漁港二十三年災害復旧	同	一,400,000	八四五,〇〇〇	八四五,〇〇〇	九九〇,九九〇	六四四,四三三	二〇〇,八八七	四四四,〇〇〇
(七三七)	同	安芸郡安田町与床頭首工二十六年災害復旧	安 田 町	二,100,000	一,三三七,六〇〇	一,四四五,八五〇	一,六〇九,〇〇〇	一,四四五,八五〇	(三二一,七五〇)	七三六,四〇〇
(七三八)	同	香美郡片地村牛作地区水路護岸二十三年災害復旧	片地村土地改良組合	一,八九三,〇〇〇	一,二二〇,〇四〇	一,一三〇,〇四五〇	一,一三〇,〇四五〇	七九九,七九二	四三〇,六五八	六六二,五五〇
(七三九)	同	香美郡日章村防瀬堤二十三年災害復旧	日 章 村	四八二,〇〇〇	三,一三六,一五〇	三,一三六,一五〇	四,一七二,三三三	二,七六六,四九〇	三五九,六六〇	一,六八八,八五〇
(七四〇)	同	香美郡美良布町改護岸二十三年災害復旧	美 良 布 町	一,九七〇,〇〇〇	一,二九一,〇五〇	一,二九一,〇五〇	一,二二一,五五〇	八三九,五〇七	四五一,五四三	六九五,九五〇
(七四一)	同	高岡郡多ノ郷村農地二十三年災害復旧	多ノ郷村農業協同組合	一,七八七,〇〇〇	八九八,八五〇	八九八,八五〇	一,六九四,四一〇	八,一四七,二〇五	七七二,二九五	八九一,八五〇
(七四二)	同	高岡郡須崎町新荘漁港二十三年災害復旧	須 崎 町	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,一五八,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二七三,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
(七四三)	同	井堰二十五年災害復旧	正和池土地改良区	一,一七〇,〇〇〇	七六,〇五〇	七六,〇五〇	九六,四八〇	五八九,二二二	一三六,八八六	三九〇,九五〇
(七四四)	同	幡多郡大方町田浦漁港二十三年災害復旧	大方町漁業協同組合	三,九二〇,〇〇〇	二,五三六,三〇〇	二,五三六,三〇〇	三,〇〇〇,一四〇	二,一四五,〇九一	三九二,二〇九	一,三六五,七〇〇
(七四五)	同	幡多郡佐賀町佐賀漁港二十三年災害復旧	佐 賀 町	一,七六四,〇〇〇	一,一四六,六〇〇	一,一四六,六〇〇	一,三〇三,七〇〇	八四七,四〇五	二九九,一九五	七六三,八四〇
(七四六)	同	幡多郡清水町養老漁港二十五年災害復旧	清 水 町	五二四,〇〇〇	三六六,九九六	三六六,九九六	三六六,九九六	二六二,〇三三	一〇四,九六一	一四七,〇〇〇
(七四七)	同	幡多郡宿毛町大深浦堤塘二十三年災害復旧	宿 毛	一,一六六,〇〇〇	六九二,九〇〇	六九二,九〇〇	六九二,九〇〇	四四〇,三九五	二四二,二五五	三三三,100
(七四八)	同	幡多郡宿毛町小深浦堤塘地盤沈下対策	同	一,九七〇,〇〇〇	一,二八〇,五〇〇	一,二八〇,五〇〇	一,二二〇,五〇〇	八三三,三三五	四四八,一七五	六八九,五〇〇
(七四九)	同	幡多郡宿毛町志沃地区地盤沈下対策	同	四,五〇〇,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	一,〇七二,一〇五	一,〇七二,一〇五	一,五七三,七〇〇

第二章 第四節 第七 農林省 (七三七—七四九)

一九五

番号	県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する補助金	同上のうちに二十六年まで交付済の額	実際に要した工事費	同上に對する補助金相当額	減額を要する補助金額のうち二十七年以降に交付する額	事業主体の負担額の實際負担額
(七三七)	同	安芸郡安田町与床頭首工二十六年災害復旧	安 田 町	二,100,000	一,三三七,六〇〇	一,四四五,八五〇	一,六〇九,〇〇〇	一,四四五,八五〇	(三二一,七五〇)	七三六,四〇〇
(七三八)	同	香美郡片地村牛作地区水路護岸二十三年災害復旧	片地村土地改良組合	一,八九三,〇〇〇	一,二二〇,〇四〇	一,一三〇,〇四五〇	一,一三〇,〇四五〇	七九九,七九二	四三〇,六五八	六六二,五五〇
(七三九)	同	香美郡日章村防瀬堤二十三年災害復旧	日 章 村	四八二,〇〇〇	三,一三六,一五〇	三,一三六,一五〇	四,一七二,三三三	二,七六六,四九〇	三五九,六六〇	一,六八八,八五〇
(七四〇)	同	香美郡美良布町改護岸二十三年災害復旧	美 良 布 町	一,九七〇,〇〇〇	一,二九一,〇五〇	一,二九一,〇五〇	一,二二一,五五〇	八三九,五〇七	四五一,五四三	六九五,九五〇
(七四一)	同	高岡郡多ノ郷村農地二十三年災害復旧	多ノ郷村農業協同組合	一,七八七,〇〇〇	八九八,八五〇	八九八,八五〇	一,六九四,四一〇	八,一四七,二〇五	七七二,二九五	八九一,八五〇
(七四二)	同	高岡郡須崎町新荘漁港二十三年災害復旧	須 崎 町	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,一五八,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二七三,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
(七四三)	同	井堰二十五年災害復旧	正和池土地改良区	一,一七〇,〇〇〇	七六,〇五〇	七六,〇五〇	九六,四八〇	五八九,二二二	一三六,八八六	三九〇,九五〇
(七四四)	同	幡多郡大方町田浦漁港二十三年災害復旧	大方町漁業協同組合	三,九二〇,〇〇〇	二,五三六,三〇〇	二,五三六,三〇〇	三,〇〇〇,一四〇	二,一四五,〇九一	三九二,二〇九	一,三六五,七〇〇
(七四五)	同	幡多郡佐賀町佐賀漁港二十三年災害復旧	佐 賀 町	一,七六四,〇〇〇	一,一四六,六〇〇	一,一四六,六〇〇	一,三〇三,七〇〇	八四七,四〇五	二九九,一九五	七六三,八四〇
(七四六)	同	幡多郡清水町養老漁港二十五年災害復旧	清 水 町	五二四,〇〇〇	三六六,九九六	三六六,九九六	三六六,九九六	二六二,〇三三	一〇四,九六一	一四七,〇〇〇
(七四七)	同	幡多郡宿毛町大深浦堤塘二十三年災害復旧	宿 毛	一,一六六,〇〇〇	六九二,九〇〇	六九二,九〇〇	六九二,九〇〇	四四〇,三九五	二四二,二五五	三三三,100
(七四八)	同	幡多郡宿毛町小深浦堤塘地盤沈下対策	同	一,九七〇,〇〇〇	一,二八〇,五〇〇	一,二八〇,五〇〇	一,二二〇,五〇〇	八三三,三三五	四四八,一七五	六八九,五〇〇
(七四九)	同	幡多郡宿毛町志沃地区地盤沈下対策	同	四,五〇〇,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	二,九二五,〇〇〇	一,〇七二,一〇五	一,〇七二,一〇五	一,五七三,七〇〇

第二章 第四節 第七 農林省 (七五〇—七五七)

一九六

工 事	事業主体	工事費	同上に対する補助金	同上のうち二十六年度までに交付済の額	実際に要した工事費	同上に対する補助金相当額	減額を要する補助金額のうち二十七年以降交付する額	事業主体の負担予定額	事業主体の実際負担額
(七五〇) 高知県 幡多郡月灘村歳角地区畦畔二十四年災害復旧	月 灘 村	六五五,000 円	三七五,000 円	二六四,五〇〇 円	三七五,000 円	一六三,七五〇 円	(一六三,七五〇 円)	三七五,000 円	三七五,000 円
(七五一) 幡多郡月灘村西泊地区畦畔二十四年災害復旧	同	六九七,000 円	三四八,五〇〇 円	二六六,五〇〇 円	三四八,五〇〇 円	一七四,二五〇 円	(一七四,二五〇 円)	三四八,五〇〇 円	三四八,五〇〇 円
(七五二) 幡多郡月灘村姫ノ井地区畦畔二十四年災害復旧	同	八七〇,000 円	四四五,000 円	四三五,000 円	四三五,000 円	二二七,五〇〇 円	(二二七,五〇〇 円)	四三五,000 円	四三五,000 円
(七五三) 幡多郡東山村秋田地区農地二十六年災害復旧	東山村農業協同組合	二七〇,000 円	一三五,000 円	七五,〇〇〇 円	二二七,000 円	一一三,五〇〇 円	(一一三,五〇〇 円)	一三五,000 円	一三五,000 円
(七五四) 幡多郡藤岡村大淵井堰二十六年災害復旧	藤 岡 村	二,一〇〇,000 円	一,一八一,000 円	一,〇三三,五〇〇 円	一,一五〇,000 円	九三九,〇〇〇 円	(九三九,〇〇〇 円)	一,一五〇,000 円	一,一五〇,000 円
(七五五) 幡多郡藤岡村尾山井堰二十六年災害復旧	同	二,九四〇,000 円	一,八七二,六〇〇 円	一,二四八,九五〇 円	一,九四四,三三〇 円	一,一〇二,二一九 円	(一,一〇二,二一九 円)	一,九四四,三三〇 円	一,一〇二,二一九 円
(七五六) 福岡県 鞍手郡宮田町岩淵井堰二十五年災害復旧	宮 田 町	二,〇六〇,000 円	一,三三二,000 円	一,三三二,000 円	一,六四八,〇〇〇 円	一,〇九二,一〇〇 円	(一,〇九二,一〇〇 円)	一,六四八,〇〇〇 円	一,〇九二,一〇〇 円
(七五七) 三井郡大堰村床島頭首工二十三年災害復旧	床島江戸水道以上用水組合	三,〇〇〇,000 円	二,二七〇,000 円	二,四七〇,〇一四 円	二,二七五,三三六 円	一,六〇九,〇〇〇 円	(一,六〇九,〇〇〇 円)	二,二七〇,000 円	二,二七〇,000 円

堤と、延長七八三米を工事費四、五〇〇,〇〇〇円(国庫補助二、九二五、〇〇〇円、自己負担一、五七五、〇〇〇円)で復旧したこととして、設計が過大であつたため実際に要した工事費は二、九二五、〇〇〇円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば国庫補助金一、九〇一、二五〇円、自己負担一、〇二三、七五〇円となり、国庫補助金においては差引一、〇二三、七五〇円は減額を要するものである。

(七五八) 同 三井郡大堰村佐田頭首工二十五年災害復旧	同	一,〇〇〇,000 円	八四五,000 円	八四四,九〇〇 円	七六八,五〇八 円	四九五,三〇〇 円	(四九五,三〇〇 円)	一,〇〇〇,000 円	二六〇,〇〇〇 円
(七五九) 同 八女郡串毛村込野頭首工二十六年災害復旧	柳河町外五箇町村土木組合	六四三,〇〇〇 円	四一〇,一五〇 円	三〇五,五〇〇 円	五八〇,〇〇〇 円	三六三,〇〇〇 円	(三六三,〇〇〇 円)	四一〇,一五〇 円	一,一六六,一〇〇 円
(七六〇) 宮崎県 小林市長者井堰二十四年災害復旧	小 林 市	三,三〇〇,000 円	二,一四三,〇〇〇 円	一,一〇二,五〇〇 円	二,六〇〇,000 円	一七六,〇〇〇 円	(一七六,〇〇〇 円)	二,一四三,〇〇〇 円	六六〇,〇〇〇 円
(七六一) 同 北諸郡志和地村木場代水路二十五年災害復旧	受益者共同施行	三,三〇〇,000 円	二,一五二,五〇〇 円	一,八六五,五〇〇 円	二,六四八,〇〇〇 円	一七二,二二〇 円	(一七二,二二〇 円)	二,一五二,五〇〇 円	六六〇,〇〇〇 円
(七六二) 同 北諸郡中郷村後久井堰二十五年災害復旧	同	二,三九七,〇〇〇 円	一,五五八,〇五〇 円	九四九,〇〇〇 円	一,九七六,〇〇〇 円	一,二四六,四〇〇 円	(一,二四六,四〇〇 円)	一,五五八,〇五〇 円	四七九,四〇〇 円
(七六三) 同 西諸郡紙屋村瀬越井堰二十三年災害復旧	紙 屋 村	一,七五〇,000 円	一,一三七,五〇〇 円	一,一三七,五〇〇 円	一,四〇〇,000 円	九二,〇〇〇 円	(九二,〇〇〇 円)	一,一三七,五〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円
(七六四) 同 西諸郡須木村九々瀬井堰二十五年災害復旧	須 木 ヶ	一,六六〇,000 円	一,〇九二,〇〇〇 円	一,〇五三,一九五 円	一,四〇二,〇〇〇 円	九七,七三〇 円	(九七,七三〇 円)	一,〇九二,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円
(七六五) 同 西諸郡須木村下田井堰二十五年災害復旧	同	四,〇〇〇,000 円	二,六〇〇,000 円	二,六〇〇,000 円	三,四四〇,000 円	二,三三六,〇〇〇 円	(二,三三六,〇〇〇 円)	二,六〇〇,000 円	八〇〇,〇〇〇 円
(七六六) 同 西諸郡須木村富永井堰二十四年災害復旧	同	三,九八〇,000 円	二,五四〇,〇〇〇 円	一,三六七,七五〇 円	三,三三〇,八八〇 円	二,一八四,五七二 円	(二,一八四,五七二 円)	二,五四〇,〇〇〇 円	七六一,六〇〇 円
(七六七) 同 西諸郡高原町下川原井堰二十四年災害復旧	高 原 町	九五五,〇〇〇 円	六二七,七五〇 円	五六六,〇〇〇 円	七九六,四〇〇 円	五,三九一,一六〇 円	(五,三九一,一六〇 円)	六二七,七五〇 円	二六六,〇〇〇 円

井ぎきコンクリート五七六平米及び附帯工事を工事費九、五五〇,〇〇〇円(国庫補助六、二〇七、五〇〇円、県費補助一、四三二、五〇〇円、自己負担一、九一〇,〇〇〇円)で復旧したこととして、設計が過大であつたため実際に要した工事費は七、九〇六、四〇〇円に過ぎない状況であるから、これにより計算すれば国庫補助金五、一三九、一六〇円、県費補助金一、一八五、九六〇円、自己負担一、五八一、二八〇円となり、国庫補助金においては差引一、〇六八、三四〇円は減額を要するものである。

第二章 第四節 第七 農林省 (七五八—七六七)

一九七

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のう ち二十六 年度まで に交付済 費	実際に要 する工事 金相当額	減額を要する 補助金額 (うち二十七年 度以降交付す る額中減額を 要する額)	事業主体 の負担予 定額 實際負担 額	
(七六八) 宮崎県	西諸県郡野尻村大沢 津農道二十五年災害 復旧	受益者共同施行	一、四三三、〇〇〇 円	九〇八、〇〇〇 円	九〇八、〇〇〇 円	一、一四五、六〇〇 円	七四四、六〇〇 円	一八六、一六〇 円	二八六、四〇〇 円
(七六九) 同	東臼杵郡門川町安者 井堰二十五年災害復 旧	同	一、一八五、〇〇〇 円	七、七三三、〇〇〇 円	六、七五〇、〇〇〇 円	九八五、二四〇 円	六四四、〇六六 円	一、二九八、四二四 円	二、三七〇、〇〇〇 円
(七七〇) 同	東諸県郡木脇村丹波 田護岸二十五年災害 復旧	受益者共同施行	二、三三三、〇〇〇 円	一、四八八、〇〇〇 円	一、三三三、〇〇〇 円	一、七七〇、〇〇〇 円	一、一五〇、七六〇 円	(一、四六八、〇〇〇 円)	四四二、六〇〇 円
(七七二) 同	東諸県郡佐村新川 地区農地二十四年災 害復旧	同	二、一〇〇、〇〇〇 円	一、〇六五、〇〇〇 円	九八五、〇〇〇 円	一、七六四、六三三 円	八九三、三三三 円	一七二、六八八 円	七四四、五〇〇 円
計			五、六〇〇、〇〇〇 円	三、三三三、〇〇〇 円	三、一三三、〇〇〇 円	五、三六六、〇〇〇 円	一、九〇、一四四 円	(一、九〇、一四四 円)	一、九〇、一四四 円

(食糧管理特別会計)

未 収 金

(七七二) 賠償金請求の処置当を得ないもの

(款)食糧管理収入 (項)雑収入
食糧庁で、昭和二十六年三月から二十七年一月までの間に、相互貿易株式会社外二一会社から価額一四、六五一、二一〇、〇〇三円で買入れたタイ米二九〇、七九三屯二〇五は、売買契約に定めた碎米混入率を超過していたのに、二十七年四月これに対する賠償金の請求額も決定していなかつたので注意したところ、九月請求額を一一二、五二二、八一四円と決定し、うち六五、四九三、九八六円については納入告知書を発し、十二月までにその全額を収納した。

物 件 (七七三)―(七七八)

(七七三) ゴルケツトの購入に当り処置当を得ないもの

(款)食糧管理費 (項)食糧買入費
食糧庁で、昭和二十六年五月から十月までの間に、全国栄養食工業協同組合から購入した幼児食Bゴルケツト五四二屯一三七(六六、一九四捆)の代金として八三、一〇四、一三七円を支出したものである。
右幼児食Bゴルケツトは、従来食糧配給公団が委託加工又は買取加工して販売してきたもので、同年四月、食糧配給機構の改革に伴い同公団の業務が停止され卸売販売業者扱となつたが、同業者がこのような製品を取り扱うことを好まないため、同協同組合さん下の加工業者は多量の副資材を持ちながら製造を継続することがで

きなくなつたので、これを救済する必要があるとして、加工業者の手持砂糖に見合う小麦粉四〇四屯六二を一六、九二二、五七六円で売り渡して本品を製造させた上、梱当り一、二四二円又は一、二七一円で買取の処置をとつたものである。しかし、本品は、卸売販売業者がその取扱を好まず、食糧配給公団においても二十五年度末現在一六七屯の多量を手持しおひね品いたみをきたしていた状況であつたことを知りながら、加工業者救済のためとして本会計の負担においてこのような処置をとつたのは適當と認められないばかりでなく、その売さばき状況についてみても、二十七年十月までに正常価格(梱当り一、二六六円又は一、三〇六円)で売り渡したものは一六七屯五五九(二〇、四五八梱)二六、一九五、三三〇円に過ぎず、長期保管のための品いたみにより二〇二屯三〇九(二四、七〇一梱)は買入価額の二二%から五九%、一三、七三六、七二七円で売り渡し、残量一七二屯二六八は食糧不適格品となり、その評価額は当局者の計算によつても買入価額の平均四五%、一一、七八四、三四三円程度で、その間一、一二三、七三二円の保管料を支払い、結局、買入価額に比べ三千二百五十余万円の採算損をきたしている状況であつてその処置著しく当を得ない。

(七七四) 不急の麻袋を購入したものの

(款)食糧管理費 (項)食糧買入費

食糧庁で、昭和二十六年八月、小泉製麻株式会社外二会社から購入したガンニー麻袋三、〇〇〇、〇〇〇枚の代金として八七〇、〇〇〇、〇〇〇円を支出したものがある。

右は、二十七年におけるタイ米輸入確保のため必要があるものとして、二十七年買付見込数量四五〇、〇〇〇屯に要する麻袋四、五〇〇、〇〇〇枚のうち一、五〇〇、〇〇〇枚は現地で調達することとし、三、〇〇〇、〇〇〇枚を前記会社から一枚当り二九〇円で購入したものであるが、二十七年九月本院会計実地検査の際の調査によると、購入後全く使用することなく三井倉庫株式会社外四会社の倉庫に保管されていた状況である。しかし、麻袋は米の輸出側が手当するのを通例とし、輸入側においてこれを行うのは異例の事態であり、二十六年二月タイ米輸入に際し麻袋を日本側で調達するようタイ国政府から要求があつたのも、当時の一時的現象によりタイ国における麻袋の需給がひつ迫したためであつて、その際も、二十六年買付予定数量三〇〇、〇〇〇屯のうち二二〇、〇〇〇屯に要する麻袋二、二〇〇、〇〇〇枚を当初日本側において調達するよう要求があつたのに対し一、〇〇〇、〇〇〇枚を手当しただけで一応足りる見とおしが立つていたものであり、又、二十六年九月には、タイ国政府から積極的に麻袋付で輸出すべき旨の意思表示があつた状況で、同年八月本件購入当時には、同年五月購入した一、〇〇〇、〇〇〇枚を合わせ輸出用に充てられる新品一、六六四、二〇〇枚を保有し応急の需要に充てることができたものであるから、本件のような多量購入をする場合には、これらの事情を十分調査した上で新規購入を行うべきものと認められるのに、前記のように一時に多量を購入し全く使用するに至らなかつたのは、タイ米輸入確保のためにとられた事情は了とするが、その処置が当を得たものとは認められな

なお、本件は、契約上納入を中止させることができる条項があるのに、二十六年九月、タイ国政府から麻袋付輸出をする旨の意思表示のあつた後も適宜の処置をとらないで三、〇〇〇、〇〇〇枚の全部を納入させ、うち二、二一〇、〇〇〇枚は二十七年一月から三月までの間に納入させたもので、結局、その保管料として二十七年九月までに二五、三八一、六五三円(月当り約三百万円)を支払っている状況である。

(七七五) 食糧の管理当を得ないもの
(七七八)

北海道外三食糧事務所で、食糧の保管について管理当を得なかつたため加工業者によりほしいままに処分されたものが左のとおりある。

食糧事務所	品名	数量	時期	加工業者	弁償金額	収納未済額 (七、九三〇現在)
(七七五) 北海道	馬鈴しよでんぶ ん末粉	一六七三貫	二、三から 三、三まで	仙石 某	三、七四八二円	三、七〇七二円
(七七六) 東京	小麦粉	一八七 四三箱	二、五から 六まで	三国食品加工株式会社	三、六八二	二、四〇五
(七七七) 神奈川県	小麦粉	(三、三箱入) 八、九袋 (四、四箱入) 一、一四〇 (一、八箱入) 二、九五箱	二、五、一から 二、七、一まで	北村食品株式会社外四名	二、四九九、五六九	一、五八五、〇九九

計	小麦粉	数量	時期	加工業者	弁償金額	収納未済額 (七、九三〇現在)
(七七八) 京都	小麦粉	六三、一七三箱	二、三、四から 二、六、三まで	日本農事工業株式会社外一名	四、八六七三	四、七四一、二七一
計					11,710,000	10,111,179

役 務 (七七九)―(七八七)

(七七九) 食糧の輸送に当り不経済な運送をしたもの
(七八二)

(款) 食糧管理費 (項) 管理費

食糧庁で、日本通運株式会社外二会社に輸入小麦等の食糧を運送させたもののうち、運送時における着地食糧事務所の在庫量及び管内の需給状況を勘案することなく当初の計画のまま運送を実施したため、受入した食糧事務所においてこれを消化することができず、その全量又は大部分を更に他の食糧事務所へ転送し、あるいは管内の加工工場能力を十分に考慮しないで加工のための運送を実施したため、加工製品を逆送するなど不経済な再運送を実施したものが左のとおりある。

のがある。

同庁では、二十六年四月以降政府委託加工工場における原料及び製品の保管について事故を防止し、且つ、委託加工を廃止するに備えた卸を行う目的で、加工工場に対しては一箇月分だけの原料を別とし、残余は寄託契約による政府指定倉庫に寄託する方針のもとに、加工工場附属倉庫のうち政府指定倉庫に適するものはこれを指定して新たに寄託契約を締結しても差支えない旨を指示したが、愛知外四食糧事務所においてはその管内の加工業者である日本製粉株式会社名古屋工場外二七工場の附属倉庫を政府指定倉庫に指定するとともに、前記数量の小麦及び小麦粉を工場倉庫在姿のまま現品を確認した上寄託契約に切り換えて前記保管料を支払つたものである。しかし、本件数量は各工場に対する加工委託の一箇月分程度の量であるから、前記方針によつても特に寄託契約に切り換える必要はなかつたものであり、又、加工賃には当然加工所要期間(通常一箇月)の保管経費が含まれているものであつて、従来も加工期間中は別に保管料を支払つていなかつたのであるから、このような支払をしたことは当を得ない。

(七八五) 食糧保管用政府倉庫の利用当を得ないもの
(七八七)

(款)食糧管理費 (項)管理費

宮城外二食糧事務所で、昭和二十六年十月から二十七年一月までの間に受け入れた食糧を保管するに当り、政府倉庫に当該保管期間中収容余力があつたのに、これを利用することなく日本通運株式会社等の民間営業倉

庫に保管させ、多額の保管料を支払つたものが左のとおりある。

食糧事務所	入庫品種	入庫数量	入庫年月	保管料支払額	入庫させた営業倉庫	当時の政府倉庫収容余力
(七八五) 宮城	粳 玄 米	一、三二五 ^屯	二六、一 ^年	一、〇四六、八八九 ^円	日本通運株式会社外一会社	一、五九三 ^屯
(七八六) 秋田	内地小麦 輸入小麦	二九七 二二三	二六、一 ^年	二四八、五六七	船橋運輸株式会社外一名	二、八六九 一、六五八
(七八七) 東京	粳 玄 米	七、七二六 八、八六三 五七〇	二六、一〇 二六、一一	四、三八〇、二八〇	乾倉庫株式会社外一六会社	一一、一五七 一七、八〇七 一一、二四五
計						五、六七五、七三六

(国有林野事業特別会計)

予 算 経 理

(七八八) 素材の売渡契約締結前に概算代金を受け入れ別途に経理していたもの

(款)国有林野事業収入 (項)業務収入

高知営林局で、昭和二十六年途中で、素材の買受希望者から素材代金についての概算額一二四、〇三二、六三六円を便宜受け入れ、別途に経理していたものがある。

右は、随意契約による素材売渡の内談が成立したとき買受希望者から概算額を便宜受け入れ、売渡手続完了とともに逐次歳入に納付する取扱を行い、その間一三回にわたり入夫賃、物件購入代金等国の経費に一一、三

六〇、〇七七円を立替流用し、又、その結果素材売渡手続完了し歳入に納付すべき代金に不足をきたした場合、管内営林署から前渡資金を流用して一時補てんするなど経理がびん乱していたもので、二十七年二月本院会計実地検査の際注意したところ、当時における受入金の残高七二〇、四九九円を買受希望者に返還することにもこの取扱を廃止した。

物 件

(七八九)
(七九〇)

素材の売渡価額低価に過ぎたもの

(款) 国有林野事業収入 (項) 業務収入

旭川、大阪両営林局管内二営林署で、素材を売り渡すに当り市場価格の採用が適當でなかつたものなどのため、売渡価額が低きに失したものが次のとおりある。

(七八九) 旭川営林局管内奥士別営林署で、昭和二十六年十月、随意契約により北東木材工業所に製材工場原料用材として松丸太一、五〇二石を一、八〇五、〇〇〇円で売り渡しているが、右は、予定価格を一、七八三、一八四円として同月十六日同営林局長の認可を受け二十九日に前記価額で売り渡したものである。

しかし、同営林局では同月十六日に各営林署に通ちようを発して、二十日以降処分のものには値上げした新基準価格を適用すべきことを指示しているのであるから、本件旧基準価格で申請されたものに対する認可に当

つては、特に注意的な指示を要したものであるのにそのまま認可したため、同営林署において二十九日に旧基準価格を適用して契約を締結したもので、ひいては売渡価額が低価となつたものである。

いま仮に、新基準価格を適用して売り渡したとすれば、約三十三万円高価に売り渡すことができた計算である。

(七九〇) 大阪営林局管内山崎営林署で、昭和二十六年四月から六月までの間に、随意契約により松本某外四四名にすぎ及びひのき素材九、〇九〇石を六、六六二、四〇〇円で売り渡したものである。

右売渡価額は、姫路市の市場価格(素材石当りすぎ八二五円から二、五三三円、ひのき九二〇円から一、九二〇円)から山崎、姫路間の運搬費を差し引いたものを基準としたとされているが、その基準となつた姫路市の市場価格の当否をみるに、姫路営林署はこれと同時期に山崎営林署から保管転換を受けた同種材三、八五六石を随意又は競争契約により六、一〇七、七〇五円で売り渡して、その予定価格五、八〇五、二〇一円の算出に当り基準とした姫路市の市場価格は同種同長径級材で石当りすぎ七〇円から一、二二〇円、ひのき一二〇円から二九〇円高価となつており、山崎営林署の採用した市場価格は低価に過ぎたものと認められる。

いま仮に、本件を姫路営林署の採用した市場価格を基準として予定価格を算出し売り渡したとすれば、約二百七十万円高価に売り渡すことができた計算である。

工 事 (七九七)―(八〇〇)

(七九七) 直轄工事の計画又は施行当を得ないもの
(七九八)

(一般会計) (部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 土地改良事業費 外一科目
熊本農地事務局で、昭和二十六年中に、農業土木直轄工事の施行に当り過大な設計をしたため多額の支払をしたもの

及び工事が粗漏となつていものが次のとおりあるが、いずれも嚴重に注意したところ、是正の処置をとつた。

(七九七) 熊本農地事務局で、昭和二十六年八月及び十一月、随意契約により大成建設株式会社に請け負わせた嘉瀬川農業水利事業ケーブルクレーン設備外四工事の代金として四七、四二九、〇〇〇円を支出したものである。

右は、ケーブルクレーン移動塔、骨材貯蔵所、引出暗きよ、コンクリート運搬軌道、えん堤床掘及びえん堤左岸床掘各工事の軟岩掘さく一九、七八六立米、硬岩掘さく一四、九一七立米等を実施するもので、いずれもダイナマイトを使用して掘さくすることとしているが二十七年八月本院会計実地検査の際の調査によると、右軟岩のうち一一、八九二立米は真砂土でダイナマイトの使用を必要としないものであり、又、ダイナマイトの使用を必要とする掘さく土二二、七六〇立米については、火薬類の使用量が過大に失しているばかりでなく、その価格も卸売価格で積算すべきところを小売価格で積算したため総額六、一七〇、八〇〇円が高価となつていたので注意したところ、二十七年十二月、二十七年度支払額から同額を減額する旨の回答があつた。

(七九八) 熊本農地事務局で、昭和二十六年七月、米沢某に請け負わせた霧島開拓建設事業第一号幹線道路工事の代金として

一、七九五、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、幅員五米、延長九八五米の開拓地区内幹線道路を新設するもので、二十六年七月着工し、二十七年三月設計どおり完成したものととして代金の全額を支払つたものであるが、二十七年六月本院会計実地検査の際の調査によると、そのうち側溝延長七九四米その工費一六八、一二九円は、三面を混合比一・三・六のコンクリートでほ装することとなつているのに、砂、砂利の約四割は白砂^{しほ}で代用したため側溝全体がぜい弱となり、ほ装の効果が認められない状況であつたので注意したところ、二十七年九月手直した旨の回答があつた。

(七九九) 委託工事費の交付に当り処置当を得ないもの
(八〇〇)

(一般会計) (部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 開拓事業費 外一科目

仙台、熊本両農地事務局で、公共団体である県に委託した農地開発代行建設事業の工事費として三四、六九七、六八〇円(うち二十五年分八二七、六八〇円)を交付したものである。

右工事について実地を調査したところ、左のとおり工事の設計に比べ出来高が不足して、このため交付額が施行量を超過する計算となつているばかりでなく、後年災害を誘発する虞があると認められるので嚴重注意したところ、いずれも手直し又は代替工事を施行するなどの処置を講じて是正された。

農地事務局	委託先	工 事	工 事 費	出来高不足額	摘 要
(七九九) 仙 台 岩 手 県	農地開発建設事業駒ヶ岳山代行開拓道路		八七六〇 円	三三、〇〇〇 円	道路延長九二九間は切土一、四八九立坪、盛土七三二立坪を施行することとなつているのに、実際は切土六八八立坪、盛土五七二立坪を施行して完成させている。

農地事務局	委託先	工	事	工事費	出来高不足額
(八〇〇)	熊本 鹿児島県			農地開発建設事業国 分代行干拓第一工区 災害復旧	三、八七〇、〇〇〇 一四、七五五
計					三、四、六九七、六六〇 三、七、七五五

摘 要
堤より延長五六米の間に捨石五四一立米、目潰栗石一〇八立米を施行することとなつて、実際は捨石三九二立米、栗石七八立米を施行しただけで捨石一四九立米、栗石二九立米が不足している。

物件 (八〇一) - (八〇六)

(八〇一) 食糧の売渡に当り価額の決定を誤つたもの

(八〇二)

(食糧管理特別会計) (款) 食糧管理収入 (項) 食糧売払代

兵庫、山口両食糧事務所で、食糧を売り渡すに当り価額の決定を誤つていたので、これを是正させたものが左のとおりある。

食糧事務所	売渡品名	数量	年月	売渡	正当売渡	差額	売渡先	摘 要
(八〇一)	兵庫 小麦粉	七二、〇〇〇	二二年七月	三、四〇一、五〇四	三、四九六、三三二	九二、〇〇〇	土屋澱粉製造所外二二名	小麦粉 二二二貼当り九六六円を徴収すべきところ二二二貼当り九四〇円を徴収したもの
(八〇二)	山口 内地粳玄米	一〇、六〇〇	二二年八月	四、七七一、〇一五	五、七六二、五九九	一〇、一四四	新光学院	内地粳玄米 六〇貼入一俵当り三、二六七円を徴収すべきところ一俵当り二、六九五円を徴収したもの
	山口 輸入精麦	三〇、五五五		一、二四四、六三二	一、二九八、〇六五	一八三、四三三	新光学院外二箇所	輸入精麦 四五貼入一俵当り一、九〇五円を徴収すべきところ一俵当り一、六三四円を徴収したもの 四五貼入一俵当り一、九一五円を徴収すべきところ一俵当り
計				八、二二五、一六六	三、五、六〇六、五九九	一、一、九六二、四七七		

一、六四〇円を徴収したもの
二〇貼入一袋当り八五五円を徴収すべきところ一袋当り七三七円を徴収したもの

(八〇三) 食糧の買入に当り代金の過払をしたもの

(八〇五)

(食糧管理特別会計) (款) 食糧管理費 (項) 食糧買入費 外二科目

食糧庁で、食糧買入代金の支払に当り、契約上支払うこととなつていない船内荷役料を加算したり、現品領収証を二重に発行したりなどして過払となつていたものを本院会計実地検査の結果是正させたものが左のとおりある。

庁 名	支出年月	支出額	正当支出額	過払額	支出先	摘 要	
(八〇三)	食糧 庁	二二年三月	二、六六九、五三三	二、六六三、三三三	七、〇〇〇	協和交易株式会社	輸入米の買入に当り契約上支払うこととなつていない船内荷役料を加算したことに因るもの
(八〇四)	秋田食糧事務所	二二年三月から 二二年五月まで	五、九二八	六、一五八	二、七六六	秋田県販売農業協同組合連合会 秋田県主食集荷商 業協同組合連合会	米穀買入価格加算額を計算するに当り供出町村から特別指定倉庫所在地市町村までの距離の算定を誤つたことに因るもの
(八〇五)	千葉	二二年一月	七、九八七	三、九八七	三、九八七	千葉県香取郡久賀村農業協同組合	甘しよでんぶんの買入に当り現品領収証を二重発行したことに因るもの
計			二、八二二、六五四	二、六六九、〇七七	一、二七五、九七		

(八〇六) 素材を正規の売渡手続によらないで引き渡していたもの

(国有林野事業特別会計) (款) 国有林野事業収入 (項) 業務収入

秋田営林局管内大曲営林署で、昭和二十六年六月から二十七年二月までの間に、高橋某に正規の売渡手続によらないで

素材六、〇〇九石を引き渡したことが二十七年五月本院会計実地検査の際判明したので注意したところ、売渡代金を三、三〇五、一〇〇円と決定し、九月までに収納を了した。

補助金

(八〇七) 公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(八二九)

(一般会計) (部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費 外四科目

林野庁、仙台外一農地事務局、宮城外一〇府県で、左のとおり公共団体である県、市、町、村、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等が施行した土地改良、林道開設、災害復旧等二三工事に対し国庫補助金二三、五五一、四四三円(うち昭和二十五年分一、八五四、二五〇円)を交付しているが、右工事について実施を検査したところ、架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの、災害復旧に名をかりて改良工事を施行したもの、施工が粗漏で工事の目的を達していないもの、工事の出来高が不足しているもの又は設計が過大なものがあり、このため国庫補助額が適正額よりも超過する計算となつてはいるばかりでなく、中には後年災害の誘因となるものもあるので嚴重注意したところ、いずれも手直しを完了し又は補助金を減額するなどの処置を講じて是正された。

(一) 架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの

(八〇七)	山口県	熊毛郡佐賀村神田堤塘二十五年災害復旧	佐賀村	1,000,000円	69,500円	69,500円	同上のうち二十六年度までに交付済額	38,000円	141,000円	同上に對する補助金相
-------	-----	--------------------	-----	------------	---------	---------	-------------------	---------	----------	------------

(二) 災害復旧に名をかり改良工事を施行したもの

(八〇八)	山口県	光市三井船戸水路二十五	光市	910,000円	591,500円	591,500円	同上のうち二十六年度までに交付済額	910,000円	591,500円	同上に對する補助金相
(八〇九)	同	佐波郡袖野村小野水路二	袖野村	1,010,000円	665,600円	344,400円	同上のうち二十六年度までに交付済額	464,000円	301,600円	同上に對する補助金相
(八一〇)	同	日田郡大鶴村鶴地区井堰	大鶴村	1,100,000円	700,000円	700,000円	同上のうち二十六年度までに交付済額	1,100,000円	700,000円	同上に對する補助金相

(三) 施工が粗漏で工事の目的を達していないもの

(八一〇)	大分県	日田郡大鶴村鶴地区井堰	大鶴村	1,100,000円	700,000円	700,000円	同上のうち二十六年度までに交付済額	1,100,000円	700,000円	同上に對する補助金相
-------	-----	-------------	-----	------------	----------	----------	-------------------	------------	----------	------------

(四) 工事の出来高が不足しているもの

(八一〇)	府県名	工	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち二十六年度までに交付済額	出来高不足額	同上に對する補助金相
(八一〇)	青森県	西津軽郡森田村左衛門堰	受益者共同施行	3,650,000円	1,450,000円	1,450,000円	591,300円	2,368,700円

(支出庁仙台農地事務局)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足 額	同上に對する 補助金相 当額
(八二二) 宮 城 県	登米郡米川村林道赤沢線 二十三年災害復旧	米川村	八六四,二六六	四三二,一四三	四三二,一四三	三三八,九九〇	一七四,九五五
(八一三) 同	名取郡生田村林道坪沼線 二十五年災害復旧	生 出	一,一五〇,〇〇〇	四九五,〇〇〇	四九五,〇〇〇	二七五,二四九	一,一〇〇,九九九
(八一四) 秋 田 県	北秋田郡東館村第二犀川 用水改良事業幹線水路新 設	秋 田 県	二,〇九五,〇〇〇	一,〇四七,五〇〇	一,〇四七,五〇〇	二三二,七二七	一,一五八,六四四
(八一五) 福 島 県	(支出庁仙台農地事務局) 石城郡沢渡村奥地林道霞 平線開設	福 島 県	三,九六六,〇〇〇	二,三六一,六〇〇	二,三六一,六〇〇	五九七,五二五	三,八八五,〇〇〇
(八一六) 埼 玉 県	北葛飾郡御幸村用水路二 十四年災害復旧	御 幸 村	一,〇九五,〇〇〇	七二二,七五〇	五六五,四四〇	五九九,〇〇〇	三,八八五,〇〇〇
(八一七) 千 葉 県	君津郡青堀町大堀漁港二 十三年災害復旧	大堀漁業協同 組合	三,六九三,〇〇〇	一,八七二,四四〇	一,八七二,四四〇	一五八,〇〇〇	一,〇二一,七〇〇
(八一八) 神 奈 川 県	愛甲郡南毛利村船子頭首 工二十六年災害復旧	南 毛 利 村	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇三八,〇〇〇	七三三,〇〇〇	二二二,四二二	一,〇三六,二二二
(八一九) 長 野 県	諏訪郡下諏訪町林道砥沢 線二十五年災害復旧	下諏訪町森林 組合	三,七五〇,〇〇〇	一,七五一,〇〇〇	一,七五一,〇〇〇	二七八,四四七	二,九七一,五五三
(八二〇) 大 阪 府	岸和田市岸和田漁港突堤 二十五五年災害復旧	大 阪 府	二,四四〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	二三九,〇六七	一,四七〇,〇〇〇
(八二一) 和 歌 山 県	東牟婁郡那智町市野々水 路二十三年災害復旧	那智町農業協 同組合	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三四一,一三九	三,三三三,七四〇
(八二二) 広 島 県	山県郡殿賀村木坂井堰二 十五年災害復旧	殿 賀 村	一,〇〇〇,〇〇〇	六九二,二五〇	六九二,二五〇	五五五,〇〇〇	三,三三三,七四〇
(八二三) 山 口 県	岩国市室木本谷水路二十 五年災害復旧	岩 国 市	九五六,〇〇〇	六三二,四〇〇	四四二,六五〇	二七五,〇〇〇	一,七八七,五〇〇
(八二四) 同	熊毛郡伊保庄村赤石堤塘 二十五年災害復旧	伊 保 庄 村	三,七〇〇,〇〇〇	二,二九〇,五〇〇	一,五八八,八〇〇	三三二,八〇八	二,四三三,三六六
(八二五) 同	都濃郡中須村林道太田原 線二十六年災害復旧	山 口 県	二,〇〇一,三〇〇	一,〇〇一,一五〇	一,〇〇一,一五〇	二四二,〇五一	三,〇〇一,三五一
(五) 工事の設計が過大なもの			三三,八七六,五六六	一八,四九七,四三三	一七,三九九,九九三	五,二六六,五五五	二,九九三,七三三

(五) 工事の設計が過大なもの

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	過大設計額	同上に對する 補助金相 当額
(八二六) 山 口 県	岩国市森本屋開樋門地盤 沈下	岩 国 市	二,五〇〇,〇〇〇	一,二二〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二九七,〇〇〇	一,八八五,〇〇〇
(八二七) 同	(支出庁岡山農地事務局) 光市三井今杵水路二十六 年災害復旧	光 市	八一六,〇〇〇	五三二,四四〇	五三二,四四〇	二二五,〇〇〇	一,八八五,〇〇〇
(八二八) 同	玖珂郡南河内村当田外四 耕地二十六年災害復旧	南 河 内 村	三,一五八,〇〇〇	一,五七九,〇〇〇	一,五七九,〇〇〇	一,三三九,〇〇〇	六,八九五,〇〇〇
(八二九) 同	玖珂郡由宇町市場原農地 二十六年災害復旧	由 宇 町	一,一五〇,〇〇〇	六二五,〇〇〇	六二五,〇〇〇	二二六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
合 計			七,七七四,〇〇〇	三,九七六,四四〇	三,八二六,四四〇	一,九六七,〇〇〇	五,八二九,二七三

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事

項は次のとおりである。

(一) 昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第七中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

(一) 掲記の分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、() 内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

一九二頁(四七九) 農業水利費分担金の徴収処置当を得ないもの

仙台外四農地事務局 収納未済額一一六、三七〇、八四三円のうち、仙台外三農地事務局の分七二、八三四、八四六円についてはまだ収納の報告に接していない。

(二) 昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第七中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

(一) 掲記の分(昭和二十三年年度決算検査報告第五章第二節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、() 内の数字は昭和二十三年年度決算検査報告の番号を示す。)

一九二頁(五一〇) 再保険料等の徴収処置当を得ないもの

農林省収納未済額八、二二三、九三四円のうち、七、九五八、七二三円についてはまだ収納の報告に接していない。

第八 通商産業省

不当事項

(一) 一般会計

物件

(八三〇) 黒鉛の輸入に当り処置当を得ないため国に損害を与えたもの

(部) 産業経済費 (款) 商鋳工業費 (項) 貿易特別会計残務処理費

通商産業省(通商振興局経理部)で、昭和二十六年三月矢作製鉄株式会社外六会社に二〇、三七一、四九二円で売り渡した朝鮮産土状黒鉛一、五八四屯四一六のうち一、一六一屯九七四について、保証品位不足を理由とした買受会社からの請求により値引相当額四、〇四六、六二八円を返還したものがあつた。

右の値引した土状黒鉛一、一六一屯九七四は、同省が二十四年四月、長豊企業股份有限公司と輸入契約した三、〇〇〇屯のうち同年十月入港した第二回積来分一、五八四屯四一六の一部であるが、右輸入黒鉛三、〇〇〇屯の引取状況をみるに、当時の実務担当者である鋳工品貿易公団は、二十四年四月の第一回積来分の品位について八月クレームを提起し、争中であつたため、第二回積来分についても引取を拒否し、前記公団はこれを

保税倉庫に収容保管していたものである。しかるに、通商産業省は、二十六年二月に至り、商慣習上認められている厳密な試料採取法によらないで、本品が契約どおりカーボン含有率が七一・六一%であるとして全量を引き取り、その代金及び諸掛として二二、八四二、二五〇円を支払つた上、前記のように二〇、三七二、四九二円相当量を矢作製鉄株式会社外六会社に売り渡したものである。本来、土状黒鉛は品位の不均一であるのが通常であるから、品位については十分に供試品を採取し、厳密な調査を行つて含有率を算定し、これにより同公司に対する支払代金を決定しなければならぬのに、その処置を誤り、契約どおりの含有率があるものとして処理したため、前記のように値引返還金を支出するような結果をきたしたのは処置当を得ない。

役 務 (八三一)(八三二)

(八三一) 輸入実務委託契約に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)公団等整理収入
(部)産業経済費 (款)商鉱工業費 (項)貿易特別会計残務処理費

通商産業省で、昭和二十五年四月、極東貿易株式会社に総額二〇〇、〇〇〇弗の米書輸入販売の実務を代行させることとしたが、代行実務についての同省の監督が不十分なため、結局、二十七年八月末現在で一八、八五〇、〇四四円の政府損失を生じているものがある。

右は、米国人文科学関係書籍総額二〇〇、〇〇〇弗の政府輸入計画の実施につき、競争入札方法をもつて同会社を選定し、実務委託契約に基き大要次の方法により実務を執行させたものである。

- (1) 会社は、国内の小売商を通じて書籍の受注をし、前受金を収納すること。
 - (2) 会社は、書籍代金を日本勧業銀行の特別口座に預入し、政府の納入告知書によりこの口座から貿易特別会計に納入すること。
 - (3) 政府は、前項の納入代金に見合う外貨を米国の書籍会社へ送金して書籍を発注すること。
 - (4) 会社は、輸入された書籍を小売商を通じて分配すること。
- しかるに、この前金予約方式による輸入は、国内購読者に不便であるとして、後に書籍の前送、代金の後送による委託販売方式が採用されている。

しかして、この実務代行中においては、極東貿易株式会社は、国内に対しては政府から政府輸入書籍の販売を委任されたものとされ、又、米国の書籍会社に対してもその行為は政府の責任下にされたものとされているものであるが、同会社は、国内関係においては小売商等から前受代金として四四、六八一、九六三円を受領しながら、そのうち一六、八五五、六五五円を他に流用し、小売商等に現品を交付しなかつたため、前記流用額から同会社が小売商等に対して有する他の売掛金を差し引き一一、七四四、五〇〇円について政府が小売商等に返還するのやむなきに至り、株式会社丸善外五七名に対し二十七年二月から八月までの間にこれを支出している。

又、米国の書籍会社との関係においては、前送書籍代二五、三二八、九〇五円のうち二二、四〇七、二二四円を送金しなかつたため、その割引原価二一、五二九、五八七円について政府は外貨送金するのやむなきに至り、日本勧業銀行に対し二十六年六月から二十七年四月までの間にこれを支出している。

右の支出金額計三三、二七四、〇八七円(うち二十七年分二七〇、一六三円)のうち一五、六〇〇、二九二円は、二十六年十月から二十七年八月までの間に回収されたが、残額一八、八五〇、〇四四円はまだ未回収のままである。

前記のような損失を生じた直接の原因は、極東貿易株式会社の不信行為に因るものであるが、同会社は入札決定前既に他の問題で通商産業省との間にクレーム問題を生じていて、信用、能力等の点において政府代行をさせることには相当疑問があるはずのものであるのに、あえてこれを選定し、又、契約保証についても額面五、〇〇〇、〇〇〇円の一流銀行の保証状を要求しながら、単名手形を受領し、手形の支払期間満了後もなんらの処置をせず、あまつさえ二十五年十二月書籍輸入方式の変更に当つては、当然実務委託契約の改訂による代金収納方を確保する処置を講ずべきであるのにその処置もとらず、単に同会社の善意、誠実な実務代行業を期待することに終始したもののようで、政府職員による会社の前受金の受入額の実査、これと日本勧業銀行の特別口座の預入額との対比、米国書籍会社の送本数量と会社の処分及び代金収納状況等の調査等政府代行業務としては当然されるべき監査のみるべきものがなく、ようやく二十六年八月、同会社から政府に対し委託販売代金

約二千万円の外貨送金方依頼があつたが、円貨代金納入未済であることに端を発し実情調査を開始するに至つて前記の事情が判明することとなつたもので、政府損失の間接の原因としては、通商産業省担当関係者の契約締結についての注意の不行届と監督上の過失に因るものと認めざるを得ない。

(八三二) 物品輸送費の支払に当り処置当を得ないもの

(部)産業経済費 (款)商鑑工業費 (項)貿易特別会計残務処理費

大阪通商産業局及び東京通商産業局横浜通商事務所、日綿実業株式会社外六会社に対し、麻類及び故衣料の運送賃として昭和二十六年七月から二十七年四月までの間に二、六六〇、八三八円を支出したものがあつた。

右は、大阪通商産業局で、麻類売渡に伴い寄託倉庫から買受人の庭先までの運送賃及び諸掛費として二、四四五、四九二円を、及び東京通商産業局横浜通商事務所、故衣料を横浜市中区静神倉庫から帝蚕倉庫への倉移しに要した運送賃及び諸掛費として二一五、三四七円を支払つたもので、いずれも契約上実費払となつていゝるものであるが、二十七年九月本院会計実地検査の際その計算内容を調査したところ、重量制運賃統制額の適用に当り、容積一〇〇才につき一屯とすべきものを四〇才につき一屯とし、又、割増率表に認められないかつ、大品割増を行うなどにより計五三三、五一四円が過大に支払われていたもので処置当を得ない。

不正行為

(八三三) 職員の不作為に因り国に損害を与えたもの

通商産業省で、昭和二十六年十二月、大臣官房会計課雇近野某により歳出金をほしきままに領得されたものが八一〇、七一八円(うち二十七年十月末現在補てんされた額二八九、七九二円)ある。

(アルコール専売事業特別会計)

役 務

(八三四) アルコール原料用糖みつの運送賃率算出が当を得ないもの

(款)アルコール専売事業費 (項)事業費

東京、福岡両通商産業局で、昭和二十六年五月から年度末までの間に、内外輸送株式会社に輸送させたアルコール原料用輸入糖みつ一六、八〇七屯六八一の料金として三二、二二四、五九三円を支出したものがあつた。

右運送賃は、通商産業省通商化学局において、内外輸送株式会社との間に二十六年五月及び十一月契約した新興及び門司駅から千葉外四アルコール工場までの輸入糖みつ運送の料金屯当り単価五月以降の分一、七六四円、十一月以降の分二、〇四四円により前記輸送数量に対して支払つたものである。この運送賃の単価算定の内訳についてみるに、前記両駅から千葉外四アルコール工場までの所要経費である貨物運賃外一二費目を区間別に計算し、これに各別の年度内輸送見込数量による加重平均単価に一般管理費及び運輸間接費を加えて前記単価

を算出し、これをプール運送賃単価として決定したものであるが、その内訳費目についてみるに、次のとおり検討不十分なため妥当でないものがある。

(1) 発着駅取扱料は屯当り五〇円から五五円までとなつてゐるが、これは一般の場合においては日本通運株式会社を支払う発着駅取扱料であつて、本件の場合においては、内外輸送株式会社は所管陸運局長の条件付免許を受け、前記取扱各駅において糖みつの発着駅扱を自営してゐて、その所要経費は別に一般管理費及び運輸間接費に包含されており、又、日本通運株式会社に支払つてゐるものはないのであるから、これを別に計上する必要はない。

(2) 空車回送料屯当り八円九三二(十一月分以降七円一四六)は、車両自重の二分の一の貨物料金を推定して算出したものであるが、内外輸送株式会社が日本国有鉄道に支払うべき回送料は、貨物料金表(昭和二十三年物価庁、運輸省告示第九号)によれば、右料金に対して三割減をした七円五二五(十一月分以降六円〇二)であるから、その差一円四〇七(十一月分以降一円二二六)は減額することができたものである。

(3) 車両償却費屯当り五七円四七二(十一月分以降六〇五円六六一)の算出基礎のうち、タキ号改造炭水車及びミ号石炭改造車の車両償却費については、複利年金法(金利一割)により耐用年数を五年として計算しているが、この耐用年数は短期間に過ぎ、同会社はタキ号改造炭水車は八年、ミ号石炭改造車は一五年の定率法によつてゐるが、少くともこの程度が妥当と認められる。これにより算出すれば車両償却費は屯当り三二八

四三五四(十一月分以降三六二四七四八)となるから、その差二四三三二一八(十一月分以降二四二四九一三)は減額することができたと認められるものである。

いま仮に、前記のとおり減額することができたと認められるものを控除して計算すれば、本件運送賃単価はそれぞれ一、四六八四(五月以降)、一、七四九四(十一月以降)で足りたこととなり、前記支払額は約四百九十六万円を節減することができた計算となる。

(米 国 対 日 援 助 物 資 等 処 理 特 別 会 計)

未 収 金 (八三五)(八三六)

(八三五) 物品の売渡代金の収納処置当を得ないもの

(款)米 国 対 日 援 助 物 資 等 処 理 収 入 (項)援 助 物 資 等 関 係 収 入

通商産業省臨時通商業務局で、昭和二十六年四月から十月までの間に、出光興産株式会社B重油、軽油等の鉱油一三二、一九五、八八三、八一四、〇六二円で売り渡したが、その代金の収納処置当を得ないものが次のとおりある。

(1) 二十六年八月及び十月売り渡したB重油二九、〇四六、五九四、九七、二二六、〇六八円は、二十六年六月輸入し、同会社に無償で寄託中のものを売り渡したものであるが、本院の調査するところによれば、同

会社は六月から十一月までの間にその全量を他に売却しているのに、十一月に至りその代金相当額の約束手形を徴しただけで年度内にその全額が収納に至らなかったもので、本院が注意した結果二十七年十二月末までに九七、二二六、〇六八円を収納し、残額一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円については収納確保の方法として同会社から二十七年十二月十五日及び十九日東京銀行外一銀行の支払保証付約束手形(支払期日二十八年一月三十一日から五月三十一日のもの八枚)を徴した。

(2) 二十六年四月から八月までの間に売り渡したB重油等七二、九四九、七三三、八二二、九九四円は、代金の納入が遅延し、その延滞違約金四五、九五四、七三三円について、二十六年十二月から二十七年七月までの間に徴収決定はしたが、二十七年十二月末現在まだ収納に至っていない。本件のように目的物の保管者はその物件を売り渡すような特別の場合には、契約締結の際直ちに代金を収納するなどの処置が必要であつたのにその処置を講じなかつたのは当を得ない。

(八三六) 物品の売渡に当り処置当を得ないもの

(款)米 国 対 日 援 助 物 資 等 処 理 収 入 (項)援 助 物 資 等 関 係 収 入

通商産業省臨時通商業務局外一箇所、保管寄託中の物品を受託者に売り渡し、その代金の収納に至らないものが次のとおりある。

(1) 通商産業省臨時通商業務局で、極東貿易株式会社には有償で保管寄託中の米 国 工 業 技 術 雑 誌 三 二 、 二 六 八 冊

を昭和二十六年六月同会社に対し一、六六六、七九一円で売り渡したところ、代金納入前に同会社によりその大部分のものを他に売却され、その代金は二十七年十一月末現在全額まだ収納に至っていない。

(2) 東京通商産業局で、株式会社金剛商會に有償で保管寄託中の米軍払下くず鉄三七二屯七二二を二十六年十一月同会社に六、四六四、〇〇〇円で売り渡したところ、そのうち一六一屯七二二その価額二、八七七、〇〇〇円については代金納入前に同会社により他に売却され、代金のうち二、五八七、〇〇〇円は二十七年十一月末現在まだ収納に至っていない。

当局者は、右はいずれも特定物の売買で、当事者の特約その他特別の事情がないから契約と同時に所有権が買受人に移転し、代金納入前に買受人においてこれを処分したのはやむを得ないとしているが、前記(2)については売渡契約締結後の十二月分保管料一六、一六〇円を支払っているばかりでなく、本件はいずれも目的物の保管者にその物件を売り渡す特別な場合であるから、契約締結の際直ちに代金を収納するなどの処置が必要であつたのに、その処置を講じなかつたのは当を得ない。

是正させた事項

補助金

(八三七) 補助金の交付に当り処置当を得ないもの

(一) 一般会計 (部) 産業経済費 (款) 商工業費 (項) 中小企業庁

通商産業省で、昭和二十六年予算から、二十七年四月、静岡県和紙事業協同組合に対し中小企業等協同組合共同施設費補助として六〇〇、〇〇〇円を交付したものがあつた。

右は、同組合において手すき和紙用ソーダパルプ製造のため二段フラット・スクリーン機外二台の機械類を施設するに要する経費を一、二九五、〇〇〇円と査定し、補助指令のとおり年度内に施設を完了したものととして前記金額を交付したものであるが、二十七年八月本院会計実地検査の際の調査によると、同組合では補助対象機械類を施設していないばかりでなく発注さえしていない状況であつたので注意したところ、前記の全額を返納した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

三六 既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

三 昭和二十五年決算検査報告第三章第二節第三中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況掲記の分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第三節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十五年決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

鉦工品貿易公団

(七三八) 物資の管理当を得ないもの

(七四一)

三九〇頁(七三八) 鉦工品貿易公団機械鉦産部(旧機械部) 通商産業省が二十七年三月引継を受けた債権二〇、二

六〇、一四一円のうち、一九、八七〇、一四一円についてはまだ補てんの報告に接していない。

三九一頁(七三九) 鉦工品貿易公団物資処理部(旧原材料部) 損害未補てん額一二、一〇九、三四一円のうち、一〇、

四六八、九八六円についてはまだ補てんの報告に接していない。

同 (七四〇) 鉦工品貿易公団大阪支部 損害未補てん額六、二一九、〇七七円についてはまだ補てんの報告に

接していない。

同 (七四一) 鉦工品貿易公団名古屋支部 損害未補てん額四、五七〇、八三一円についてはまだ補てんの報告

に接していない。

同 (七四二) 商品の売渡に当り処置当を得ないもの

鉦工品貿易公団機械部(旧機械輸出部) 通商産業省が二十七年三月引継を受けた債権二〇、〇七三、六六六円

のうち、二〇、〇二六、六六六円についてはまだ回収の報告に接していない。

第九 運輸省

海上保安庁における燈台その他航路標識関係工事に対し本院において実地に会計検査を施行したものは、一一二箇所その工事費一億六千二百余万円であつて、検査の結果によれば、前年度に比べ相当改善の跡が認められたが、なお、災害復旧に名をかり改修工事を施行したものや災害復旧工事の出来高が不足していたものなどがあり、そのおもなものは別項に記載したとおり三件である。

公共事業費の支弁に属する港湾工事の関係経費については、国の直接施行にかかる港湾工事の経理において、船舶職員等の超過勤務手当の予算が不足したため一般労働者と同じく工事費からこれを支給していたもの及び支出官が裏書により小切手を現金化して債権者に支払をしていた事例が港湾建設局にあつたので、嚴重注意を発生しておいた。

又、地方公共団体施行の港湾改修工事に対し交付した国庫補助金につき本院において実地に会計検査を施行したものは宮古外一三〇港その工事費二十八億八千余万円、補助金十一億千九百余万円であるが、検査の結果によれば、補助の対象とならない工事が補助対象工事費で施行されているもの、工事設計に比べ工事の出来高が不足しているものなどがあり、そのおもなものは別項に記載したとおり三件である。

又、地方公共団体が施行する港湾災害復旧工事に対し国庫負担金を交付したものは、全国にわたり一、七五〇

箇所工事費二十七億八千余万円、国庫負担金十九億五千余万円、本院において実地に会計検査を施行したものは、九五八箇所工事費十八億八千六百余万円、国庫負担金十二億六千七百余万円であるが、検査の結果によれば、災害復旧に名をかり改良工事等を施行したもの、工事の出来高が不足しているものなどが多く、国庫負担金が過大と認められる額一事項五万円以上のものについて左のとおり岩手外一八都県において五八に上つており、その概要は別項に記載したとおりである。

都 県 名	災害復旧に名をかり改良工事等を施行したもの		出来高が不足しているもの		設計に過誤があつたもの		原形超過工事を原形復旧工事として処理しているもの		計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
岩手県							一	一三、八二二	一三、八二二
東京都							一	五二、八九六	五二、八九六
新潟県							二	一六〇、三〇三	一六〇、三〇三
福井県							一	五六、七二五	五六、七二五
静岡県					一	九、七七〇	三	五三、一〇五八	六二、八七八
愛知県	一	三、九六〇					一	四七、六六六	八四、七二九
三重県							一	二七、三五五	二七、三五五
兵庫県					一	二、三〇四	一	一六、二〇〇	三、七〇四
計							七	二、一八四、〇三三	二、一八四、〇三三

島根	一	七、五七三			一	八、七九九	四	三、四一四	一、一八四、〇三三
岡山					二	二、二五七、九一九	四	五、〇九九、〇五五	三、一〇五、五五七
広島	一	三、七六三、四四三			一	一、二二一、六八八	四	八、六八、五九〇	一、二四四、九三三
山口			五	四、七九、七五四			三	四、一〇一、一九九	九、九二、七七七
徳島							一	一、一六、一〇一	一一、六、一〇一
香川			一	二、〇九〇、八六六			三	三、四九、五五八	五、五八、六四四
高知							二	二、八、四七六	二、八、四七六
福岡	一	七、六五二、五					二	七、五、六九五	八、三、二、一〇〇
大分			四	三、八、一七一			一	一、〇六、六〇三	四、二四、七七五
宮崎							一	一、六三、二九九	一、六三、二九九
鹿児島							一	二、二七、八四四	二、二七、八四四
計							一	六、四〇八、三六三	一一、〇〇四、九六一

地方公共団体施行の工事について前記のような事態を生じたのは、近時工事量が著しく増加し、運輸省における審査が行き届きかね机上査定によつて設計及び所要工事費を決定しているものもあり、更に、地方公共団体に於ける工事施行についても監督及び検収に粗漏があつたことなどに基因するものと認められる。

不 当 事 項

(一) 一般会計

予算経理

(八三八) 起重機船の貸付料を予算によらないで経理したもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産貸付料
(部)雑収入 (款)雑収入 (項)雑入

第四港湾建設局で、第五号起重機船(五〇屯)の貸付料として受領した六九九、八四〇円を予算によらないで経理したものである。

右は、同建設局において、福岡財務局から昭和二十四年十二月以降港湾工事に直接使用することとして一時借受中の同船を、貸付条件に違反して二十五年九月十八日から十月七日までの間に山九産業運輸株式会社に対し荷役目的のため一、〇〇二、五九〇円(運転材料費、修理費、乗組員給与は国の負担のこととして)で貸し付け、二十六年二月までに受領した貸付料の一部であるが、これを歳入に納付することなくそのうち四四五、三一九円を同船の運転材料費、修理費、乗組員超過勤務手当等に支払い、残額二五四、五二二円を同船修理費等の引当金として保管するなど予算によらないで経理していたもので処置当を得ない。しかして、同船を二十五年十月

八日から十一月二十六日までの間に榑谷組海事工業所に対し荷役目的のため四九〇、〇〇〇円(運転材料費、乗組員給与は借受人の負担のこととして)で貸し付けたが、同船は榑谷組海事工業所が使用中掃海区域外に運航し二十五年十一月触雷沈没した。

なお、二十七年一月本院において、同建設局が保管している前記使用残額二五四、五二二円の処理並びに山九産業運輸株式会社及び榑谷組海事工業所の貸付料の未納付分七九二、七五〇円についてはすみやかに収納するよう注意したところ、いずれも四月までに歳入に納付されたが、触雷沈没した同船の善後処理については二十七年十一月現在まだその見とおしがついていない。

工 事

(八三九) 燈台の災害復旧工事の施行に当り処置当を得ないもの

(八四一)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)航路標識災害復旧事業費 外一科目

海上保安庁で施行した燈台の災害復旧工事で、工事請負人の手技などにより設計どおり施行されていないのに検収当を得ないため、代金の全額を支払ったもの及び災害復旧に名をかり改修工事を施行したものが左のとおりある。

管区海上保安 工 事 請負金額 支出年月 摘 要

(八三九) 第(名)古(屋)四 (三重県)安乗塔燈台災 九七五、〇〇〇円 二六、四年 四月

(八四〇) 第(広)島(六) (広島県)新開鼻燈柱災 六四四、二〇〇 二七、三から四まで

(八四一) 第(門)七 (山口県)火の山下及び台場鼻船舶通航信号所 一、四九七、〇〇〇 二六、一年 災害復旧

コングリート擁壁は一八五立米を施行することになつてゐるのに、実際の出来高は一五七立米で二八立米、一五〇、〇〇〇円相当額が不足してゐる。
二十四年八月のジュデイス台風により倒壊した燈柱を復旧することとして鉄筋コングリート燈柱を建設したが、本件燈柱は二十年九月に倒壊したもので、二十四年に被災した事実はない。
二十五年九月のキジャ台風による災害の復旧工事として施行してゐるが、二十四年度に施行した本件航路標識の改修を行つたものである。

補助金 (八四二) — (八八三)

(八四二) 港灣改修工事国庫補助金の経理当を得ないもの (八四四)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)港灣事業費

第四港灣建設局及び山口外一県で、公共団体である県が施行した港灣改修工事に対し国庫補助金一四、一四三、〇〇〇円(うち昭和二十五年度交付分四、一四〇、〇〇〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、当初の審査が十分でなかつたため地盤変動対策事業において原形超過工事として補助金を算定すべきものを原形復旧工事として処理しているもの、補助対象としての査定工事費をもつて工事とは関係のない船舶の修繕費を支払つてゐるもの、工事の実際の出来高が不足しているものなどがあり、これがため補助金交

付額が適正額を超過する計算となり、国庫補助金の減額を要するものが一事項十万円以上のものをみても左のとおり三件一、一二八、一五四円(うち二十五年度交付分四四八、〇〇〇円)ある。

庁名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	補助工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 補助金相当額
(八四二) 第四港灣建設局	西国東郡高田港改修	大分県	三、七〇〇,〇〇〇円	一、四八〇,〇〇〇円	一、四八〇,〇〇〇円	五三三,三三六円	二,一九三,六六四円
(八四三) 第四港灣建設局及び大分県	北海道郡津久見港改修	同	二九六,三〇〇円	一一八,五〇〇円	一一八,五〇〇円	一七九,二七五円	七一九,五五〇円
(八四四) 山口県	大島郡小松港地盤変動対策	山口県	一、一七〇,〇〇〇円	七六,〇〇〇円	七六,〇〇〇円	七五七,〇〇〇円	二〇一,八六六円
計			三,四五六,〇〇〇円	一,四四三,〇〇〇円	一,四四三,〇〇〇円	三,〇九七,九一六円	一,二八一,一五四円

(八四五) 災害復旧に名をかり改良工事等を施行したものの (八四七)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)港灣災害復旧事業費 外一科目

第二港灣建設局及び島根外一県で、公共団体である県、町又は村が施行した港灣災害復旧工事に対し国庫負担金一、六二七、四五三円を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、当初の審査が不十分で、国庫負担の対象にすることができない野積場の盛土工事の工費をも含めて国庫負担金を交付したものの、設計が過大なため生じた余剰金で査定外の改良工事を施行したものなどがあり、国庫負担金の減額を要するものが一事項十万円以上のものをみても左のとおり三件一、五〇〇、六七九円(うち昭和二十七年以降交付予定額中減

額を要するもの六〇九、五六五円)ある。

県	工	事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(八四五)	愛	知	知多郡内海港二十三 年災害復旧 (支出庁第二港湾建設局)	内海町	五三六、五〇〇円	三六九、六〇三円	五三六、五〇〇円	三六九、六〇三円
(八四六)	島	根	八東郡多古港二十六 年災害復旧	野波村	一八〇、八〇〇円	一七三、八七三円	三三、五〇〇円	七、七〇〇円 (七、五四七、七三三) (六、九五五、六五)
(八四七)	広	島	広島港二十五年災害 復旧	広島県	一、三三〇、〇〇〇円	九四三、三三〇円	五四一、五〇〇円	三、七六三、四三三 一、五〇〇、六七九 (六、九五五、六五)
計					三、六六四、五〇〇円	三、〇二七、八三五円	一、六二七、四三三円	一、八五五、〇〇〇円 (六、九五五、六五)

(八四八) 災害復旧工事の出来高が不足しているもの

(八五二)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)港湾災害復旧事業費 外一科目

第三、第四両港湾建設局及び岡山外二県で、公共団体である県、市、町又は村が施行した港湾災害復旧工事に対し国庫負担金一一、〇七七、五九六円(うち昭和二十五年年度交付分三、五〇〇、〇〇〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、監督又は検収が十分でなかつたため練石積防波堤を空石積で施行したもの、捨石堤の法こう配を設計に対し急こう配に施行し捨石量が不足するなど、工事の出来高が不足して国庫負担金の減額を要するものが一事項十万円以上のものをみても左のとおり五件七〇五、二六七円(うち二十

五年度交付分六九、九三二円、二十七年年度以降交付予定額中減額を要するもの三七、一七一円)ある。

県	工	事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 国庫負担金相 当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(八四八)	岡	山	上道郡西大寺港二十 三年災害復旧	岡山県	一、九〇〇、〇〇〇円	一、二八六、〇〇七円	一、二八六、〇〇七円	二、九三三、三三三 一、九三三、三三三
(八四九)	山	口	萩港二十四年災害復 旧 (支出庁第四港湾建設局)	萩市	一、七五〇、〇〇〇円	一、二六七、二五〇円	一、二六七、二五〇円	一、〇〇、六八二 一、〇〇、六八二
(八五〇)	同	同	阿武郡須佐港二十四 年災害復旧	山口県	六三三、〇〇〇円	五、三三七、四七九円	五、三三七、四七九円	一、四四、四四四 一、四四、四四四
(八五一)	同	同	豊浦郡室津港二十六 年災害復旧	豊西村	四〇〇、〇〇〇円	三、六〇三、二七三円	二、六四四、〇〇〇円	一、五五、五〇〇 (三、七二七、一七三)
(八五二)	香	川	三豊郡仁尾港二十五 年災害復旧	仁尾町	九〇〇、〇〇〇円	六九二、八六〇円	六九二、八六〇円	二、〇九、〇九〇 二、〇九、〇九〇
計					二、四六九、〇〇〇円	二、二〇三、七三三円	二、一〇七、五二二円	九、三九、四三三 (三、七二七、一七三)

(八五三) 災害復旧工事の設計に過誤があつたもの

(八五六)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)港湾災害復旧事業費 外一科目

第三、第四両港湾建設局及び兵庫外一県で、公共団体である県、市又は村が施行した港湾災害復旧工事に対し、国庫負担金一一、一七三、〇五七円(うち昭和二十四年度交付分三七一、三三三円、二十五年年度交付分三〇〇、

〇〇〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、調査不十分なため実施設計が現場に適合せずひいては工事の目的を達していないものや、又、材料費の積算を誤っているものがあり、設計に過誤のあった工事費に対する 国庫負担金相当額一事項十万円以上のものをみても左のとおり四件二、八五三、五五一円(うち二十四年度交付分五一、八四九円、二十五年度交付分四一、八八七円)ある。

県	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	設計に過誤の あつた工事費	同上に対する 国庫負担金相 当額
(八五三)	兵 庫	尼崎港二十五年災害 復旧	兵 庫 県	二,〇〇〇,〇〇〇円	八〇〇,〇〇〇円	九八,四三三円	三七五,六六四円
(八五四)	岡 山	岡山港二十五年災害 復旧	岡 山 県	三,八七二,八七二円	二二五,七九二円	三二六,七二七円	二二五,七九二円
(支出庁第三港湾建設局)							
物揚場延長四〇米は、平均干潮面上一米九五を要するのに測量の誤りにより二五種低く施行したため、満潮時にはその大部分が水面下に没し工事の目的を達していない。							
(八五五)	同	玉野市野々浜港二十 三年災害復旧	玉 野 市	三九〇,〇〇〇円	一一三,九七二円	三三,〇〇〇円	一一三,九七二円
(八五六)	山 口	大島郡棕野港二十三 年災害復旧	蒲 野 村	一,八三三,八〇〇円	八〇三,三三六円	一七九,三五〇円	一一三,一六六円
計				一六,八〇〇,八七二円	二,一七三,〇五七円	二,一七三,〇五七円	二,八五三,五五一円
(八五七)	災害復旧の原形超過工事を原形復旧工事として処理しているもの						
(八八三)							

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)港湾災害復旧事業費 外一科目

第一外三港湾建設局及び岩手外一六都県で、公共団体である都、県、市、町又は村が施行した災害復旧事業の工事に対し国庫負担金一三四、四二三、七四〇円(うち昭和二十五年交付分六〇、八四七、八九四円)を交付したものである。

地方公共団体の維持管理する港湾の災害復旧工事費に対する国庫負担金は、原形復旧工事費分とこれをこえる原形超過工事費分とに区分し、その負担率を二十五年は、原形復旧分は全額、超過分は三分の二、二十六年は、原形復旧分は六割六分七厘から九割八分四厘まで、超過分は重要港湾五割、地方港湾四割とし、原形復旧分については高率となつていたので、工事設計においても原形復旧分と超過分とを区分して取り扱う必要があるのに、二十六年度施行工事について本院で実地に検査を施行したところ、原形復旧工事として処理されているものうちに、空石積護岸を練石積としたもの、捨石堤をコンクリート方塊堤としたもの、防波堤、物揚場の延長を増加したもの、波よけコンクリート壁を新設したものなど原形を超過して施行したものが多く、国庫負担金の減額を要するものが一事項十万円以上のものについてみても左のとおり二七件五、六九一、七一一円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの一〇一、三六六円)ある。

なお、和歌山県において、本院の注意により年度内に国庫負担金の減額の処置をとつたものが一件四〇七、六八〇円ある。

第二章 第四節 第九 運輸省 (八五七—八六七)

都県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち、二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交付額 中減額を要する額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(八五七)	岩手県	九戸郡種市町八木港 二十五年災害復旧	八〇六、六〇〇	五、七九四、六九六	五、七九四、六九六	三六六、三七四	一一二、八二二
(八五八)	東京都	八丈島三根村神湊港 二十四年災害復旧	三、七九〇、四〇〇	三、一八九四、三二一	三、一八九四、三二一	一、七五三、五五八	五二一、八九六
(八五九)	新潟県	三島郡寺泊町寺泊港 二十三年災害復旧	一、三一九、四〇〇	一、〇二九、七〇七	一、〇二九、七〇七	三二七、五六四	一〇二、八〇〇
(八六〇)	静岡県	熱海市伊豆山防波堤 二十四年災害復旧	八、八〇〇、〇〇〇	七、七三九、八〇〇	七、七三九、八〇〇	三、四三三、五四五	一一二、六八六
(八六一)	同	熱海市上多賀防波堤 二十四年災害復旧	一、八五八、八四六	九、九四五、二二七	九、九四五、二二七	五三三、三三五	一七三、九七三
(八六二)	同	清水港二十三年災害 復旧	二、六四四、〇〇〇	一、七八五、九一一	一、七八五、九一一	九四〇、九五五	二四四、三九九
(八六三)	愛知県	半田市半田港二十三 年災害復旧	二、九五〇、〇〇〇	一、九八八、三〇〇	一、九八八、三〇〇	一、七四三、三〇四	四七七、六六六
(八六四)	三重県	北牟婁郡長島町長島 港二十五年災害復旧	一、二六、七〇〇	七九六、四九九	七九六、四九九	九七三、一七七	二七七、三五五
(八六五)	島根県	簸川郡岐久村小田東 港二十六年災害復旧	五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	三、三三三、五〇〇	二六六、七七七	一一四、七一〇 (四三、四八三)
(八六六)	同	簸川郡佐香村三浦港 二十四年災害復旧	五、七三六、六七一	五、五五六、四四五	五、五五六、四四五	三六八、〇〇五	一〇一、一九一
(八六七)	岡山県	和気郡伊豆町片上港 二十五年災害復旧	七、七〇〇、〇〇〇	五、四一、一五〇	五、四一、一五〇	四八八、四六九	一三九、二二五
(八六八)	同	児島郡琴浦町琴浦港 二十五年災害復旧	一、一七〇、〇〇〇	八、六九九、五〇〇	八、六九九、五〇〇	八六八、〇七七	二四七、四〇三
(八六九)	広島県	賀茂郡竹原町竹原港 二十五年災害復旧	一、八四〇、〇〇〇	一、二七八、八〇〇	一、二七八、八〇〇	六三九、三三〇	一八八、六〇一
(八七〇)	同	福山港二十五年災害 復旧	七、七五五、〇〇〇	五、九一三、七五五	五、九一三、七五五	一、六八八、四七一	五〇七、三三〇
(八七一)	同	豊田郡東野村鯨崎港 二十六年災害復旧	一、五〇〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	三、四一、六二一	一〇八、八〇七 (一六、七七七)
(八七二)	山口県	吉敷郡秋穂町秋穂港 二十五年災害復旧	二、二五〇、〇〇〇	二、二一一、〇〇〇	二、二一一、〇〇〇	二、七八、八二二	一一〇、六二〇
(八七三)	同	大島郡沖浦村戸田港 二十五年災害復旧	三、一五九、〇〇〇	三、一三〇、二五六	三、一三〇、二五六	四、七五、〇〇〇	二八、九四四
(八七四)	徳島県	海部郡由岐港二十三 年災害復旧	二、六六六、一〇一	二、三九四、四四三	二、三九四、四四三	二、七三、五六八	一一六、〇〇一
(八七五)	香川県	仲多度郡多度津港二 十四年災害復旧	一、九五三、〇〇〇	一、三〇二、六五一	一、三〇二、六五一	五、七四、一一一	二八、一四八
(八七六)	同	丸龜港二十四年災害 復旧	七、八八五、九二六	六、四五六、七二三	六、四五六、七二三	四、五九、七四九	一、三六、七五五
(八七七)	高知県	香美郡夜須町手結港 二十三年災害復旧	二、三二一、三二二	二、一六五、六九九	二、一六五、六九九	二、七〇、一九五	一、四三、〇九四
(八七八)	同	香美郡夜須町手結港 二十六年災害復旧	三、六八八、六八八	二、六三四、一一八	二、四七〇、一五五	四、八八、七五五	一、三六、三三二 (二、一八、七七三)
(八七九)	福岡県	大牟田港二十五年災 害復旧	四、〇三八、八〇〇	三、二九四、四二五	三、二九四、四二五	一、九八八、四〇七	六〇九、八三七
(八八〇)	同	宗像郡岬村鐘崎港二 十四年災害復旧	二、〇一五、〇〇〇	一、九〇三、一六二	一、九〇三、一六二	三、九四、六三五	一、四六、八八八

第二章 第四節 第九 運輸省 (八六八—八八〇)

都県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち、二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交付額 中減額を要する額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(八六八)	同	児島郡琴浦町琴浦港 二十五年災害復旧	一、一七〇、〇〇〇	八、六九九、五〇〇	八、六九九、五〇〇	八六八、〇七七	二四七、四〇三
(八六九)	広島県	賀茂郡竹原町竹原港 二十五年災害復旧	一、八四〇、〇〇〇	一、二七八、八〇〇	一、二七八、八〇〇	六三九、三三〇	一八八、六〇一
(八七〇)	同	福山港二十五年災害 復旧	七、七五五、〇〇〇	五、九一三、七五五	五、九一三、七五五	一、六八八、四七一	五〇七、三三〇
(八七一)	同	豊田郡東野村鯨崎港 二十六年災害復旧	一、五〇〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	三、四一、六二一	一〇八、八〇七 (一六、七七七)
(八七二)	山口県	吉敷郡秋穂町秋穂港 二十五年災害復旧	二、二五〇、〇〇〇	二、二一一、〇〇〇	二、二一一、〇〇〇	二、七八、八二二	一一〇、六二〇
(八七三)	同	大島郡沖浦村戸田港 二十五年災害復旧	三、一五九、〇〇〇	三、一三〇、二五六	三、一三〇、二五六	四、七五、〇〇〇	二八、九四四
(八七四)	徳島県	海部郡由岐港二十三 年災害復旧	二、六六六、一〇一	二、三九四、四四三	二、三九四、四四三	二、七三、五六八	一一六、〇〇一
(八七五)	香川県	仲多度郡多度津港二 十四年災害復旧	一、九五三、〇〇〇	一、三〇二、六五一	一、三〇二、六五一	五、七四、一一一	二八、一四八
(八七六)	同	丸龜港二十四年災害 復旧	七、八八五、九二六	六、四五六、七二三	六、四五六、七二三	四、五九、七四九	一、三六、七五五
(八七七)	高知県	香美郡夜須町手結港 二十三年災害復旧	二、三二一、三二二	二、一六五、六九九	二、一六五、六九九	二、七〇、一九五	一、四三、〇九四
(八七八)	同	香美郡夜須町手結港 二十六年災害復旧	三、六八八、六八八	二、六三四、一一八	二、四七〇、一五五	四、八八、七五五	一、三六、三三二 (二、一八、七七三)
(八七九)	福岡県	大牟田港二十五年災 害復旧	四、〇三八、八〇〇	三、二九四、四二五	三、二九四、四二五	一、九八八、四〇七	六〇九、八三七
(八八〇)	同	宗像郡岬村鐘崎港二 十四年災害復旧	二、〇一五、〇〇〇	一、九〇三、一六二	一、九〇三、一六二	三、九四、六三五	一、四六、八八八

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交付額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(八八一) 大分 県	東国東郡伊美町伊美 港二十六年災害復旧	伊 美 町	二,100,000 円	一,五七二,000 円	一,四七四,000 円	三,七〇〇 円	一〇六,六〇二 (一九二九)
(八八二) 宮 崎 県	立崎郡内海港二十五 年災害復旧 (支出庁第四港湾建設局)	宮 崎 県	一,八九五,〇〇〇	一,六〇,七五〇	一,六〇,七五〇	三六,八八六	一六三,一九九
(八八三) 鹿 児 島 県	串木野港二十四年災 害復旧	串 木 野 市	四,六〇〇,〇〇〇	四,七五一,七五五	四,七五一,七五五	七七,九九五	二七,八四四
計			一六四,四九五,五五五	一四八,八九五,六四三	一四四,四三三,七四〇	一八,二八四,八六六	五,六九一,七七八 (一〇一,三六六)

第十 郵 政 省

郵政事業特別会計

(事業損益について)

(八八〇) 本会計は、独立採算制を立前としているが、毎年度収支の採算がとれず、欠損金は年々累増の一途をたどつてきている状況である。昭和二十六年年度の欠損金は二十二億五千八百余万円で、前年度の欠損金二億七千二百余万円に比べ十九億八千六百余万円の欠損増加をきたしているが、これは、事業収入において二十六年十一月の郵

便料金値上、郵便利用度の増加、郵便貯金、簡易生命保険、電気通信各事業の業務受託収入の増額等のため前年度に比べ百十五億九千七百余万円の増加を示したが、一方事業支出において給与ベースの改訂による人件費の増加、行政整理に基づく退官退職手当の増加、物価騰貴等のため前年度に比べ百三十五億八千四百余万円の増加をきたしたことに因るものである。

(財務諸表について)

本会計の二十六年年度決算は、前記のとおり二、二五八、九五九、六八〇円の欠損となつていているが、本院会計検査の結果、その修正を要すると認められたものが左のとおりあり、これにより修正計算したとすれば二十六年年度の欠損金は二、九七七、八四〇、五〇六円となる。

決 算 箇 所	過 誤 の 内 容	金 額
東京、大阪、熊本各郵政局	固定資産の計上をもちしたもの	二二、〇〇七、八六七 円
名古屋、札幌、幌 町 郵 政局	固定資産を過大に計上したもの	△ 一、四四七、二八九
経理局及び東京、大阪、松山、熊本各郵政局	貯蔵品の計上をもちしたもの	四五、三七一、二八〇
貯金局、経理局及び各郵政局	未収金の計上をもちしたもの	八七、四四〇、七八六
貯金局、簡易保険局、経理局及び各郵政局	未払金の計上をもちしたもの	△ 八七五、四九四、七五七
貯 金 局	収入金を保管金として計理したもの	三、二四一、二八六
差 引		△ 七一八、八八〇、八二五

なお、二十四、二十五両年度の「お年玉つき郵便はがき」の賞品残額千百余万円のものも二十五、二十六両年度において事業品のまま使用し又はそのまま保有しているが、これらの物品は、六箇月の時効で当せん者の賞品

受領権消滅によつて本会計の利益となるべきものであつて、正規の計理処置を要するものであるから、貯蔵品に組み替えるなど利益受入処置をすることが適當と認められる。

不 当 事 項

(郵政事業特別会計)

工 事

(八八四) 工事の施行に当り処置当を得ないもの

(款)事業支出 (項)事業費

仙台郵政局で、昭和二十六年四月、山下郵便局庁舎新築用敷地として宅地九七坪三五を齊藤某から借り入れ、局舎新築及び附帯工事を工事費一、六八七、五六三円で高砂建設株式会社外二会社に請け負わせて施行中のところ、地主の申出により敷地の借入契約を解除したため、現に建造中の施設を解体撤去することとなり、そのため約三十万円の損害を生じたものがある。

右は、前記局舎の建築位置が隣接地地主宅との間に一米の間隔を有するに過ぎなかつたが、地主から隣接地利用上の困難を事由に一間の間隔をおくべきことを主張し、結局借入契約解除のやむなきに至り、二十七年一

月、工事の既済部分(出来高割合四〇%)に対し五六四、四三七円を支払つて解約し、借入敷地を地主に返還し、新たに敷地を買収し、二月にあらためて一、四七二、〇〇〇円(外に官給材料三五八、八八一円)で前記高砂建設株式会社外二会社に対し局舎建設を請け負わせることとなつたため、既済部分の手もどりや工事中止中の物価騰貴等により前記のような損失を生じたものである。このような損失を生ずるに至つたことは、隣接地との間に紛議を生じやすい借入敷地に局舎を建設するに当り、建造物の位置、設計等について地主との間に了解のないまま工事を実施したことに因るものと認められる。

物 件 (八八五)―(八八七)

(八八五) 不急の物品を購入したもの

郵政省で、昭和二十六年三月国庫債務負担行為に基き株式会社博道商会から購入した紙幣は東用テープ甲八七、〇〇〇把の代金として四月に一、二一八、〇〇〇円を支払つたものがある。

右は、所見見込量の算出に当り、二十五年三月中の東京中央郵便局における資金及び過超金の取扱高の金種別の割合を調査し、この割合を二十四年度の各郵便局の同取扱金額約九千六百億円に適用して算出した年間所要見込量を七〇三、八〇〇把とし、その七箇月分に相当する最高標準在庫量四二二、二〇〇把から二十五年第三・四半期末現在の在庫量三三四、三九三把を差し引き八七、〇〇〇把を購入したものであるが、その算出の基

礎とした前記各郵便局の取扱金額約九千六百億円のうちには、証券過超金受払金額約千三十億円及び一局の払出金額は他局の受入金額となる過超金の受払金額中重複と認められる金額約二千七百四十億円の本品使用の対象とならない金額約三千七百七十億円が含まれているものであるから、これを差し引いた約五千八百三十億円に適用して算出すべきものであるのにこれに気付かなかつたもので、これにより算出したとすれば年間所要見込量は約三十八万五千把、最高標準在庫量は約二十三万把で足り、これは前記第三・四半期末保有の三三四、三九三把で十分充足することができものであるから、国庫債務負担行為によつてまで調達の際はなかつたものである。現に、二十七年十一月末現在においても前記購入全数量が未使用のまま本省倉庫に貯蔵されている状況である。

(八八六) 物品を過大に調達したもの

郵政省で、昭和二十六年五月及び六月、岡村印刷工業株式会社外一会社に対し、中質紙B本八〇听一、七七二連、価額一〇、四九〇、二四〇円のものをお官給して保険契約現存確認調査票五五、〇〇〇、〇〇〇枚の加工を請け負わせ、その代金として一、二〇八、四〇五円を支払つたものがある。

右は、戦時中の事務簡素化及び戦災等により不明確となつた簡易生命保険契約の現存状況を確認するための調査用紙であるが、この調査票は郵便局及び地方簡易保険局で記入作製するもので、その作製の対象となるものは、二十六年三月三十一日以前に契約の効力が発生し、同年七月一日現在において保険料払込中のもの、払

込完了等によりその払込を要しないものなど現に存する個々の契約であつて、その件数は、各郵政局からの保険契約維持状況報告書等により約四千万件であることが判明していたものであるから、本件調達に当つては、これに一部の予備数を見込み約四千四百万枚を調達すれば足りたものと認められるのに、同省では、事実上既に消滅しているもの又は戦災により不明となつた契約が未整理のまま現存しているものとして取り扱われている簡易保険局調査の保険契約申込書数約五千七百万件(二十五年十二月末現在)及び統計上の契約件数約五千四百百万件(二十六年一月末現在)を引合にして、算出根拠となる前記維持状況報告書等により判明している本品使用の対象件数と離れて五五、〇〇〇、〇〇〇枚を調達したため、約千百万枚(工賃約二十四万円、原紙代約二百十万円)の過大調達となつたものである。

現に、各郵便局及び各地方簡易保険局で作製した保険契約現存確認調査票は調査のほぼ完了した二十七年九月末現在において約三千九百万枚に過ぎない状況である。

(八八七) 必要以上に高価な特別規格品を購入したもの

名古屋郵政局で、昭和二十六年度中八回にわたり、随意契約により栗田某から購入した郵便物結束用は、東系二二、〇〇〇巻の代金として三、五八九、〇〇〇円を支払つたものがある。

右は、東系は、一卷当り一四八四五〇から一七〇円(平均一六三二円一二)であつて、これを同年度に東京郵政局で購入した郵便物結束用は、東系に比べると一卷当り平均七八円〇一割高となつており、名古屋以外の各郵政局

の平均購入単価に比べても六二四七〇割高となつてゐる。東京郵政局購入の分と本件の価格とに著しい差異があるのは、主として紙質において東京郵政局の分が普通クラフトであるのに対して名古屋郵政局の分は再度使用することを理由として高級クラフトとしたためであるが、その用途からみて東京郵政局購入分と同程度の品を使用しても支障はなく、又、東京郵政局購入の分が紙幅八分、一卷の長さ二、二〇〇尺であるのに名古屋郵政局購入分のうち一五、〇〇〇巻は紙幅一寸二分、長さ一、四〇〇尺であるから、多少再使用の割合が多くても有利とは認められず、このように高価な特別規格のものを購入する必要はなかつたものである。

いま仮に、東京郵政局購入品程度のものを購入したとすれば長さの点を考慮しないとしても約百七十万円の経費を節減することができた計算である。

(郵政事業特別会計)

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

不正行為

(八八八) 職員の不行為に因り国に損害を与えたもの (九〇五)

仙台地方簡易保険局外六六箇所^(註)で、昭和二十年六月から二十七年三月までの間に、関係職員により繰替払現

金、歳入金、歳出金、切手類等をほしいままに領得されたものが三三三、三七二、六三四円(うち二十七年十月末現在補てんされた額五、一〇三、〇九八円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり一八件二〇、三〇六、五六〇円(うち二十七年十月末現在補てんされた額一、九五二、一九六円)である。

この不正行為の方法のおもなものは、窓口で現金を受け入れるに際し、受入を証する書類を破棄し、受入関係書類に受入額を減額して記載し又は規定どおりの受入計理を全然しなかつたり、あるいは局外で積立貯金、簡易生命保険保険料を受け入れるに際し、集金票等の受入を証する書類に契印せず又は集金票等を正規の手続によらないで不当に局外に持ち出して使用したりして収納金を領得したものである。

(註) 熊本郵政監察局福岡郵政監察官事務所、仙台地方簡易保険局、下谷、麻布、板橋、千歳、田園調布、調布、九段、川崎、松戸、第一生命館内、小石川音羽、江戸川船堀、土気、舟見、岐阜、津、名古屋則武新町、新城、豊川金屋橋、田口、木曾川、甚目寺、三河新川、下牧、大河内、西成、阿倍野、神戸中央、長田、伊丹、三田、左京、牧方中宮、押手、米子、惠曇、岡山上伊福、三次、胡子町、田熊、徳島、高知、今治南堀通、石井、高知江ノ口、久留米、鹿児島、中泉、仙台、八戸、平、津谷、赤石、磐崎、札幌、室蘭、士別、札幌北三条東、札幌豊平、弟子屈、母恋駅前、芽室、鷹泊、余市駅前、津別、雄武各郵便局

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
仙台地方簡易保険局	郵政事務官 高橋某外一名	二二、九月から二七、三月まで	七三八、四九七円
下谷郵便局	同 高木某	二三、一から二七、一まで	一、〇三八、五四八
板橋	出納員 田口某 郵政事務官 田某	二五、二から二七、二まで	七六五、〇四四

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(八九一) 九段郵便局	分任繰替払等出納官吏 郵政事務官 徳久 某	二五、六から 二六、六まで	七二六、三七四円
(八九二) 川崎	郵政事務官 福田 某	二四、一から 二七、三まで	一、五六三、〇五三
(八九三) 小石川音羽	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 坂下 某	二三、九から 二六、九まで	九二四、五四三
(八九四) 江戸川船堀	出納員 宮 某	二六、七から 二七、二まで	六三〇、三八七
(八九五) 津	出納員 谷 某	二四、二から 二六、八まで	六〇〇、〇〇〇
(八九六) 名古屋則武新町	同 同 土屋某外一名	二四、四から 二六、八まで	八三一、三五〇
(八九七) 新城	同 同 大谷 某	二三、四から 二六、九まで	一、〇一一、八二四
(八九八) 豊川金屋橋	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 宮道 某	二〇、六から 二六、九まで	一、六四六、一五八
(八九九) 恵曇	出納員 木村 某	二三、二から 二六、二まで	五五七、三五〇
(九〇〇) 高知	事務員 都築 某	二六、四から 二六、一〇まで	一、五七〇、〇〇〇
(九〇一) 高知江ノ口	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 山本某外一名	二三、六から 二七、一まで	三、七七五、九五四

(九〇二) 久留米	出納員 佐藤 某	二五、三から 二六、六まで	六〇四、六五四
(九〇三) 中泉	同 同 中西 某	二四、五から 二六、四まで	七六四、〇一四
(九〇四) 母恋駅前	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 佐々木 某	二六、一から 二六、七まで	一、五四四、三七四
(九〇五) 余市駅前	出納員 枝村 某	二五、八から 二六、一〇まで	一、〇一四、四三一
計			二〇、三〇六、五六〇

なお、二十五年度以前に発生した部内職員の不正行為に因る繰替払現金の事故金に対し、二十六年度中に国の損害として欠損を補てんしたものが、郵政省貯金局において二八、一七二、四一四円、同簡易保険局において四、三一〇、〇四一円ある。

是正させた事項

役 務

(九〇六) 郵便専用自動車請負契約において車種の指定を誤つたもの

(郵政事業特別会計) (款)事業支出 (項)事業費

札幌郵政局で、北海道郵便通送株式会社に請け負わせている帯広郵便局、駅間の郵便専用自動車請負契約においては、

郵便物積載荷量を一日平均四、九九〇疋(運送回数二〇回)及び五、七三四疋(運送回数九回)として車種大型B級車を二両配車することとしている。しかし、昭和二十六年十月、帯広郵便局で調査した積載荷量はそれぞれ一日平均一、〇〇五疋及び一、〇六五疋となっており、その後も大差がないものと認められる状況であるから、少くともその後契約を改訂した二十七年一月以降においては、大型車を配車することは必要でなく中型車以下に改訂すべきもので、中型車を配車することとすれば、請負料金は二十六年度第四・四半期分だけでも一六六、三〇八円(月額五五、四三六円)を節約することができたものと認め、二十七年六月本院会計実地検査の際注意したところ、九月中型車を配車するように契約を改訂した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第十掲記の分

(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

二二四頁(六七四) 解約による違約金の収納に至らないもの

(七三〇) 郵政省 収納未済額二、八六〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

(七三三) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

二二七頁(七三三なお書) 東京鉄道郵便局 その後判明したところによれば、二十二年四月ごろから二十五年十二

月ごろまでの間に局長青木某等により三、〇一〇、三六一円を領得されたものであり、そのうち一、〇五八、五五一円は二十七年十月末までに補てんされている。

第十一 電気通信省

電気通信事業特別会計

(事業損益について)

本会計は、昭和二十六年年度において十四億五千三百余万円の利益を生じた。

事業活動のうち国内電話事業は、その収入四百七十五億五千六百余万円に対し事業費は百九十三億四千八百余万円であつて、これに共通的経費を考慮してもその収益性は大であり、国際通信事業も収入三十九億五千五百余万円に対し事業費八億九千三百余万円、これまた共通的経費を考慮してもその収益性ははなはだ大きなものと認められる。

これに反し、国内電信事業は、その収入七十一億八千七百余万円に対し事業費は六十億四千五百余万円であつて、これに共通的経費を考慮すると欠損を示すものと認められるが、その理由は、国内電話事業が、近來設

備の改良新設等によつてその能率増進及び人件費の節約が図られたのに反し、国内電信事業は、現在の設備では中継はすべて「人」によつて行われているため人件費の占める割合が大となつてゐる点にあると認められ、目下、電気通信研究所で研究中の電報中継の機械化が完成されたあかつきには相当事業費の節減を期待することができると認められる。

(財務諸表について)

本会計の二十六年度の決算は前記のとおり一、四五三、六四七、九一二円の利益となつてゐるが、本院会計検査の結果、その修正を要すると認められるものが左のとおりあり、これにより修正計算したとすれば二十六年度の利益金は三、三七八、七三八、五六四円(二十五年度の損益とすべきものを二十六年度の損益としてゐるものを控除すると一、三五三、八九一、〇〇二円)となる。

決算箇所	過誤の内容	金額
経理局外一箇所	未収金の計上をもちしたもの	八一四、九七二、九三七円
九州電気通信局	未収金を過大に計上したもの	△五、〇八五、九八六
関東外三電気通信局	整理品の計上をもちしたもの	八七、八八九、五一四
近畿電気通信局	固定資産の計上をもちしたもの	二二、八二三、四七一
関東外一電気通信局	固定資産を過大に計上したもの	△一九、八九一、八〇八
経理局	未払金の計上をもちしたもの	△二二〇、九四九、七八〇
同	雑益に計上すべきものを物品価格調整引当金に計上したもの	一、二四六、三三六、二〇四

九州電気通信局

収入金を過大に計上したもの

△一、〇〇三、九〇〇
一、九二五、〇九〇、六五二

なお、減価償却費の計上額八十八億四千七百余万元をみるに、実際の償却率を勘案せずその予算額全額をそのまま計上している。これは、減価償却費算定の基礎となる再評価額がまだ正確に算出されていないためのもつを得ない一時的処理とは認められるが、できるだけすみやかに正確な資産の再評価を行い、これに基いて適正な減価償却費を計上することが望ましい。

又、借入建物に対し、自己資産に対しての工事であるならば固定資産の増として計理すべき程度の大改修工事をした際、その工事費全額を当期の損費として計理しているものがあるが、こうした経費は適当な資産科目を設け費用の繰延計理を行うことが望ましい。

(建設工事の進捗について)

建設改良費の翌年度繰越額は六十億五千九百余万円で、予算額三百六十一億九千九百余万円に対し一七%を占める。又、同費の支出決定済額三百億四千二百余万円のうち、未完成工事の工事費は九十七億六千九百余万円の巨額に上り、完成工事の工事費は二百二億八千九百余万円で、支出決定済額に対し六七・五%、予算額に対し五六%となり、完成工事が低率であるのは留意を要するところである。

このように工事の施行が遅れ、工事が非能率となつたおもな原因は、(1)予算示達の後半期集中の傾向は前年度以来相当改善されたが、なお示達時期が適切であるとは認め難いこと。(2)工事実施認証が示達され、工事

実施指令が到達しても当初本省へ提出した工事計画票が適切でなかつたため、それに基いて作成された実施指令の内容も適切でなく、そのまゝでは工事を施行することができず、改めて現場調査をしなければならぬことにより相当期間を空費する場合が多いこと。(3)総合的に進ちよ、くすべき関連工事施行につき、各部局間の連絡不十分のため局舎の建築と局舎内に設備すべき機器類の取付工事、局舎外のケーブル工事等が各は、行するなど一方の遅延のため全体の完成が妨げられていること。(4)工費用資材については、年度末貯蔵品の在庫七十七億二千八百余万円、仮払品四十六億八千余万円計百二十四億九百余万円であつて、年間払出額百七十八億四千四百余万円からみて、ほう、大なストックを持ちながら、なお工事現場では資材の到着遅延のため工事が手待ちとなつている事例が少くないことなどであつて、これについては、電気通信省でもその克服に努力していることは、前年度の完成工事、未完成工事、繰越工事の工事費総額に対する比率が三六%、三六%、二八%であつたのが、二十六年においてはそれぞれ五六%、二七%、一七%となつたことによつてもうかがわれるが、なお一層の努力が望ましい。

(仮払品について)

二十六年十月から電気通信管理所及び特定の取扱局につき実施した仮払品制度は、未使用の事業品を資産に受け入れ、資産表示の明確化、原価計算の的確化及び物品利活用の向上を目的とするものであるが、当初、これら局所の事業品で仮払品に組み替えられたものは三十一億四千五百余万円で、その後現場における材料の

かえ込み主義に災されて次第に増加し、年度末には四十六億八千余万円となり、仮払品制度実施局所における使用実績からみると、必要見込額の五箇月分余に相当する巨額なものとなるに至つた。仮払品としては一箇月分程度の必要量を保有すれば足りるものと認められるから、これをこえる仮払品はできるだけ貯蔵品に繰もどしの上利活用の向上を図るべきである。

不 当 事 項

(電気通信事業特別会計)

予 算 経 理 (九〇七)―(九〇九)

(九〇七) 架空の名義により支払いこれをみだりに使用したもの
(九〇八)

(款)事業支出 (項)建設改良費

電信電話工事の施行に關し架空の名義により支払いこれをみだりに使用した事例については、昭和二十五年年度決算検査報告に詳細掲記したところであるが、右の外、同決算検査報告作成当時調査中であつた仙台電話局改式工事(線路)外五工事で同様の事例の判明したものが左のとおりある。

工 事 期 間	資金前渡官 吏支払額	ねん出額	使 用 内 訳						
			切投げ工事 代	本省建設部 へ人夫賃と して提供	工事材料等購 入代部内外 折衝費等	現場職員慰勞 費及び諸手当 等			
(九〇七) 仙台電話局改式 (線路)外二件 (本省建設部施行)	二五、八から 二六、七まで	一五、六七四七〇円	一、四九七〇七円	三三〇、〇九円	三九、六七〇円	六、四四八六円	一、五四四九七円	一、一五五円	一、四九七〇七円
(九〇八) 水戸電話局改式 (自動)外二件 (関東電気通信局施行)	二六、一から 二六、六まで	七、六九〇、三六七	五、五四、四八三	三、六四、一六二	〇	一、四四、二〇〇	五、五九四一	一、九	五、五四、四八三
計		五、八一六、一八五 一、三八、三三〇、九 三、七五、一三三 一、九四、七〇〇 九、八四七	一、七四九、四七七	七、一四、三五一	三九、六七〇	七、八七六六	二、〇、四八	一、三三四	二、〇、五、一、五、一〇

備考 仙台電話局改式工事関係の本省建設部へ人夫賃として提供した三九六、七一〇円は昭和二十五年年度決算検査報告に掲記したものの一部である。

(九〇九) 経理がびん、乱していたもの

(款) 事業収入 (項) 業務収入
(款) 事業支出 (項) 業務費 外一科目

電気通信省電気通信研究所で、支払代金及び売渡代金を流用していたもの、過大な支払をしたもの、その他工事の施行又は物品の購入について正規の契約手続によらなかつたものなど、経理がはなはだしくびん、乱して

いたものが次のとおりある。

- (一) 支払代金を流用していたもの
 - (1) 昭和二十五年十一月、沖電気工業株式会社から交換装置、計器類等二、六七五、五〇〇円のものを購入し、購入物品納入完了後二十六年三月にその代金全額の支払手続をとりながらその全額を留保し、六月に支払うまで他に流用していた。
 - (2) 二十六年三月、株式会社緑和商会から真空管ソケット、エナメル電線等三、三五四、八一五円のものを購入し、購入物品の納入が完了していないのに三月及び四月にその代金全額の支払手続をとつたが、七月及び八月の納入物品の代金三、〇〇九、八二〇円を同会社に支払つたこととしているのは八月及び九月で、その間同金額を他に流用していた。
 - (3) 二十六年六月、富士通信機製造株式会社から自動交換機器類三、二七八、一六五円のものを購入し、同月購入物品の納入が完了していないのにその代金全額の支払手続をとり、未納品の引当金として支払代金のうち一、〇〇〇、〇〇〇円を留保し、これを実際に未納品が納入された九月に支払うまで他に流用していた。
- (二) 物品売渡代金を流用していたもの

二十六年四月、五月ごろ、武蔵電器工業株式会社外一名に工作機械類、計器類等を二二三、〇〇〇円で売り渡し、その代金を受領しながら収入に計上せず、八月に至り歳入に納付し、その間同金額を他に流用していた。

(三) 過大な支払をしたもの

(1) 二十六年四月、品川交通株式会社と乗用車借上につき年度契約を締結し、九月までの借上台数四四八台、割増時間四五九時間の料金として一、五二六、五〇〇円を支払ったものがあるが、右は、統制額による支払では業者に対して酷であるとの理由から、業者が実際の借上料に付掛して請求してきたものに対し、水増請求の事情を承知しながら内容の検討をせず、その金額に合うように関係書類を作製して支払ったもので、本院会計実地検査の際乗用車使用伝票につき調査した結果等によると、実際の借上台数及び割増時間はそれぞれ二二八台、四五九時間であり、物価庁の認可料金一日一台の借上料二、八〇〇円、割増時間一時間につき四八〇円として適正料金を計算すれば約八十五万円となり、差引約六十六万七千円が過大に支払われたものである。

(2) 二十六年四月、有限会社磯自動車商会と自動車の修理につき年度契約を締結し、九月までの修理代金として一、〇八五、二〇〇円を支払ったものがあるが、右は、業者が実際の修理費に付掛して請求してきたものに対し、水増請求の事情を承知しながら内容の検討をせず、その金額に合うように関係書類を作製して支払つ

たもので、当局者の計算によると約三十五万円が過大に支払われたものである。

(3) 二十六年六月、高橋家具製作所にじゅう器類修理を九七六、三〇〇円で請け負わせ、七月その代金を支払ったものがあるが、右は、契約に当って修理品個数及び破損の程度を確認することなく見込によつたため、実際に修理したのは二号いす等八八〇個であるのに、一、〇二七個を修理したものととして代金を支払った結果、約二十三万円が過大に支払われたものである。

(四) 工事の施行又は物品の購入につき正規の契約手続によらなかつたもの

(1) 富士電炉工業株式会社外三会社から二、一〇〇、〇〇〇円で購入したPPM端局用整流電源装置外四件は、実際は二十五年十月ごろに納入されたのに、二十六年九月に契約し同月納入させたこととして処理して

いる。
(2) 沖電気工業株式会社に一、〇〇〇、〇〇〇円(外に官給材料二、二六五、七四八円)で請け負わせ印刷電信中継交換装置及び集信継電器架すえ付工事は、実際は二十六年六月に完成しているのに、二十七年二月に契約し三月に完成させたこととして処理している。

(3) 富士通信機製造株式会社から一、四八六、二三九円で購入したH二号一次プレ・セレクター・ボード等は、実際は二十六年九月から十月ごろまでの間に納入されたのに、二十七年二月に契約し三月に納入させたこととして処理している。

なお、右の外所管業務に関し、関係職員が不正行為の容疑で二十六年十月から十二月までの間に起訴され東京地方裁判所で審理中のものが八件ある。

工 事 (九一〇)―(九一三)

(九一〇) 不急の海底電線布設ひき揚機を建造したものの

(款)事業支出 (項)建設改良費

電気通信省施設局施設部海底線工事課で、昭和二十六年三月、東日本重工業株式会社に請け負わせた海底電線布設ひき揚機及び附属機械の建造代金として二二、九九八、〇〇〇円(うち二十五年度分六、八九八、五〇〇円)を支出したものがある。

右海底電線布設ひき揚機の建造費は二一、四八二、〇〇〇円、附属機械は一、五一六、〇〇〇円であつて、布設ひき揚機は二、五〇〇屯級の海底線布設船に、装するものであるが、本機を搭載する布設船の建造あるいはよ、船計画は、本件建造契約当時その見込が確立していなかつたものであり、今後も当分不可能と認められ、布設船入手を前提としなければ使用することができないのに本機だけを取急ぎ建造したのはその処置当を得ない。現に、右建造品のうち附属機械は単独で使用することができると認められるが、布設ひき揚機本体は二十七年十一月現在使用見込のないまま横浜市出田町倉庫に、こん包のまま格納されている状況である。

(九一一) 工事費の積算当を得ないもの

(款)事業支出 (項)建設改良費

電気通信省施設局建築部で、昭和二十七年三月、随意契約により株式会社竹中工務店東京支店に請け負わせた千代田電話局洞道新設工事の代金として二六、四六八、〇〇〇円(うち二十七年度分二一、一七四、四〇〇円)を支出したものがある。

右工事費の予定価格は二六、五六〇、〇〇〇円であつて、そのうちの土工事費一一、一六九、六〇〇円の積算についてみるに、一〇、〇四〇立米の土を掘さくし、別途施行の千代田電話局高圧受電室新築工事の埋もどしに使用する土九〇〇立米を除いた全量九、一四〇立米を深川附近に捨土し、洞道新設工事の埋もどしに当つては、同電話局構内の不用土二、〇九〇立米と前記深川附近に捨土する分のうちの四、九六〇立米を再び工事現場に搬入して埋もどしに充当する工法により九、三四六、〇〇〇円と算定し、これにくい打費、割栗石つき費等を加えて一一、一六九、六〇〇円としているが、積算当時において本件工事施行隣接箇所には同一請負人が別途施行中又は施行を完了した工事の仮設物で、容易に移動又は撤去することができると認められるものがあつて、これを移動又は撤去すれば残土置場として使用可能の省有地が少くとも七八〇平米あり、これを利用すれば約二千立米の土をたい積することができるから、同所に一時たい積しておいて埋もどしに充てれば相当工費を節減することができるものと認められ、現に、請負人は本件工事の施行中二、〇〇〇立米を下らない土量について右省

有地を残土置場として利用していた状況である。

いま仮に、省有地七八〇平米の土地を残土置場として利用することとして予定価格を積算すれば、二、〇〇〇立米の残土処理費、埋もどし費等の節減額は約百七十万円に当るものである。

(九一二) 予定価格の算出を誤りひいて工事費が高価に当たっているもの

(款)事業支出 (項)業務費

電気通信省電気通信研究所で、昭和二十六年十一月関東電気工事株式会社西部支社に請け負わせた第四号館二次配線工事の代金として一、一六、九〇〇円を支出したものである。

右は、工事の予定価格の積算に当り、担当者の繁忙を理由として工事代金の見積を前記業者に依頼し、業者の算出した一、二三、〇〇〇円を十分に検討することなくそのまま予定価格として採用し、前記会社外三会社の指名競争入札に付したものである。しかるに、右予定価格はゴム絶縁電線、電線管等の所要量及び労力歩掛等が過大に計上されており、本院の指摘により同所において再積算したところ、適正な概算工事費は七二五、三八七円となり、もしこれを基準として競争手続をとつたとすれば、前記請負代金は相当減額することができ、余地があつたものと認められる。

又、本件工事については、前記工事費の外に官給材として三八平方耗ゴム絶縁電線外九点帳簿価格一四一、一三二円のもの交付しているが、そのうち本工事に使用したのは一吋電線管外二点五、〇四五円のものである。

り、残余の三八平方耗ゴム絶縁電線外六点一三六、〇八七円のは過大に交付したものである。

(九一三) 粗悪な材料の使用を認めたため不経済な工事となつたもの

(昭和二十五年) (款)事業支出 (項)業務費

電気通信省電気通信研究所で、昭和二十五年十月第一号館廊下ゴムシート敷工事を随意契約により円山建設株式会社に請け負わせその代金九〇四、三三〇円を支出したものである。

右工事に使用したゴムシートは、製造所不明の粗悪品で、一見してこの用途には適せず、パッキング用シートとして使用することができる程度のものであることが明らかであるのに、これを本件工事用として充当することを認めため、敷面積二〇一坪のうち一〇六坪は年余を経ないにはなはだしく破損し使用不能となつたので、二十七年九月工事費四七五、〇〇〇円でリノリウムと敷き替えているが、残余の部分についてもやがて敷替を要する状況である。

物 件 (九一四)―(九一七)

(九一四) 不急の物品を購入したもの

電気通信省施設局資材部で、昭和二十六年六月、同局保全部の要求により昭和機械工具株式会社からケーブドドラム荷造機三七〇個を六、三二七、〇〇〇円で購入し全国の電気通信管理所に配分したものである。

本荷造機は、現在使用している木製ドラムを鉄製ドラムに替えた場合に必要であるとして購入配分したものであるが、本機を必要とする鉄製ドラムはまだ購入計画さえ立っていないため、本機も使用することなく各管理所で倉庫に格納している状況である。

(九一五) 物品の購入時期当を得なかつたため保管料を支払うに至つたもの

電気通信省施設局資材部で、昭和二十六年三月から十二月までの間に、富士通信機製造株式会社外六会社に戎電話局分局開始工専用物品を保管させ、その代金として同省経理局で一、六八六、二九三円を支出したものである。

右は、戎電話局局舎の改修工事が二十六年九月完了するものとして、これに収容する機器類H二一号コンネクター四五〇個外三二点価額三五、二五七、一六七円のを、二十五年十二月末から二十六年三月までの間に前記富士通信機製造株式会社外六会社から購入する契約を締結し、契約納期のとおり二十六年三月から五月までの間に納入の運びとなつたが、前記局舎改修工事は二十五年六月計画変更により大規模の改修をすることとなり、完了時期が二十七年二月となつたため二十六年三月から十二月までの間前記納入業者に保管させ、これに対して保管料を支払つたものである。計画変更局所である施設局施設部は計画変更と同時に資材部に連絡し、前記物品の購入契約の時期及び物品の納期を局舎の改修完了時期とにらみ合わせて調整すべきであつたのに、この連絡を欠いたため資材部は計画変更の事実を知らず当初の計画に適合するように物品を調達し、不経

済な前記保管料を支払う結果をきたしたものである。

(九一六) 試験成績の十分でないものを注文購入したため不経済となつたもの

電気通信省施設局資材部で、昭和二十六年七月、株式会社岡野コード製作所から送受器一号三心ひも(より合せ線心のもの)四〇、四〇〇本を七、三九三、二〇〇円で購入して各地方電気通信資材部に配付したものがあ

る。右は、同施設局資材部で、二十五年十一月から二十六年三月までの間に、富士通信機製造株式会社外三会社から購入した四号型卓上電話機四三、四六〇個(価額一八八、〇七一、二三〇円)の送受器ひもをすべて並列線心としたところ、加入者にこれらの電話機を取り付けた後間もなく送受器ひもの断線障害が続出して使用に耐えない状況なので、これを修繕するために購入、配付したものであつて、これにより、当時各地方電気通信資材部配給局に在庫していた前記電話機のうち八、三三三個のものを二十六年七月から十二月までの間に一、六三九、六三一円(ひも代を除く)で取替修繕した外、残余の加入者等の電話機についても各電気通信管理所で取替修繕させることとしたものである。

右並列線心の送受器ひもは新方式のもので、電気通信研究所で二十五年八月、初めて試作させたばかりで正規の仕様も決定しなかつたもので、その性能についてはまだ十分な検討が完了しなかつたのに、多量に注文しこれを使用した電話機を購入したため前記のように多額の修繕費を要する結果をきたしたもので処置当を得な

(九一七) 活用し得た発電機を売り渡して新品を購入したものの

電気通信省施設局資材部で、昭和二十六年三月発動機製造株式会社から六〇KVA二号・ロ・ディーゼル機
関発電機一台を二、八五五、〇〇〇円で購入し、これを同年十二月工事費六八七、五七六円で麻生津電話中継所
にすえ付けたものがある。

右は、二十五年三月同所にすえ付けた同種ディーゼル機関発電機(二十三年製造の新品)が二十五年九月に発
電機駆動用のディーゼル機関の一部が破損したため、北陸電気通信局保全部の要求により整備したものである
が、旧ディーゼル機関発電機の破損の程度につき、二十七年十月本院において当該発電機を実地に調査した
ところ、エンヂンフレーム、オイルパン、メタルキャップ等一部部品を取り替える程度の修理をすれば十分
に使用することができるともあつて、現に、伊東電報電話局でこれと製造年度、製造業者及び規格の同一
なディーゼル機関発電機が二十七年二月に同程度の破損を生じたのを約二十六万円で修理の上使用している事
例もあり、本件の場合も修理の上使用すべき事態であつて、新品購入の必要はなかつたのに北陸電気通信局保
全部からの購入要求があつたとはいへ破損の程度を十分調査することなく本品を購入したのは当を得ない。

なお、旧ディーゼル機関発電機は、二十六年十二月新品のすえ付に当り撤去し、北陸電気通信資材部工作工
場でこれを修理不適品と認定して二十七年二月同資材部で中谷某に七五〇、〇〇〇円で売り渡しているが、

本省購入の前記新品が現場に到着していたので撤去はやむを得なかつたとしても、認定を誤らなければ修理の
上他の同種用途に活用することができたものと認められる。

不正行為

(九一八) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(九二〇) 近畿電気通信局外三箇所^(世)で、昭和二十五年十二月から二十六年十二月までの間に、関係職員により歳入金、歳
出金等を横領されたものが四、〇一二、二八五円(うち二十七年十月末現在補てんされた額六五一、九六三円)あ
るが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり三件三、六一七、二六五円(うち二十七年十月末
現在補てんされた額五八六、六〇三円)である。

庁	名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(九一八)	近畿電気通信局	事務員 伊崎 某 外三名	二六、五から 二六、一三まで	一、〇〇五、一七七
(九一九)	近畿電気通信局管内彦根電気 通信管理所	出納員 事務員 平田 某 外一名	二六、四から 二六、五まで	一、六五六、一九八
(九二〇)	九州電気通信局管内長崎電話 局	電気通信事務官 菅原 某	二六、七	九五五、八九〇
計				三、六一七、二六五

第十二 労働省

不当事項

(一般会計)

補助金

(九二二) 補助金の精算に当り処置当を得ないもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金

大阪府及び高知県で、昭和二十五年度中に交付した失業対策事業費補助金については、それぞれ精算書を労働省に提出しているが、本院会計実地検査の際の調査によると、補助金の減額を要すると認められるものが次のとおりある。

- (1) 大阪府で、堺市に対し交付した補助金一八、六八二、六六七円の補助基本額は二八、〇二四、〇〇〇円となっているが、このうち労力費一、六七七、二二五円は、二十六年四月中の実働人員に対し支払つたものであり、右二十五年度中の基本額から控除すべきもので、この差額に対する補助相当額一、二一八、一五〇円は減額を要するものである。

- (2) 高知県で、高知市に対し交付した補助金一一、五四四、二〇〇円の補助基本額は一九、三〇二、三〇〇円で、補助不足三二四、〇〇〇円となっているが、労力費の支出額に六〇四、七七一円だけ誤つて加算されていたので、実際は一八、六九七、五二九円であるから、交付済補助基本額一八、八一六、三〇〇円との差額一一八、七七二円に対する補助相当額七九、一八〇円は減額を要するものである。

(労働者災害補償保険特別会計)

(失業保険特別会計)

不正行為

(九二二) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(九二七)

鹿兒島労働基準局外八箇所^(註)で、昭和二十三年十月から二十七年三月までの間に、関係職員により収入金及び前渡資金をほしきままに領得されたものが七、六〇三、九一九円(うち二十七年十月末現在補てんされた額八二四、〇二五円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり六件六、七七七、八二二円(うち二十七年十月末現在補てんされた額五八四、五三六円)である。

(註) 愛知、鹿兒島両労働基準局、福島、山口両労働基準監督署、岩見沢、夕張、千葉、淀川、長崎各公共職業安定所

序 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(九二二)	鹿児島労働基準局 労災補償課 分任収入官吏 川村某外一名	二四年二月 二六、四まで	二、九六七、三三二円
(九二三)	福島労働基準監督署 第三課 分任収入官吏 高橋某	二六、五から 二七、三まで	七一六、八七三
(九二四)	山口 第一課 労働事務官 市川某外二名	二六、九から 一二まで	九八七、〇四二
(九二五)	岩見沢公共職業安定所 庶務課 田村某	二六、一一	七二六、六六五
(九二六)	夕張 庶務課 労働事務官 中野某	二六、五から 一一まで	八八〇、〇〇〇
(九二七)	淀川 同 前田某	二六、四	五〇〇、〇〇〇
計			六、七七七、八一二

是正させた事項

未 収 金 (九二八) — (九五五)

(九二八) 労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの
(九三八)

(労働者災害補償保険特別会計) (款)労働者災害補償保険収入 (項)保険料収入 外一科目
労働者災害補償保険保険料及び追徴金についての徴収不足をきたしたものに對し、本院において会計実地検査を実施した箇所では是正させたものが四、六三一、八五六円あり、そのうち一事項五万円以上のものを労働基準局ごとに集計すると左のとおり一一件計三、一三〇、四一四円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる賃金についての事業主の調査又は他の関係機関との連絡が十分でなかつたことがおもな原因と認められる。

労働基準局	保 險 料	追 徴 金	計	納 付 義 務 者
(九二八) 神奈川	二七五、九七五円	二七、五九八円	三〇三、五七三円	東亜港湾興業株式会社
(九二九) 新潟	四七、八七三	四、七八七	五二、六六〇	新潟運輸株式会社
(九三〇) 長野	八〇、八九八	八、〇九〇	八八、九八八	長野電鉄株式会社
(九三一) 愛知	三四六、八〇二	三四、六八〇	三八一、四八二	トヨタ自動車工業株式会社外一事業場
(九三二) 三重	二〇八、一一七	二〇、八一二	二二八、九二九	東洋紡績株式会社山田工場外一事業場
(九三三) 大 阪	一六二、九一八	一六、二九二	一七九、二一〇	住友電気工業株式会社大阪製作所外一事業場
(九三四) 和 歌 山	四七、五〇〇	四、七五〇	五二、二五〇	和歌山県寺島某
(九三五) 福 岡	一、二五二、一九〇	一、二五、二一九	一、三七七、四〇九	三井鉱山株式会社三池鉱業所外六事業場
(九三六) 大 分	一四一、二五一	一四、一二五	一五五、三七六	日本通運株式会社佐伯支店外一事業場
(九三七) 宮 崎	一一二、〇九八	一一、二〇九	一二三、三〇七	小林市坂下某外一事業場

労働基準局	徴収不足		納付義務者
	保険料	追徴金	
(九三八) 鹿児島	一六〇、二〇九	一六、〇二一	神岡鋳業株式会社串木野鋳業所
計	二、八四五、八三一	二八四、五八三	

(九三九) 失業保険特別会計 (項) 保険料収入 外一科目

(失業保険特別会計) (款) 失業保険収入 (項) 保険料収入 外一科目
 失業保険保険料及び追徴金についての徴収不足をきたしたものに對し、本院において会計実地検査を実施した箇所では正させたものが一七、九三四、七〇〇円あり、そのうち一事項五万円以上のものを都道府県ごとに集計すると左のとおり一七件一五、〇四三、七一四円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる賃金についての事業主の調査又は他の関係機関との連絡が十分でなかつたことがおもな原因と認められる。

都道県名	徴収不足		納付義務者
	保険料	追徴金	
(九三九) 北海道	二、〇二九、三三〇	二〇二、二七〇	北海道電力株式会社函館支店外一事業所
(九四〇) 秋田県	六六八、七五三	六六、八六〇	同和鋳業株式会社花岡鋳業所外二事業所
(九四一) 福島県	二七一、二五九	二六、九六〇	福島電気鉄道株式会社社外二事業所
(九四二) 茨城県	一、〇一一、一九四	九八、九八〇	日本鋳業株式会社日立鋳業所外七事業所

(九四三) 栃木	六一、〇二〇	六、〇四〇	奥沢織物株式会社
(九四四) 埼玉	一一五、四六四	一一、六八〇	曙産業株式会社埼玉製造所外一事業所
(九四五) 東京都	一、六二三、五五一	一六二、一四〇	日産化学工業株式会社社外六事業所
(九四六) 神奈川県	九五二、七九〇	九五、〇五〇	東京電力株式会社神奈川支店外九事業所
(九四七) 石川県	一、五五六、九三六	一五五、〇三〇	日本通運株式会社社外八事業所
(九四八) 長野	九一九、一八二	九一、五二〇	鐘ヶ淵紡績株式会社長野工場外八事業所
(九四九) 三重	一、〇六六、八一八	一〇六、四三〇	鐘ヶ淵紡績株式会社四日市工場外六事業所
(九五〇) 兵庫	三六〇、九三五	三五、九六〇	中島電気自動車株式会社社外一事業所
(九五一) 広島	二五一、三八八	二五、一三〇	日本製鋼所広島製作所
(九五二) 香川	七五、二三〇	七、五一〇	林田塩産株式会社
(九五三) 愛媛	五三、三二九	五、二七〇	住友金属鉱山株式会社別子病院
(九五四) 熊本	一、二三八、〇六三	一二三、七三〇	日本セメント株式会社八代工場外一事業所
(九五五) 鹿児島	一、四三〇、〇六二	一三七、八五〇	日本鋳業株式会社荒川鋳業所外四事業所
計	一三、六八五、三〇四	一、三五八、四一〇	

第十三 建設省

直轄工事に関しては、近年その実施機関である各地方建設局管下の工事事務所において、正規の経理をすること

となく、工事費から架空の人夫賃、材料購入費等の名義により支払に立て、多額の資金をねん出してこれを手元に保有し、ほしのままに工事請負代金、労力費、材料購入費、給料諸手当等に使用する傾向が広範囲に認められたので、本院においては、このようにびん、乱した経理を正常な状態に立ち直らせることが直轄工事を正しく施行するための前提であると認め、前年に引続きこれに重点を置いて検査したところ、別項に記載したとおり前年に比べ相当に改善はされたがなおその跡を断つていない。又、建設省においては、直轄工事を能率的、且つ、経済的に施行するため、河川、道路等の事業費及び建設機械整備費をもつて多数の重建設機械を購入し、各工事現場に配置しているが、これら諸機械の購入及び管理につきあわせて重点的に検査したところ、別項に記載したとおりその管理等に関し処置当を得ないと認められる事例が見受けられた。

又、地方公共団体に交付した国庫負担金及び国庫補助金については、総額の五一%余に当る災害復旧事業費に重点をおき別項に記載したとおり全国の工事現場三万四百余箇所約一五%を実地に検査したところ、国庫負担金の減額を要するものが二九三件一億千三百余万円の多額に上つたのは遺憾である。

しかして、地方公共団体のうちには、当局者が事態の改善に努めているものもあるが、なお、検査報告掲記事項が多数に上つているのは、先に農林省所管に記載したとおり、地方公共団体の財政事情による国庫負担金の過大取得の傾向、工事費査定職員の不足、工事の監督や検収の不十分及び一部請負業者の施行粗漏等がおもな原因となつているものと認められる。

不 当 事 項

(一 般 会 計)

予 算 経 理

(九五六) (九七三) 直轄工事の経理がびん、乱しているもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費 外三科目

建設省管下各地方建設局が直営施行する河川、道路の改修、災害復旧等の工事において、正規の経理をすることなく架空の人夫賃等の名義により支払に立てて資金をねん出しこれを使用することは、昭和二十五年年度決算検査報告に掲記したとおりその規模がきわめて大きく、二十六年中に会計実地検査を実施した四七工事事務所(工事事務所を含む。以下同じ。)中三一工事事務所において総額四億四千七百余万円に上つたのであるが、その後当局においてもその一掃に努力した結果、一般的傾向としては相当是正の跡が認められる。

本院においては、二十七年中も引続きこのような不正規経理の根絶を期し、主として前年中に会計実地検査を実施しなかつた工事事務所六一箇所につき検査を行つたところ、なお関東地方建設局熊谷国道外一七工事事務所において、工事費等から架空の人夫賃、材料購入費等の名義により総額三五、八八一、九九三円の資金を

ねん出し、うち三五、八七九、三八一円を工事請負代金、労力費、材料購入費、機械器具修理費、食糧費、超過勤務手当等に使用し、残額二、六一一円を手元に保有していたものがあり、その事務所別の内訳を示せば左のとおりであるが、その大部分は既往年度から行つていたもので、二十六年にはいつて新たにこの不正規な取扱をしたものはほとんどない。

地方建設局	工事事務所	ねん出し		使用	
		金額	期間	金額	期間
(九五六)	東北岩木川	三、九一二、六五五	二、三〇七から	三、九一二、六五五	二、三〇七から
(九五七)	同	同上	同上	同上	同上
(九五八)	同	同上	同上	同上	同上
(九五九)	同	同上	同上	同上	同上
(九六〇)	同	同上	同上	同上	同上
(九六一)	同	同上	同上	同上	同上
(九六二)	同	同上	同上	同上	同上
(九六三)	同	同上	同上	同上	同上

(九六四)	同	同上	同上	同上	同上
(九六五)	同	同上	同上	同上	同上
(九六六)	同	同上	同上	同上	同上
(九六七)	同	同上	同上	同上	同上
(九六八)	同	同上	同上	同上	同上
(九六九)	同	同上	同上	同上	同上
(九七〇)	同	同上	同上	同上	同上
(九七一)	同	同上	同上	同上	同上
(九七二)	同	同上	同上	同上	同上
(九七三)	同	同上	同上	同上	同上

物件 (九七四) - (九八四)

(九七四) 機械の管理等の処置当を得ないもの
(九八一)

建設省において、河川、道路の改修、災害復旧等の工事をすみやかに、且つ、経済的に施行するため、ブルドーザー、ドラッグライン、パワーショベル等建設機械による機械化施工を推進する目的をもつて、昭和二十三年度から二十六年まで建設機械整備費二十七億三千九百余万円を支出して千百余台の機械を購入し、河川、道路等の事業費で購入したものを合わせ二十六年末現在総数約七千三百台に上る建設機械を保有し、各地方建設局に在来の工作事務所の外機械整備事務所を設置し、その運営の完遂を企図するとともに、その一部を地方公共団体等の工事に貸し付けてきたが、購入、配置等の計画と機械の取扱に慎重を欠いたと認められるものがあつたことなどによりまだ十分に効果を發揮していないものが少くない。本院においては、二十七年九月東北外三地方建設局管下一一事務所の実地について特にこれら建設機械の管理に關し検査を施行したところ、その処置当を得ないものがあり、おもな事例をあげると次のとおりである。

(一) 機械の管理当を得ないもの

(九七四) 東北地方建設局馬淵川工事事務所で、昭和二十五年七月から二十六年三月までの間に、同局塩釜工作事務所に七二三、九二五円をもつて直営製作させたターレットエキスカベーター一台は、当初固定式のストラックケーブルエキスカベーターを製作させたところ、性能不良のため移動式のターレットエキスカベーターに改造させたものであるが、その完成した二十六年三月には同機械を使用する予定の工事が既に終了していたため、

組立もしないで保管し、二十七年二月前記工作事務所に返送したものである。しかし、本件機械は性能不良で改造を加えなければ使用不可能のため放置されている。

(九七五) 関東地方建設局で、昭和二十六年十二月及び二十七年三月、日本通運株式会社佐原支店に三、一五五、九五九円をもつて電動ポンプ式しゅんせつ船及び同発電機等附属設備の解体と川内、小見間の輸送をさせたものがある。

右しゅんせつ船は、九州地方建設局遠賀川工事事務所の要求により、建設省で二十四年三月東京都渡辺製鋼株式会社から七、〇〇〇、〇〇〇円をもつて購入したものであるが、同事務所では蒸汽式を要求したのに電動式が購入されたためその配付を辞退したので、当初の予定を変更し、八月一、八五五、四三二円をもつて同局川内川工事事務所へ輸送したところ、同事務所においてはしゅんせつ船による掘さく工事を予定していなかつたため試運転を実施しただけで、二十六年十二月更に前記多額の解体輸送費を使用し、関東地方建設局利根川下流工事事務所へ所属替するに至つたものである。

(九七六) 関東地方建設局利根川下流工事事務所で、昭和二十四年四月から七月までの間に、同局船橋工作事務所に二七〇、四〇九円をもつて修理等を実施させたスチームショベル一台は、同年四月江戸川工事事務所から借り受けたものであるが、具体的使用計画もなかつたのに修理等を行わせたもので、修理完了後組立もしないで放置し、結局、不用品として処分することとしている。

(九七七) 関東地方建設局利根川下流工事事務所で、昭和二十一年四月から二十五年三月までの間に、同局荒川工
作事務所に一九九、二五三円をもつて直営製作させた六屯蒸汽機関車一台は、利根川下流の工事現場が運搬線
のこう配強く、附近家屋の状況により石炭を使用することが不適當であつたのに製作させたものであるばかり
でなく、他の使用可能な工事現場へ配置換えもしないで完成以来全く働することなく現場に放置され、衰損
の結果不用品として処分することとしている。

(九七八) 中部地方建設局で、昭和二十六年八月、親不知国道補修工事に使用する目的で、建設自動車興業株式会
社に二九四、六四五円をもつて修理させたけん引車一台は、旧式で現在製作されていないため、その部品も市
場になく、使用部分の修理がほとんど不可能であつたことは明らかなるものと認められ、レバー及び下部転輪軸
磨耗等の部分はそのままであるため故障が続発し、全く使用不可能の状況で、結局、不用品として処分するに
至つてゐる。

(九七九) 九州地方建設局及び同局五ヶ瀬川工事事務所で、昭和二十六年七月から九月までの間に、株式会社岩本
商行外一名から延岡市中州船倉地先五ヶ瀬川筋低水分流工の水床掘工事用として、八七二、五〇〇円をもつ
て購入したドラッグスクレーパー二台及び附属器材は、工事現場が砂利層でその使用に適しないのにこれを購
入したもので、結局、設計土量一八、〇〇〇立米に對しようやく五、九四九立米を掘さくしたにとどまり、残土量
を請負に付して工事を完成してあり、本件機械は使用中止後現場に放置されている。

(二) 機械貸付料の徴収処置当を得ないもの

(九八〇) 建設省で、昭和二十六年六月から二十七年三月までの間に、関東構築株式会社に貸し付けたモーターグ
レーダー二台について延二〇八日分の貸付料として四三〇、二七六円を収納しているが、右機械の貸付期間は
延七九八日であり、その実際働日数は三〇八日であるから、右徴収額は少額に過ぎるものと認め注意したと
ころ、一〇〇日分の貸付料相当額二〇六、九〇〇円を追徴することとした。

(九八一) 建設省で、建設機械貸付料の徴収処置が緩慢に失したため、昭和二十七年九月現在まだ収納に至らない
ものが二十二年度分二〇、八八〇円、二十三年度分一五二、六五二円、二十四年度分一、一〇四、七二三円、二十
五年度分九〇〇、四四六円、二十六年分三、三四一、九〇九円計五、五二〇、六一〇円に上つていたので注意し
たところ、二十七年十一月末までに二十四年度分二四三、三九四円、二十五年分二八、一六〇円、二十六年度
分八八九、八五八円計一、一六一、四二二円を収納した。

(九八二) 物品の調達に当り処置当を得ないもの

(九八四) (部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 河川事業費 外一科目

東北外二地方建設局において、昭和二十六年中に、物品を調達するに当り不急品を多量に購入したもの及
び高価な再生加工をしたものが次のとおりある。

(一) 必要以上に多量の物品を購入したもの

(九八二) 東北地方建設局岩木川工事事務所で、昭和二十六年三月及び四月、三福商事株式会社から購入した丸鋼三、四一〇本価額三、五九三、七〇〇円(うち二十五年度において支払った分二、九四九、二六四円)は、三好排水ひ門新設工事の材料として購入したものであるが、その後設計断面につき排水計画等を再検討の結果、当初設計の構造を変更し、その断面を縮少することとしたため右丸鋼のうち一、八六八本が不用となり、うち二四三本は他の工事事務所に保管転換したが、残余の一、六二五本価額一、八五六、八三九円はそのまま残材となつて

いる。
しかし、本工事については、特に二十五年十二月、施行認可の条件として申請設計の構造断面を再検討の上施行すべきことを指示されたにかかわらず、当初の設計の構造断面を基準としてこれに要する丸鋼の全量を購入したものであるが、本件は特に複雑な工事でもなく、右指示を受けた後すみやかに十分な検討を行い購入量を決定したとすればこのような多量の残材を生じなかつたものと認められる。

なお、同事務所においては右丸鋼を多量に購入したため予算に不足をきたし、他工事の年間実施計画を縮小しなければならぬ結果をきたしている。

(九八三) 九州地方建設局山国川工事事務所で、昭和二十六年年度中に、池永石油店から購入した山国川改修工費用揮発油一二、二八〇立、軽油三〇、六〇〇立の代金として九七五、六四四円を支払っているが、右は、前年度からの繰越として揮発油一四、七八八立、軽油二五、三九〇立の多量を保有していたにかかわらず、これを考慮す

ることなく年度内所要見込量の全量を購入し、そのまま同石油店に保管させていたもので、結局、二十六年年度末において揮発油一五、三三四立、軽油三二、九二一立を翌年度に繰り越している状況である。

(二) 不経済な再生加工をしたもの

(九八四) 中部地方建設局で、昭和二十六年八月、中部石油加工株式会社に廃油の再生加工を請け負わせ、その代金として三二〇、四六七円を支出しているが、右は、岡崎外一工事事務所で二十一年度から二十三年度までの間に購入した重油の残量三四、七〇五立が不良となり燃料に使用することができないものとして、これをモビール油五、〇〇〇立、軽油二、二六二立に再生させた加工料である。

しかし、右重油は、燃料には適しなかつたとしても、他の工事事務所における例に徴し土運車等の車軸油その他に利用することができたもので、そのまま適当に処分すべきものと認められるばかりでなく、当時のモビール油の販売価格は立当り五四円、軽油は立当り一七円六〇程度であつたから、本件再生加工料を下回る約三十一万円をもつて前記再生製品の全量を購入することができたものと認められる。

補助金

(九八五) 災害復旧工事に対する国庫負担金の経理当を得ないもの
(一一二四)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)河川災害復旧事業費 外三科目

北海道外四〇都府県で、公共団体である都、道、府、県、市、町又は村が施行した災害復旧工事二九三件に
対し国庫負担金六九九、二八〇、九三三円(うち昭和二十五年度以前分一一二、八七七、二八七円)を交付してい
る。

本件国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等に基き、それ
ぞれ右事業主体に対し交付するものであるが、本院において青森、群馬、香川の三県を除く四三都道府県につ
き工事現場約三万四百箇所中四、六九九箇所を实地に検査したところ、架空の工事を含めて災害復旧国庫負担
の対象としたもの、災害復旧とは認められない改良又は維持工事を施行したもの、二重に査定を受けて余剰を
生じた工事費をもつて査定外の工事を施行したもの、工事の設計及び施行が当を得ないため災害復旧の目的を
達していないもの、工事の出来高が不足しているもの、工事の設計が過大なもの、原形復旧の程度をこえた工
事を原形復旧として処理しているものが多く、国庫負担金の減額を要することの判明したものが岡山、熊本兩
県を除く四一都道府県において是正を要する額一事項五万円以上のものをあげると二九三件一一三、四三
六、四七三円(うち昭和二十四年度交付分一、三五四、六一六円、二十五年度交付分五、〇六八、五八一円、二十七
年度以降交付予定額中減額を要するもの三三、四三〇、一一七円)に上り、その内訳は次表(折込)のとおりであ
る。

都道府県名	架空の工事を含めて災害復旧工 旧国庫負担の対象とした るもの		計	
	件数	金額	件数	金額
広島		〇四六	五	六六〇、二〇二
山口		七〇九	一六	四、六六六、一〇五
徳島		六九三	七	一、四一七、六五四
愛媛	一	四八三、六五五	一	四八三、六五五
高知		六五〇	一一	四、八三〇、二九一
福岡		〇五五	二	一六〇、〇五五
佐賀		四三八	一〇	二、六八三、三九九
長崎	一	一一〇、九二	八	二、三三一、九二九
大分		八〇七	二	四〇六、八〇七
宮崎		九五一	一六	五、六六八、三五八
鹿児島		六五三	五	一、二一七、八五八
計	五	一、一五九、三八	八八	八、八九二、九三三

都道府県名	架空の工事を含めて災害復旧 旧国庫負担の対象としたもの		災害復旧に名をかり改良工 事等を施行したもの		二重に査定を受けて余剰を 生じた工事費をもつて査定 外の工事を施行したもの		工事の設計及び施行が当を 得なかつたため災害復旧の 目的を達していないもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県				一	一、五五三、五〇五	二	五五三、四九二	
茨城県								
栃木県				一	二、九五七、二六一			
埼玉県								
千葉県								
東京都				三	四、五三六、〇六四			
神奈川県				一	五三三、九三三			
新潟県								
富山県							一	四九四、九〇六
石川県	二	四六八、二四四						
福井県	一	九六、五六八						
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県				一	一、二二二、三五〇			
三重県							一	三三〇、八二二
滋賀県								
京都府								
大阪府				一	一三七、九七四、四一四			
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県				一	六五四、三四一			
広島県								
山口県				一	三八八、四五〇			
徳島県								
愛媛県	一	四八三、六五五						
高知県								
福岡県								
佐賀県				一	一、〇四〇、一四〇			
長崎県								
大分県	一	一一〇、九二七						
宮崎県								
鹿児島県				一	七九三、二〇五			
計	五	一、一五九、三八四	二	五五三、四九二	二	八二五、七二八	二	五五三、四九二

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

1941年11月1日
1941年11月1日
1941年11月1日

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工 事から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額
(九八八) 長崎県	北高来郡小長井村府 県道諫早鹿島線二十 四年災害復旧	長崎県	二六五〇〇〇円	一七七一五〇円	一七七一五〇円	一三六、七五 円	三〇〇、〇〇 円
計			六、五九七、九四	四、五三二、一九三	三、二九四、八三三	二、六五五、五五〇 うち原形超 過工事分 (一、二二六、四四五)	(同上) 一、五二九、六八 (八、九一五三)

(二) 災害復旧に名をかり改良工事等を施行したもの

(九八九) 福島外九都府県で、公共団体である都、府、県が施行した災害復旧工事に対し国庫負担金六一、七二九、二八六円を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、審査が不十分で被災事実が認められないのに床止工、流路工を新設したもの、災害復旧とは関係のない査定外の箇所を床止工、堤を新設したもの、維持工事として処理すべき路面補修を行つたものなど災害復旧に便乗したと認められる工事を災害復旧の対象としたため国庫負担金の減額を要するものが左のとおり一二件五一、六四二、六六三円(うち昭和二十七年以降交付予定額中減額を要するもの二九、五〇二、四九二円)ある。

都府県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工 事から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額
------	-----	------	-------	-----------------	---------------------------	------------------------	------------------------

(九八九) 福島県 信夫郡佐倉村荒川二
十五年災害復旧 福島県 三、七〇〇、〇〇〇円 二、〇三三、五〇〇円 二、〇三三、五〇〇円 二、七四三、二七
円 一、五三三、五〇五
円

(九八〇) 栃木県 塩谷郡藤原町男鹿川
床止堰堤二十三年災
害復旧 栃木県 四〇四、五〇〇円 二、九七二、二六一
円 四〇四、五〇〇円 二、九七二、二六一
円

(九八一) 東京都 葛飾区小谷野、小菅
両町綾瀬川二十四
年災害復旧 東京都 九〇八、三八〇円 六〇五、八九〇円 九〇八、三八〇円 六〇五、八九〇
円

(九九二) 同 江東区深川猿江町横
十間川二十四年災
害復旧 同 六六五、七七五円 四四一九、三九二
円 四四一九、三九二
円 五、四七四、二二五
円 三、六五一、三〇一
円

(九九三) 同 西多摩郡檜原村都道
五日市甲府線二十五
年災害復旧 東京都 五七、〇〇〇円 三七八、一八九
円 三七八、一八九
円 四一八、一〇一
円 二七六、八七三
円

(九九四) 神奈川県 足柄下郡湯本町府県
道湯本本箱根線二十
五年災害復旧 神奈川県 七九、〇〇〇円 五三三、九三三
円 五三三、九三三
円 七九、〇〇〇
円 五三三、九三三
円

(是正済) 愛知県 葉栗郡富田町木曾川
二十三年災害復旧 愛知県 五、四四一、四〇〇円 三、六七七、五〇〇円 三、六七七、五〇〇
円 一、七六八、七四〇
円 一、二二二、三三〇
円

(九九五) 大阪府 百間堀川二十五
年災害復旧 大阪府 一、二七三、〇〇〇円 六八六、三四二、一一
円 三九一、三二〇
円 五、六〇八、四〇〇
円 三、七九七、四四四
円 (二、九五〇、二四九二)

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額	うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(九九六) 島根県	護岸延長一、四三二五米が被災したものと して査定を受け高潮対策事業と合併施行 しているが、うち延長八四九米につ いては被災の事実が認められない。	美濃郡豊川村益田川	二、一〇六、六二	一、三五四、六四	一、二五四、六四	一、三三八、六二	六五四、四二	
(九九七) 山口県	吉敷郡仁保村府県道 柚野山口線二十六年 災害復旧	山口	五、一〇〇、〇〇〇	三、四〇一、〇〇	三、四〇一、〇〇	四、七七、〇〇〇	三、八四、四〇	
(九九八) 佐賀県	東松浦郡浜崎村横田 川二十四年災害復旧	佐賀	一、三二〇、〇〇〇	一、〇九〇、一四〇	一、〇九〇、一四〇	一、三二〇、〇〇〇	一、〇九〇、一四〇	
(九九九) 鹿児島県	被災した床止えん堤は災害直後地元で 仮復旧していたため誤つて査定外箇所 にえん堤を新設している。 贈答郡大崎町府県道 蓬原菱田停車場線二 十四年災害復旧	鹿児島	三、四八五、〇〇〇	二、二四六、五三七	二、二四六、五三七	一、三〇四、七九	七三三、一〇五	
備考	是正済のものについては三二五頁参照		一、四八八、五七六	九二、三二七、八	六二、七九二、六六	六、五七九、三三	五、六四二、六六三	(一九五、〇四九二)

(三) 二重に査定を受けて余剰を生じた工事費をもつて査定外の工事を施行したもの
(一〇〇〇) 福島県で、公共団体である県が施行した災害復旧工事に対し国庫負担金三、四一七、八九八円を交付して
(一〇〇一) いるが、右工事について実地を調査したところ、同一工事箇所の復旧工事を建設、農林両省から重複して査定
を受けたため、既に農林省所管補助工事として施行済の箇所に相当する工事費は廃工処理すべきであるのに、
これを行わず、余剰を生じた工事費をもつて査定外に改良工事を施行して、国庫負担金の減額を要するも

のが左のとおり二件五五三、四九二円ある。

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額
(一〇〇〇) 福島県	大沼郡本郷町阿賀川 二十五五年災害復旧	福島	四、六四三、〇〇〇	二、八七五、〇〇〇	二、八七五、〇〇〇	五、七九、九六	三、五八、五三七
(一〇〇一) 同	信夫郡荒井村荒川二 十五年災害復旧	同	七、三三、三〇	五、四二八、九六	五、四二八、九六	二、七、七〇	一、九五、一三五
計			五、四八八、三〇	三、四七三、九六	三、四七三、九六	八、五七、六六	五、五三、四九二

(四) 工事の設計及び施行が当を得なかつたため災害復旧の目的を達していないもの
(一〇〇二) 新潟外一県で、公共団体である県が施行した災害復旧工事に対し国庫負担金八二四、二〇二円を交付し
(一〇〇三) ているが、右工事について実地を調査したところ、河床の変動が激しい箇所であるのに査定で認められた根固
工を後年施行とし、又、河床を岩盤と誤認してえん堤の根入を浅くするなど、現地にそわない設計により施行
した結果、再度被災し災害復旧の目的を達していないため国庫負担金の減額を要するものが左のとおり二件八
二五、七二八円(うち昭和二十七年以降交付予定額中減額を要するもの一八一、七三二円)ある。

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額
(一〇〇二) 新潟県	南魚沼郡伊米ヶ崎村 水無川二十四年災害 復旧	新潟	七〇六、〇〇〇	四九四、九〇六	三三三、七三	七〇六、〇〇〇	四九四、九〇六
(一〇〇三) 同	同	同	一、一八一、七三二	一、一八一、七三二	一、一八一、七三二	一、一八一、七三二	一、一八一、七三二

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	国庫負担工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫負担金相 当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(一〇〇三)	三重郡菟野町三滝川 水源砂防二十四年災 害復旧	三重県	七九,000円	五二,000円	五二,000円	四七,900円	三〇,八二二 (一八,七三三)
計			一,四三〇,000	一,〇〇五,九三五	八四四,101	一,一七七,九四	八五七,八

(五) 工事の出来高が不足しているもの

(一〇〇四) 北海道外二〇府県で、公共団体である道、府、県、市、町又は村が施行した災害復旧工事に対し国庫負担金二六八、一五二、六三六円(うち昭和二十四年度交付分八、七七六、八一三円、二十五年度交付分二二、六七八、二三五円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、監督又は検収が不十分のため設計に比へ護岸の裏込栗石又はコンクリート、法覆鉄線蛇籠の詰石、護岸の平積が不足しているなど工事の出来高が不足して、負担金交付額が適正額よりも超過する計算となつて、左のとおり六七件二三、四〇三、〇〇八円(二十四年度交付分一、四八五、〇二二円、二十五年度交付分三、〇五四、四八五円、二十七年以降交付予定額中減額を要するもの三、四一五、六〇三円)ある。しかして、右のうちには施行が著しく粗漏なため災害復旧の目的を達していないと認められるものもあり、その他のものについても出来高が不足しているため

災害復旧としての効果が十分でなく、ひいては後年災害を誘発する原因ともなると認められるので嚴重注意したところ、二十七年十二月二十日までに工事の手直しを行い是正を了したものが北海道外一二府県で二九箇所七、六六〇、八九一円ある。

道府県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 国庫負担金相 当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(一〇〇四)	上川郡東旭川村倉沼 川二十三年災害復旧	東旭川村	一七五,二九四円	一四九,三三三円	一四九,三三三円	二四九,七六円	二二四,八三三 円
(一〇〇五)	上川郡東旭川村ペー パン川二十三年災害 復旧	同	一〇〇,〇〇〇	九五,七七七	九五,七七七	一八,六九九	一五,一三三 (六,九三九)
(是正済)	上川郡新得町村道 屈足爪葛間道路二十 五年災害復旧	新得町	四,三六二,四三	三,五九二,九九一	一,〇〇〇,〇〇〇	七七七,九五	六四八,七七 (四二,七四四)
(一〇〇六)	標津郡標津村忠類川 二十五年災害復旧	北海道	二七五,〇〇〇	二二五,〇〇〇	二二五,〇〇〇	一四七,〇〇〇	一七,六〇〇
(一〇〇七)	白糠郡白糠町茶路川 二十五年災害復旧	同	二九三,〇〇〇	二二五,九九〇	二二五,九九〇	一五七,〇〇〇	一三,五〇〇
(一〇〇八)	新冠郡新冠村厚別川 二十六年災害復旧	同	二,九〇〇,〇〇〇	二,一四〇,〇〇〇	二,一四〇,〇〇〇	一,三三二,一〇一	一〇六,六六一
(一〇〇九)	宮古市閉伊川二十三 年災害復旧	岩手県	二,七四六,〇六	二,一八〇,五四八	二,一八〇,五四八	八〇八,〇三	八〇,一三六 (一五,九八〇)
(一〇一〇)	胆沢郡小山村松の木 沢川二十五年災害復 旧	小山村	七,四三三,〇〇〇	五,五五一,五〇七	三,四四八,六三	三九〇,〇〇〇	二九九,九〇五 (一五,七七一)

府県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 国庫負担金相 当額 <small>うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額</small>
(一〇一一)	上閉伊郡鱈沢村猿ヶ 石川二十三年災害復 旧	岩 手 県	二,五〇〇,四一〇	二,四三三,五五一	一,九五七,七〇〇	二七七,九四〇	二一九,九五 (三五五)
(一〇一二)	鹿角郡柴平村根市川 二十四年災害復旧	柴 平 村	八,二七〇,七七八	四,八四〇,七五四	一,七〇〇,〇〇〇	一〇五,一五〇	(二八,四四一) (七,八八八)
(一〇一三)	信夫郡荒井村荒川二 十五年災害復旧	福 島 県	三,九〇一,〇〇〇	二,四八〇,〇〇〇	二,四八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三一,五八一
(一〇一四)	南会津郡伊南村町村 道古町針生線二十三 年災害復旧	伊 南 村	八四四,六〇〇	七九七,八六九	七九七,八六九	二二〇,八九〇	二二八,一六
(一〇一五)	多賀郡磯原町大北川 二十四年災害復旧	茨 城 県	五,八三〇,九〇〇	四,三六九,〇九	四,三六九,〇九	五七六,二〇三	四二七,五八〇
(一〇一六)	那珂郡木崎村久慈川 二十五年災害復旧	同	三,〇七〇,〇〇〇	二,二三六,〇三四	二,二三六,〇三四	五五,〇〇〇	三九,〇五〇
(是正済)	安房郡丸村丸山川二 十四年災害復旧	千 葉 県	二,六九八,〇〇〇	一,九〇四,七〇〇	一,九〇四,七〇〇	三九六,三三	二二七,七〇一
(是正済)	東浦原郡小川村常浪 川二十六年災害復旧	新 潟 県	二,〇〇〇,〇〇〇	一,二五九,六六〇	一,二五九,六六〇	二二,二二五	一五,五七七
(是正済)	西礪波郡東山村山田 川二十三年災害復旧	富 山 県	一,九七一,三〇〇	一,五九〇,八三九	一,五九〇,八三九	一九一,三〇〇	一五四,三七九
(一〇一七)	婦負郡大長谷村室牧 川二十三年災害復旧	同	一,四六六,六〇〇	一,一〇六,六三三	一,一〇六,六三三	一三五,〇九八	一〇六,六七七
(一〇一八)	婦負郡大長谷村室牧 川二十四年災害復旧	同	一,七九〇,〇〇〇	一,二二七,二四四	一,二二七,二四四	二四八,七三三	二六九,七八

(一〇一九) 同

婦負郡黒瀬谷村大谷
川二十三年災害復旧 黒瀬谷村 八,五〇〇,八〇〇 八,三三三,五一一 五,六七二,四三三 四,四九九,八〇〇 (四,五三二,四九一)
(一,三三〇,三八八)

護岸延長一、九六四米に空石垣二、九一八平米(法長四米三)を施行する設計に対し、査定区間内において実際に
施行したのは延長一、三九九米、五、九二〇平米(法長一米四から三米七)で工費四、〇〇一、〇〇〇円に過ぎない。な
お、村は出来高不足分の工費をもつて任意に査定区域外に延長六三三米、二、〇四一平米の護岸工を施行し、又、
施行全延長にわたり床止えん堤七基、床止階段工二五基の査定外工事を施行している。(査定外工事の出来高一、一
二五、〇〇〇円、国庫負担金相当額二、〇三二、五〇〇円)

(是正済) 同

婦負郡中町井田川 富 山 県 六,八九〇,三〇九 五,五六〇,四七九 五,五六〇,四七九 一,五三六,二八

(一〇二〇) 同

婦負郡宮川村合場川 宮 川 村 一,四〇〇,〇〇〇 一〇,五六四,〇五四 一〇,一七九,四〇八 六,四四〇,〇〇〇 五,七八一,四三三
(一一〇,五五)

(一〇二一) 同

婦負郡保内村赤江川 保 内 〇 一,七九七,〇〇〇 一,三六六,六三三 一,三六六,六三三 一,七九七,〇〇〇 一,三六六,六三三

護岸石垣一、二七〇平米(法長三米五)に裏込栗石二平米当り〇・七立米計八九二立米を、又、石垣のうち低水部七
六〇平米は練積で施行する設計に対し、裏込栗石を全く施行せず、又、法長が不足しているため石垣四〇六平米(う
ち練積の部分一八四平米)が不足しているなど工事の施行が著しく粗漏で災害復旧の目的を達していない。

(一〇二二) 同

東礪波郡利賀村百瀬
川二十五年災害復旧 利 賀 村 一,一〇四,〇〇〇 八四五,一〇八 六七一,七六〇 一,五〇九,三六

(一〇二三) 同

江沼郡西谷村府県道
今立丸岡線二十四年
災害復旧 石 川 県 一,五八八,〇〇〇 九九〇,七二六 九九〇,七二六 二,三〇八,八四 一,七八〇,六

(是正済) 福井

福井市海老助町村
道海老助地蔵堂線二
十三年災害復旧 福 井 市 一,四六〇,〇〇〇 九七三,八二〇 九七三,八二〇 一,八四〇,五六 一,三三〇,六六

(一〇二四) 同

足羽郡酒生村町村道
稲津野線二十三年
災害復旧 酒 生 村 七,六〇〇,〇〇〇 四,七六六,〇 四,七六六,〇 一,五七四,五三 一,一〇七,七

(一〇二五) 同

速敷郡知三村久田川
二十四年災害復旧 知 三 〇 七,九二〇,〇〇〇 七,六六四,四四 七,六六四,四四 三,六六九,八 二,七九九,二

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇二六—一〇二九)

三〇〇

府県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に對する 国庫負担金相 当額 <small>うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額</small>
(是正済)	福井県	大野郡下穴馬村九頭 竜川二十三年災害復 旧	二,二九〇,〇〇〇 円	二,一五一,九六〇 円	二,一五一,九六〇 円	一四二,八三四 円	一,一三五,四〇七 円
(一〇二六)	三重	上野市久米川二十四 年災害復旧	四〇九,〇〇〇	二七二,八〇三	二七二,八〇三	四〇九,〇〇〇	二七二,八〇三
(一〇二七)	同	宇治山田市宮川二十 四年災害復旧	二,〇五〇,〇〇〇	一,四三七,〇五〇	一,四三七,〇五〇	一八四,五二九	二九三,五五
(是正済)	京都府	南桑田郡東別院村府 県道龜岡茨木線二十 六年災害復旧	六四〇,〇〇〇	四〇二,二九〇	四〇二,二九〇	二二,一九四三	一三三,二二三
(是正済)	大阪	堺市古川二十五五年災 害復旧	一,七〇〇,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	一六七,四四一	一〇九,三三一
(是正済)	奈良県	高市郡金橋村曾我川 二十五年災害復旧	一,〇一三,〇〇〇	六七五,六〇〇	六七五,六〇〇	六三〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
(一〇二八)	島根	大原郡大東町阿用川 二十五年災害復旧	三,〇一〇,〇〇〇	二,一七四,四〇〇	一,六二九,一六一	三,〇一九,〇〇	一,七二,四〇三 (八六,〇八一)
(一〇二九)	同	邑智郡川戸村八戸川 二十三年災害復旧	四,四三三,五七五	三,〇九二,四三三	三,〇九二,四三三	一六六,五三三	一四〇,三九七
(是正済)	山口県	玖珂郡賀見畑村町村 道弘原線弘原橋二十 六年災害復旧	八〇〇,〇〇〇	七〇四,〇〇〇	五三三,六〇〇	一三三,九三	一五二,〇七五 (四九,四四〇)
(是正済)	同	玖珂郡川越村町村道 田代線田代橋二十六 年災害復旧	一,〇一三,〇〇〇	九四六,七六	九四六,七六	一一三,〇〇〇	一〇八,九七六
(是正済)	同	玖珂郡高森町府県道 渡里高森線二十六年 災害復旧	五,三五六,〇〇〇	四,五四三,五六四	三,五〇八,三三一	三三三,三三六	一九九,五六五 (四二,五九九)
(是正済)	同	玖珂郡広瀬町府県道 広瀬徳山線二十六年 災害復旧	二,一六六,〇〇〇	一,七〇,〇〇〇	一,四二,一七二	六七四,五九九	五七,一九九二 (三三,〇八八)
(是正済)	同	玖珂郡由宇町南沖海 岸二十六年災害復旧	二,一〇〇,〇〇〇	一,八二〇,八二八	一,四〇〇,八二三	二〇三,一四七	一七四,五六一 (四三,二九六)
(是正済)	同	玖珂郡由宇町由宇川 二十五年災害復旧	二,二五〇,〇〇〇	一,七三三,九七〇	一,七三三,九七〇	四〇六,〇七	二九三,二一八
(一〇三〇)	同	熊毛郡佐賀村町村道 田名線二十六年災害 復旧	一,三三〇,〇〇〇	一,一七二,一〇〇	八三三,七〇〇	一六,五三〇	一一八,九六 (三四,一五二)
(是正済)	同	佐波郡串村町村道安 養地鯖線二十六年災 害復旧	一,五五〇,〇〇〇	一,三六八,一〇四	一,三六八,一〇四	三三三,〇〇〇	二六,六〇一
(是正済)	同	佐波郡島地村町村道 山畑串線二十六年災 害復旧	一,一四四,〇〇〇	一,〇一〇,一九五	一,〇一〇,一九五	二六〇,〇〇〇	二二,一六〇
(是正済)	同	都濃郡須金村府県道 鹿野本郷線二十六年 災害復旧	一,三七五,〇〇〇	一,一六六,〇〇〇	九七,二二三	四四三,〇〇〇	三七五,六六四 (八〇,一八三)
(是正済)	同	都濃郡中須村黒石川 二十六年災害復旧	三,七六六,〇〇〇	三,四九六,五七六	一,七三三,二〇〇	一,〇四一,〇〇〇	九六四,八九二 (三〇〇,五〇七)
(一〇三一)	徳島県	徳島市沖之洲川二十 五年災害復旧	四一九,〇三三	三,四〇一,二六二	三,四〇一,二六二	二八四,三三三	二三〇,六三〇
(一〇三二)	同	徳島市勝浦川二十五 年災害復旧	四七二,二七四	四四七,六五七九	四四七,六五七九	四九,四三〇	四六六,八五八

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇三〇—一〇三二)

三〇一

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	出来高不足額	同上に対する 国庫負担金相 当額
(一〇三三)	徳島市助任川二十五 年災害復旧	徳島県	1,150,000円	1,010,100円	1,010,100円	150,700円	1,310,800円
(是正済)	徳島市多家良町府県 道宮井地藏橋停車場 線二十五年災害復旧	同	2,278,814	2,027,777	2,027,777	175,731	1,560,000
(一〇三四)	板野郡川内村今切川 二十五年度災害復旧	同	8,636,465	6,761,519	6,761,519	1,874,946	1,421,649
(一〇三五)	板野郡川内村今切川 二十五年度災害復旧	同	8,848,500	6,640,129	6,640,129	1,567,999	1,151,717
(是正済)	高知市国分川二十三 年地盤沈下復旧	高知県	2,287,200	1,026,657	1,026,657	304,700	1,281,000
(一〇三六)	西松浦郡有田町有田 川二十三年災害復旧	有田町	9,576,000	8,433,346	7,804,900	532,499	477,371
(是正済)	西松浦郡大川村松浦 川二十四年災害復旧	佐賀県	1,957,000	1,491,081	1,491,081	234,733	1,787,388
(是正済)	東松浦郡相知町平山 川二十四年災害復旧	同	1,480,000	1,033,466	1,033,466	254,044	1,813,328
(一〇三七)	佐世保市犬尾川二十 三年災害復旧	佐世保市	1,558,100	1,066,980	1,066,980	388,100	2,311,600
(一〇三八)	東彼杵郡折尾瀬村小 森川二十三年災害復旧	折尾瀬村	4,440,000	4,440,000	4,440,000	1,141,100	1,020,400

堤防の護岸石垣一、三二四平米及び天端石張四〇二平米を施行する設計に対し法長が不足しているなどのため、石垣三二二平米及び天端石張二二平米が不足している。なお、出来高不足分の工事費のうち三九七、一五八円で査定外

に石垣延長二〇米を施行している。

(一〇三九)	同	長崎県	990,000	660,000	660,000	185,400	2,336,211
(是正済)	宮崎県 日南市広渡川二十四 年災害復旧	宮崎	1,165,000	1,036,850	644,246	189,888	1,689,744
(一〇四〇)	同	同	2,000,000	1,760,000	711,000	511,533	499,755
(是正済)	同	同	1,700,000	1,431,066	1,431,066	169,393	1,361,858
(是正済)	同	同	1,450,000	1,019,050	573,452	252,557	2,247,755
(是正済)	同	同	2,677,933	2,355,435	2,355,435	322,264	3,344,055
(一〇四一)	同	同	2,177,014	992,977	992,977	1,111,711	941,897
計			38,470,891	18,767,706	26,152,636	2,778,557	33,410,008

備考 是正済のものについては三二五頁参照

(十六) 工事の設計が過大なもの

(一〇四二) 福島外八県で、公共団体である県、町又は村が施行した災害復旧工事に対し国庫負担金一六、六七四、
(一〇五二) 〇八五円(うち昭和二十五年交付分五、九五九、七六五円)を交付しているが、右工事について実地を調査した

ところ現地調査が不十分等のため床掘土を盛土に流用することができると設計上考慮しなかつたもの、地盤
高の誤測により不必要な盛土量を計上したもの、河床掘さくりに当り機械施行を相当とするのに人力施行で設計

したものなど設計内容が適正を欠き、又は計算の過誤に因り工事費が過大に積算されているのに、これをも含めて国庫負担の対象としたため国庫負担金の減額を要するものが左のとおり一件二、三〇五、九五六円(うち二十五年度交付分四三九、六三二円、二十七年度以降交付予定額中減額を要するもの六九、九七一円)ある。

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	過大設計額	同上に対する 国庫負担金相 当額 うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(一〇四二)	福島県 南会津郡館岩村町村 道湯ノ花水引線二十 四年災害復旧	館 岩 村	1,101,000 円	767,006 円	767,006 円	600,000 円	417,319 円
(一〇四三)	新潟県 南魚沼郡塩沢町魚野 川災害土木助成	新 潟 県	5,650,000 円	2,825,000 円	2,825,000 円	377,902 円	1,889,511 円
(一〇四四)	石川県 能美郡西尾村府県道 丸山小松線二十四年 災害復旧	石 川 県	780,000 円	528,926 円	528,926 円	473,650 円	355,925 円
(一〇四五)	愛知県 東春日井郡高蔵寺町 繁田川砂防土堰堤二 十五年災害復旧	愛 知 県	2,850,000 円	1,824,396 円	1,824,396 円	292,679 円	1,873,555 円
(一〇四六)	滋賀県 甲賀郡八野村野洲川 二十四年災害復旧	滋 賀 県	1,801,533 円	1,291,533 円	1,291,533 円	1,898,751 円	1,567,921 円
(一〇四七)	高知県 幡多郡中筋村横瀬川 二十四年災害復旧	高 知 県	972,992 円	704,694 円	704,694 円	335,311 円	1,706,011 円
(一〇四八)	佐賀県 小城郡小城町清水川 二十四年災害復旧	小 城 町	1,600,000 円	1,140,100 円	1,140,100 円	1,834,955 円	1,651,183 円
(一〇四九)	長崎県 北松浦郡江迎町不老 元川二十三年災害復 旧	江 迎 町	1,638,211 円	1,513,133 円	1,513,133 円	348,949 円	332,304 円

(一〇五〇)	同	北松浦郡鹿町町杉谷 川二十三年災害復旧	鹿 町	791,100 円	533,701 円	533,701 円	141,100 円	115,050 円
(一〇五一)	同	北松浦郡新御厨町寺 の尾川特別鉱害復旧	新 御 厨 町	5,433,900 円	4,379,110 円	4,379,110 円	1,719,600 円	1,383,844 円
(一〇五二)	宮崎県	南那珂郡北方村福島 川二十四年災害復旧	宮 崎 県	3,376,000 円	2,800,336 円	2,800,336 円	1,441,059 円	1,281,821 円
計				25,263,836 円	18,377,925 円	18,377,925 円	31,901,101 円	21,059,956 円

(七) 原形超過工事を原形復旧工事として処理しているもの

(一〇五三) 北海道外二七都府県で、公共団体である都、道、府、県、市、町又は村が施行した災害復旧工事に対し国
(一一二四) 庫負担金二五四、九二二、四七三円(うち昭和二十五年度交付分五四、七四八、五六七円)を交付したものがあ

地方公共団体の維持管理する公共土木施設の災害復旧工事費に対する国庫負担金は、原形復旧工事費分とこ
れをこえる原形超過工事費分とに区分し、その負担率を二十五年度は、原形復旧分は全額、超過分は三分の
二、二十六年度は、原形復旧分は六割六分七厘から九割九分六厘まで、超過分は同種施設の改良工事について
国が他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し又は補助する場合の例によりその費用
を負担することになっているので、工事設計においても原形復旧分と超過分とを区分して取り扱う必要がある
のに、二十六年年度施行工事について本院で実地に検査を施行したところ、原形復旧工事として処理されている
もののうちに、堤防の断面を拡大したもの、法面土羽を石張としたもの、根固木工沈床等を新設したものの、木
造橋を永久橋としたものなど原形を超過して施行したものが左のとおり七五件二五、一二六、四一五円(うち二

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇五三一—一〇六三)

都道府県名	工事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交 付額中減額を 要する額
(一〇五三) 北海道	空知郡中富良野村富良野川二十四年災害復旧	一、五二六、八〇〇	一、二二三、四〇〇	一、二二三、四〇〇	一、一〇二、八〇〇	三三〇、八四〇
(一〇五四) 同	十勝郡浦幌村浦幌川二十五年災害復旧	三、八四九、〇〇〇	三、〇七九、一〇〇	三、〇七九、一〇〇	八九一、〇八七	二六七、三三七
(一〇五五) 同	苫前郡羽幌町羽幌川二十四年災害復旧	二、三六八、〇〇〇	一、九〇八、〇〇〇	一、九〇八、〇〇〇	七六七八、三四	二三〇、三三〇
(一〇五六) 岩手県	東磐井郡黄海村北上川二十五年災害復旧	四、一三三、三三六	三、九四二、一四三	三、九四二、一四三	五四五、八〇九	二四七、七九七
(一〇五七) 同	和賀郡土沢町府県道大迫黒沢尻線昆沙門橋二十三年災害復旧	八、三六七、〇七〇	八、〇〇一、二六五	八、〇〇一、二六五	一、〇六八、四五一	四八五、〇七六
(一〇五八) 宮城県	仙台市梅田川二十三年災害復旧	一、三〇七、一〇〇	一、二七二、一〇一	一、二七二、一〇一	八三三、二五一	一三九、一五三
(一〇五九) 同	栗原郡若ヶ崎町三迫川二十五年災害復旧	四、四七九、二四三	三、〇四八、五五八	三、〇四八、五五八	一、一七二、一六五	三二七、六七三
(一〇六〇) 同	栗原郡栗駒村三迫川二十三年災害復旧	一、三九二、六五五	一、一五八、九五七	一、一五八、九五七	二二二、九八三	八七九、〇五四
(一〇六一) 同	柴田郡川崎町村道小松倉線小松倉橋二十五年災害復旧	二、〇九四、七六八	一、八〇〇、〇五一	一、八〇〇、〇五一	一、二九一、六七一	三三三、三〇〇
(一〇六二) 同	玉造郡川渡村江合川二十三年災害復旧	五、四四四、五九九	四、七七九、八五四	四、七七九、八五四	二、四〇六、〇〇八	五五一、八四六
(一〇六三) 秋田県	鹿角郡柴平村根市川二十六年災害復旧	一、七三〇、三五六	一、五三六、二八六	一、五三六、二八六	三三四、五四九	二四〇、〇〇〇

(一〇六四) 同	仙北郡荒川村府県道秋田盛岡線二十五年災害復旧	二、九三三、〇〇〇	二、〇六六、四〇〇	二、〇六六、四〇〇	二、二四三、五七九	四九三、五八七
(一〇六五) 同	由利郡岩谷村村道岩谷北打越線岩越橋二十六年災害復旧	二、四三三、〇〇〇	一、八三三、八三六	一、八三三、八三六	一、五〇九、四一	一、三三三、九
(一〇六六) 福島県	信夫郡庭塚村須川二十五年災害復旧	七、四一八、〇〇〇	五、一五七、五〇〇	五、一五七、五〇〇	二、七五五、三三九	五二二、九三九
(一〇六七) 茨城	北相馬郡菅生村飯沼川二十五年災害復旧	二、一七三、〇〇〇	八、四六三、二八四	八、四六三、二八四	四、四九七、七六	九九六、七〇
(一〇六八) 同	久慈郡上小川村久慈川二十五年災害復旧	四、一九九、〇〇〇	三、六四九、四四九	三、六四九、四四九	七三三、一八六	二〇九、四一三
(一〇六九) 同	久慈郡大子町初原川二十五年災害復旧	二、五〇〇、〇〇〇	一、八〇五、〇〇〇	一、八〇五、〇〇〇	一一二、五五七	二四九、八七五
(一〇七〇) 同	久慈郡東小沢村久慈川二十三年災害復旧	四、五七七、〇〇〇	三、四八六、二〇五	三、四八六、二〇五	四〇九、二二五	一一一、〇〇〇
(一〇七一) 栃木県	足利郡小俣町桐生川二十四年災害復旧	三、三三〇、二二〇	二、四三三、五三七	二、四三三、五三七	一、〇七二、二七八	二四三、四〇八
(一〇七二) 同	足利郡小俣町桐生川支川小俣川二十三年災害復旧	三、一四〇、七三三	二、二五八、八六一	二、二五八、八六一	五六四、〇五五	一三〇、二九七
(一〇七三) 同	那須郡佐久山村等川二十四年災害復旧	三、六八八、〇〇〇	二、六八一、七六	二、六八一、七六	七四四、〇五九	一六八、九〇二
(一〇七四) 同	那須郡湯津上村等川二十五年災害復旧	五、六〇六、五八五	三、九七九、六八七	三、九七九、六八七	八四四、七四三	一、九四、三三五
(一〇七五) 埼玉県	熊谷市荒川二十四年災害復旧	九、〇〇〇、〇〇〇	六、〇五六、三六〇	六、〇五六、三六〇	一、九八、九六六	三三三、一三八
(一〇七六) 同	入間郡大東村入間川二十五年災害復旧	六、九六六、四七四	四、九二二、二七八	四、九二二、二七八	一、一〇九、九〇二	三三七、〇六三
(一〇七七) 同	秩父郡吉田町吉田川二十五年災害復旧	一、八六六、九六三	一、三三七、七二	一、三三七、七二	五〇一、三六一	一〇〇、七〇三

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇七八—一〇八九)

三〇八

都府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交 付額中減額を 要する額
(一〇七八)	千葉県 君津郡中郷村小櫃川 二十四年災害復旧	千葉県	五七〇,〇〇〇	四〇八,〇〇〇	四〇八,〇〇〇	七八,〇〇〇	一六〇,三〇〇
(一〇七九)	同 君津郡湊町湊川二十 四年災害復旧	同	二三八,〇〇〇	一六九,二〇〇	一六九,二〇〇	六六,八三三	一七六,六六
(一〇八〇)	東京都 荒川区尾久町荒川二 十四年災害復旧	東京都	三三三,七五〇	二二九,四四三	二二九,四四三	一,一八四,七四九	二五九,二二五
(一〇八一)	同 北区豊島町荒川二十 四年災害復旧	同	二,一四〇,〇〇〇	一,四四七,三九〇	一,四四七,三九〇	七四七,九七六	二四九,九二二
(一〇八二)	神奈川県 川崎市大師河原町海 岸堤防二十四年災害 復旧	神奈川県	四九〇,〇〇〇	三〇七,三三〇	三〇七,三三〇	九一七,二四三	一五三,一七九
(一〇八三)	新潟県 岩船郡山辺里村門前 川二十六年災害復旧	新潟県	一,四〇〇,〇〇〇	九五五,六〇〇	九四七,一四〇	九三,八九一	一六一,五五三
(一〇八四)	同 三島郡岩塚村湊海川 二十五年災害復旧	同	一,一五〇,〇〇〇	二,八四二,六八	二,八四二,六八	一,二三一,六六一	二八三,四七六
(一〇八五)	同 中蒲原郡横越村阿賀 野川二十四年災害復 旧	同	七二八,一〇〇	六,三三六,八四〇	六,三三六,八四〇	一,五七九,一六一	四四八,九六八
(一〇八六)	富山県 富山市土川二十四年 災害復旧	富山県	二,一三六,八六	一,五九〇,一四	一,五九〇,一四	五三六,五九六	一〇八,七六六
(一〇八七)	福井県 三方郡西田村府県道 常神三方停車場線二 十三年災害復旧	福井県	五〇〇,〇〇〇	五四九,八四〇	五四九,八四〇	三〇六,六八五	二七,五三〇
(一〇八八)	山梨県 北巨摩郡武川村大武 川二十三年災害復旧	山梨県	二,一三〇,〇〇〇	一,八三六,七〇	一,八三六,七〇	三六,五九九	二六,〇七四
(一〇八九)	同 南都留郡宝村大幡川 二十三年災害復旧	同	二,四三三,七三	一,九一七,〇七	一,九一七,〇七	六〇〇,八一一	二二,三三〇

(是正済)	愛知県 春日井市八田川二十 三年災害復旧	愛知県	二九五,二六六	二四四,八三三	二四四,八三三	七九,二一〇	一九四,七七一
(一〇九〇)	同 知多郡上野町浅山海 岸堤防二十五年災害 復旧	同	二七五,六〇〇	一八三,八二二	一八三,八二二	一,三六六,一六四	二二,一五二
(是正済)	同 知多郡小鈴谷村海岸 堤防二十三年災害復 旧	同	三,〇〇〇,〇〇〇	二,八五三,〇〇〇	二,八五三,〇〇〇	四七七,〇〇〇	一五六,〇〇〇
(是正済)	同 西春日井郡北里村市 下川二十三年災害復 旧	同	三,三三三,六四	二,五九二,八二二	二,五九二,八二二	八五一,五三三	一〇一,一九五
(一〇九一)	三重県 津市中河原海岸堤防 二十五年災害復旧	三重県	三,一七〇,〇〇〇	二,一七一,四五〇	二,一七一,四五〇	一,二四二,五五	一〇七,九六八
(一〇九二)	同 阿山郡西柘植村柘植 川二十四年災害復旧	同	六〇〇,〇〇〇	四七六,六〇	四七六,六〇	五四六,六六一	一〇九,八七八
(一〇九三)	大阪府 泉佐野市下瓦屋町泉 南海岸二十五年災害 復旧	大阪府	一四,一七四,四九	一〇,〇七六,八三五	一〇,〇七六,八三五	一,五九八,五七七	二五五,四六六
(一〇九四)	同 泉佐野市湊泉南海岸 二十三年災害復旧	同	一五,五三〇,八一	二二,三三三,四二	二二,三三三,四二	一,三三九,九九六	三,四七六,七六
(一〇九五)	同 泉佐野市見出川尻泉南 海岸二十五年災害復 旧	同	二,九三三,〇〇〇	一,八九五,七七一	一,八九五,七七一	六五,三〇九	一〇四,四二六
(一〇九六)	同 堺市内川二十五年災 害復旧	堺市	二,九三三,〇〇〇	一,九七七,〇〇〇	一,九七七,〇〇〇	七五,五四八	一一〇,五〇一
(一〇九七)	奈良県 生駒郡昭和村佐保川 二十五年災害復旧	奈良県	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,一九一,一〇一	六,一九一,一〇一	八七七,七六	一六,九六二
(一〇九八)	広島県 広島市府県道麦谷広 島線天満橋二十五 年災害復旧	広島県	八,六〇〇,〇〇〇	五,九七七,〇〇〇	五,九七七,〇〇〇	一,三三六,一〇八	二二九,五九一

延長六二五米の海岸堤の原形は、うち五二五米は土堤、一〇〇米は簡単なコンクリート擁壁であつたものを、全延長にわたり直高を平均潮位から三米二とし、天端幅四米(うち三米はコンクリートは、装)の波返し付練石積堤とし根固捨石を施行している。

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇九〇—一〇九八)

三〇九

第二章 第四節 第十三 建設省 (一〇九九—一一〇八)

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交 付額中減額を 要する額
(一〇九九) 広島県	御調郡市村山田川二 十四年災害復旧	広島県	一四三,四〇〇 円	四三,九六五 円	四五,二六五 円	一〇,四四八 円	二五,六二七 円
(一一〇〇) 山口	玖河郡北河内村府県 道岩国津和野線二十 六年災害二復旧	山口	二,三三七,〇〇〇	一,六七二,一〇〇	一,四九二,〇七九	六五五,〇〇〇	三二九,二五〇
(一一〇一) 徳島	阿波郡伊沢村吉野川 二十五年災害復旧	徳島	三,六七三,二〇一	三,二八九,二四三	三,二八九,二四三	四八七,三九七	一八一,六九三
(一一〇二) 高知	高知市金谷川二十三 年災害復旧	高知市	一,九三三,三六三	一,三六九,四四〇	一,三六九,四四〇	一,二八五,一九五	二四〇,三三二
(一一〇三) 高知	高知市紅水川二十三 年地盤沈下復旧	高知県	六,〇〇〇,〇〇〇	五,六三三,〇〇〇	五,六三三,〇〇〇	八三二,八七二	三六三,五三九
(一一〇四) 高知	吾川郡仁西村仁淀川 二十三年地盤沈下復 旧	高知県	二,一九六,七五三	一,八八九,八六四	一,八八九,八六四	四三三,一五三	一九〇,一六三
(一一〇五) 高知	河岸堤延長八九五米の原形は、うち三六〇米は空石張巻堤、片法わく根固、五三五米は下部空石張、上部張芝土羽 であつたものを延長一八〇米を練石張巻堤、七一五米を川表練石張、川裏空石張とし、全延長にわたりコンクリ トブロック及び捨石の根固を施行している。	高知県	一,四〇〇,〇〇〇	一,〇三九,三六三	一,〇三九,三六三	四〇〇,五一九	一,四七〇,一七
(一一〇六) 高知	幡多郡大川筋村渡川 二十三年地盤沈下復 旧	高知県	一,四八〇,〇〇〇	一,三六六,七六〇	一,三六六,七六〇	五二四,〇〇〇	二二五,〇二二
(一一〇七) 高知	幡多郡小筑紫町海岸 堤防二十三年災害復 旧	高知県	一,七四〇,〇〇〇	一,四三三,八七三	一,四三三,八七三	六四〇,八六九	二八〇,〇五九
(一一〇八) 高知	幡多郡宿毛町松田川 二十三年地盤沈下復 旧	高知県	一,一〇〇,〇〇〇	一,一三三,四四〇	一,一三三,四四〇	七四,四八一	三六,五九九

(一一〇九) 高知	幡多郡富山村砂防二 十三年災害二復旧	高知県	九,九七,五八五	八,六八四,三〇九	八,六八四,三〇九	二,九三九,九五六	七九三,七八八
(一一一〇) 高知	幡多郡巖岡村後川二 十六年災害復旧	高知県	三,一〇四,六五五	二,三三九,一〇六	二,三三九,一〇六	五〇七,六五五	一〇七,六七一
(一一一一) 福岡	朝倉郡安川村小石原 川二十六年災害復旧	福岡県	四,〇〇〇,〇〇〇	二,六六八,〇〇〇	二,六六八,〇〇〇	六三三,八七七	一〇四,〇二四
(一一一二) 佐賀	西松浦郡黒川村立川 二十六年災害復旧	佐賀県	九,九〇,〇〇〇	六五三,六六〇	六五三,六六〇	七三三,八七一	二二二,二二九
(一一一三) 佐賀	東松浦郡相知町右伊 岐佐川二十四年災害 復旧	佐賀県	九五〇,〇〇〇	七五四,三〇〇	七五四,三〇〇	七〇九,四八二	二〇八,五八八
(一一一四) 大分	東松浦郡鬼塚村松浦 川二十五年災害復旧	大分県	二,一一二,〇〇〇	一,四七四,一七六	一,四七四,一七六	八〇四,七三三	一六六,四七三
(一一一五) 大分	大分郡賀来村大分川 二十五年災害復旧	大分県	一,一三七,九七六	八〇,三九七 九	八〇,三九七 九	一,四三三,六三〇	三三三,七七一
(一一一六) 宮崎	小林市辻之堂川二十 四年災害復旧	宮崎県	四,二七九,〇〇〇	三,五〇一,一六六	三,五〇一,一六六	一,三八三,八三〇	二二二,一五一
(一一一七) 宮崎	北諸県郡中郷村安久 川二十四年災害復旧	宮崎県	二,九八八,〇〇〇	二,六〇五,九一〇	二,六〇五,九一〇	七七七,五〇三	三〇一,二六六
(一一一八) 宮崎	北諸県郡中郷村安久 川二十五年災害復旧	宮崎県	二,六六七,〇〇〇	二,二八三,九〇五	二,二八三,九〇五	一,一六二,四四五	四〇六,七六五
(一一一九) 宮崎	児湯郡都於郡村三財 川二十四年災害復旧	宮崎県	二,三三九,一〇〇	二,〇七二,九六八	二,〇七二,九六八	一,一三四,九六〇	四八二,四三三
(一二一〇) 宮崎	南那珂郡南郷町南郷 川二十四年災害三復 旧	宮崎県	五,〇五八,一〇〇	四,一〇七,一〇七 九	四,一〇七,一〇七 九	三,三二二,一三三	一,二一九,九三六
(一二一一) 宮崎	堤防A、B箇所延長二二六米の法覆工原形は栗石粗だ工であつたものを練石積工とし、B箇所延長の一部に木工沈床 を新設し、又、C箇所原形は張芝工の抜水堤であつたものを石張のいつ、洗堤としてゐる。	宮崎県	一,一〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	七五四,九六六	三九九,三九九

第二章 第四節 第十三 建設省 (一一〇九—一二一一)

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	原形超過工事 費	国庫負担金交 付額中減額を 要する額
(一一二二)	鹿児島県 鹿児島市武岡川二十 五年災害復旧	鹿児島市	九八、〇〇〇	六八、九九六	六八、九九六	七九、二五三	二、三、四、五七
(一一二三)	同 伊佐郡菱刈町川内川 二十五年災害復旧	鹿児島県	一、二九、〇〇〇	九六、一八九	九六、一八九	五、一〇、六	一、五、六、四
(一一二四)	同 出水郡出水町平良川 二十五年災害復旧	同	七、七五、〇〇〇	五、五、四八二	五、五、四八二	六、三、五、九四	二、四、〇、九五
計			三、六、八、〇〇〇	二、五、五、三、七、五〇	二、五、四、九、三、四、七三	九、一、五、三、〇、三三	二、五、二、六、四、一、五
備考	是正済のものについては三一五頁参照						

(一) 一般会計

(米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計)

工 事

(一一二五) 直営工事の施行に当り不経済な結果を招いたもの
(一一二八)

(建設省) (一般会計) (部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 河川事業費 外二科目
(大蔵省) (米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計) (款) 援助資金支出 (項) 公企業支出

中部外二地方建設局で、昭和二十六年年度中に、東海道整備、日坂道路工事外三直営工事の施行に当り事前調査が不十分であつたなどのため工事に手もどりを生じ、又は不用の工事を行い不経済の結果をきたしたものが次のとおりある。

(一一二五) 中部地方建設局多治見工事事務所で、昭和二十六年年度中に、直営により岐阜県土岐郡笠原町地先土岐川流域向島谷の向島えん堤工事を三四九、九四七円で施行したものである。

右工事は、向島谷の上流部から流出する土砂の防止と、この配の緩和を図るものとして二十六年四月着工し五月完成したものであるが、二十七年四月本院会計実地検査の際の調査によると、本件えん堤の上流部においては、笠原中学校校庭拡張工事を本件と同時期に開始し、谷間に土砂をまき出し、えん堤施行箇所の上流部約六十米まで埋め立てている状況で、本件工事はその目的を失い不用となつてゐる。

右は、工事着手前あらかじめ現地の状況を十分調査しなかつたことによるもので、その処置当を得ない。

(一一二六) 中部地方建設局島田工事事務所で、昭和二十五、二十六両年度中に、東海道整備事業静岡県日笠郡日坂村地内道路改良工事を六、三〇八、〇二四円(うち二十五年度において支払つた分四、五五二、七四〇円)で施行したものである。

右工事は、延長六二八米の道路を新設するもので、そのうちA箇所二五〇米の全部とB箇所三七八米中の一九七米は、地盤軟弱のため、ん庄に耐えず、はなはだしく沈下して車馬の通行が不能となり、二十六年九月一、八五〇、七七四円をもつて手直工事を施行しているが、二十七年九月本院会計実地検査の際の調査によると、本件工事箇所は土質が腐し、よく土に似た不良のものであり、且つ、地下水位がきわめて高く流出量も多い状況で、もし着手前にこれらの事情を調査すれば工事に手もどりを生じなかつたものと認められるのに、十分の

調査を行わないで工事に着手しそのまゝ続行したため、結局、玉石、砂利、栗石等の除去及び側溝の改造等に約四十一万六千円の手もどりをきたしたものである。

(一一二七) 近畿地方建設局大津工事事務所で、昭和二十六、二十七年年度中に、東海道整備事業滋賀県甲賀郡大野村地内道路改良工事を一一、七九八、七八〇円(うち二十七年年度において支払つた分一四、六二〇円)で施行したものである。

右工事は、砂利道延長三、七五五米の拡幅、付替など改良を行うもので、これに要する砂利四、六六三立米のうち二、一六三立米、九二五、九三五円(立米当り四二八円)は、二十六年四月から現場附近野州川河川敷で直営採取し、残余の二、五〇〇立米は、直営採取の困難であることを事由として二十七年一月及び三月指名競争により村上某外一名から立米当り五九〇円又は六七四円八〇、代金一、五五九、八〇〇円で購入したものであるが、二十七年四月本院会計実地検査の際の調査によると、野州川は砂利の産出が豊富で工事現場までの運搬距離も平均二籽程度であり、又、採取運搬に要する人員並びに当時のトラックか、働状況に徴し所要砂利の全量を直営採取することが容易にできたもので、特にその一部を高価な請負により購入する必要があつたものとは認められない。

いま仮に、本件砂利の全量を直営採取したとすれば概算五十万円は節減することができたものである。

(一一二八) 九州地方建設局大分工事事務所で、昭和二十五、二十六兩年度中に、直営により大分県大分郡鶴崎町

地先乙津川筋左岸の皆春地区改修工事を六、七三三、一八九円で施行したものである。

右工事は、延長一、五三二米の区間に土量七三、〇〇一立米の旧堤拡幅工事を実施したものであるが、二十七年三月本院会計実地検査の際の調査によると、右区間のうちには四箇所に既設ひ管があり、これが利用の可否は工事着手前十分検討すべきであつたのに、漫然とそのまま利用することができるとして築堤工事を施行したところ、土圧のため使用に耐えなくなつたので、改めて二十七年にこれを二箇所に合併施行することとなり、前記施行済の築堤盛土のうち九〇一立米の掘さく埋もどし、その経費約十六万八千円を要するような不経済な結果をきたしている。

是正させた事項

補助金

(一一二九) 災害復旧工事に対する国庫負担金の経理当を得ないもの
(一一六一)

(一般会計) (部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)河川災害復旧事業費 外一科目

北海道外二三府県で、公共団体である府、県、市、町又は村が施行した三三箇所の災害復旧工事に対し国庫負担金六四、七六八、六二八円(うち昭和二十四年度交付分一、五四五、五四七円、二十五年交付分五、八六七、六九一円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、査定外の改良工事を施行しているもの、工事の出来高が不足しているもの、

又、原形超過工事を原形復旧工事として処理しているものがあり、いずれも国庫負担金の経理が当を得ないばかりでなく、出来高の不足している工事は災害復旧としての効果が十分でなく後年災害の誘因ともなるので嚴重注意したところ、出来高不足工事については手直し又は補強工事を了し、その他のものについては主務省においてそれぞれ国庫負担の対象外又は原形超過工事として処理し、いずれも是正された。

(一) 災害復旧に名をかり改良工事を施行していたもの

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 金	同上のうち 二十六年 度までに 交付 済額	国庫負担工 事費から除 外すべき額	同上に對する 国庫負担 金相当額
(一一二九) 愛知県	葉栗郡宮田町木曾川 二十三年災害復旧	愛知県	五、四四一、四〇〇円	三、六七七、五〇〇円	三、六七七、五〇〇円	一、七六三、九〇〇円	一、三三三、三三〇円

(二) 工事の出来高が不足していたもの

道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 金	同上のうち 二十六年 度までに 交付 済額	出来高不足 額	同上に對する 国庫負担金相 当額 <small>うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額</small>
(一一三〇) 北海道	上川郡新得町村道 屈足爪葛間道路二十 五年災害復旧	新得町	四、三六六、四三三円	三、五九一、九九四円	一、三〇〇、〇〇〇円	七、七九七、五〇〇円	六、四八八、七七七 (四一三、七六四)
(一一三一) 千葉県	安房郡丸山村丸山川二 十四年災害復旧	千葉県	二、六九八、〇〇〇	一、九〇四、七〇〇	一、九〇四、七〇〇	三、九六三、三三三	三、三二七、〇一一
(一一三二) 新潟県	東蒲原郡小川村常浪 川二十六年災害復旧	新潟県	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二五九、六六〇	一、二五九、六六〇	二、三三二、五〇〇	一、五五七、七七七
(一一三三) 富山県	西礪波郡東山村山田 川二十三年災害復旧	富山県	一、九七三、三〇〇	一、五九〇、八三九	一、五九〇、八三九	一、九一三、〇〇〇	一、五四三、三七九
(一一三四) 同	婦負郡婦中町井田川 二十三年災害復旧	同	六、八九〇、三〇九	五、五六〇、四七九	五、五六〇、四七九	一、五三六、八二八	二、三三、九七八
(一一三五) 福井県	福井市海老助町村 道海老助地藏堂線二 十三年災害復旧	福井市	一、四一〇、〇〇〇	九七三、八二〇	九七三、八二〇	一、八四五、〇六六	二、三三、〇六六
(一一三六) 同	大野郡下穴馬村九頭 龍川二十三年災害復 旧	福井県	二、二四〇、〇〇〇	二、一五一、九六〇	二、一五一、九六〇	一、四二八、三三四	一、五五、〇七九
(一一三七) 京都府	南桑田郡東別院村府 県道龜岡茨木線二十 六年災害復旧	京都府	六、四〇〇、〇〇〇	四、〇〇一、九一〇	四、〇〇一、九一〇	二、二一九、四三三	一、三三三、三三三
(一一三八) 大阪府	堺市古川二十五五年災 害復旧	堺市	一、七〇〇、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、七四四、二一一	一、〇九、七五一
(一一三九) 奈良県	高市郡金橋村曾我川 二十五年災害復旧	奈良県	一、〇一三、〇〇〇	六七五、六〇〇	六七五、六〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
(一一四〇) 山口県	玖珂郡賀見畑村町村 道弘原線弘原橋二十 六年災害復旧	賀見畑村	八〇〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	五三三、六〇〇	一、五三、九三三	一、五三、九三三 (四九四、一〇〇)
(一一四一) 同	玖珂郡川越村町村道 田代線田代橋二十六 年災害復旧	川越村	一、〇一三、〇〇〇	九八四、六七六	九八四、六七六	一、三三、〇〇〇	一、〇九、七五一
(一一四二) 同	玖珂郡川越村府県道 渡里高森線二十六年 災害復旧	山口県	二、一〇〇、〇〇〇	一、七八〇、八〇〇	一、四〇〇、七〇〇	五、二六七、九八九	四、四六、七七七 (九五、四九九)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十六年度 までに交付 済額	出来高不足額	同上に對する 国庫負担金相 当額 <small>うち二十七年 度以降交付す る額中減額を 要する額</small>
(一一四三) 山口県	玖珂郡高森町府県道 渡里高森線二十六年 災害復旧	山口県	五,三五八,〇〇〇円	四,五四三,五五四円	三,五〇八,三三二円	二,三五七,三六六円	一九九五,五六六 (四,一五九,六)
(一一四四) 同	玖珂郡広瀬町府県道 広瀬徳山線二十六年 災害復旧	同	二,二一六,〇〇〇	一,七〇四,三五六	一,四二二,三七一	六,七四,五九九	五七,一九九七 (三,一〇八)
(一一四五) 同	玖珂郡由宇町南沖海 岸二十六年災害復旧	由宇町	二,一〇〇,〇〇〇	一,八九〇,六三八	一,四〇〇,〇八三	二〇三,一四七	一七四,五八一 (四三,一九八)
(一一四六) 同	玖珂郡由宇町由宇川 二十五年度災害復旧	山口県	二,二七〇,〇〇〇	一,七三三,九九〇	一,七三三,九九〇	四〇六,〇七七	二九五,二二八
(一一四七) 同	佐波郡串村町村道安 善地鑄線二十六年災 害復旧	串 村	一,五五〇,〇〇〇	一,三六八,三〇四	一,三六八,三〇四	三三三,〇〇〇	二八六,九〇二
(一一四八) 同	佐波郡島地村村道 山畑串線二十六年災 害復旧	島 地	一,一四五,〇〇〇	一,〇一〇,一九五	一,〇一〇,一九五	二六〇,〇〇〇	二三二,一六〇
(一一四九) 同	都濃郡須金村府県道 鹿野本郷線二十六年 災害復旧	山口県	一,一七五,〇〇〇	一,一六六,〇〇〇	九七三,三三三	四四三,〇〇〇	三七五,六六四 (八〇,一八三)
(一一五〇) 同	都濃郡中須村黒石川 二十六年災害復旧	中 須 村	三,七七六,〇〇〇	三,四九六,五七六	一,七三四,二〇〇	一,〇四二,〇〇〇	九六四,八九二 (三〇〇,〇七)
(一一五一) 徳島県	徳島市多家良町府県 道宮井地蔵橋停車場 線二十五年災害復旧	徳 島 県	二,二七八,八八四	二,〇八七,七七七	二,〇八七,七七七	一,七三三,三三三	一,五八〇,〇三三

(一一五二) 高知	高知市国分川二十三 年地盤沈下復旧	高 知	二,二八七,二〇〇	一,〇六四,六五六	一,〇六四,六五六	三〇四,七〇〇	二五三,〇四〇
(一一五三) 佐賀	西松浦郡大川村松浦 川二十四年災害復旧	佐 賀	一,九五七,〇〇〇	一,四九一,〇八一	一,四九一,〇八一	二三四,七六三	一七八,七三八
(一一五四) 同	東松浦郡相知町平山 川二十四年災害復旧	同	一,四四〇,〇〇〇	一,〇三三,四九六	一,〇三三,四九六	二五四,〇四四	一八二,三三九
(一一五五) 宮崎	日南市広渡川二十四 年災害復旧	宮 崎 県	一,一六五,〇〇〇	一,〇三六,八五〇	六四四,二四六	一八九,八八八	一六八,九七四 (六七,四四一)
(一一五六) 同	児湯郡高鍋町小丸川 二十五年災害復旧	同	一,七八〇,〇〇〇	一,四三二,一〇六	一,四三二,一〇六	一六九,三九三	一三六,二八五
(一一五七) 同	西諸県郡高原町高崎 川二十四年災害復旧	同	一,一四五,〇〇〇	一,〇一九,〇五〇	五七三,四五二	二五二,五五七	二三四,七七五 (九八,二八七)
(一一五八) 同	西諸県郡高原町辻之 堂川二十四年災害復 旧	同	二,六五七,七九三	二,三六五,四三五	二,三六五,四三五	三三三,二六四	三三四,四〇五
計			七,四〇六,一六五八	六,〇八六,二四四	五,三二〇,八九三	九三,四八五,四八一	七,六六〇,八九一 (一,三四八,四三三)

(三) 原形超過工事を原形復旧工事として処理していたもの

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 金	同上のうち 二十六年度 までに交付 済額	原形超過工 事費	国庫負担金 交付額中減 額を要する 額
(一一五九) 愛知県	春日井市八田川二十 三年災害復旧	愛 知 県	二,九五五,二八六円	二,四四八,二三三円	二,四四八,二三三円	七九,三三〇円	一九四,三七二円
(一一六〇) 同	知多郡小鈴谷村海岸 堤防二十三年災害復 旧	小 鈴 谷 村	三,〇〇〇,〇〇〇	二,八五二,〇〇〇	二,八五二,〇〇〇	四七五,〇〇〇	一五六,〇〇〇
(一一六一) 同	西春日井郡北里村中 下川二十三年災害復 旧	愛 知 県	三,三三三,六四四	二,五九二,八二二	二,五九二,八二二	八五,五三二	二〇二,一九五
計			九,一八八,九三〇	七,八九三,〇三五	七,八九三,〇三五	二二〇,七六二	五五二,五六六

第五節 会計事務職員に対する懲戒処分及要求

昭和二十七年一月から十二月までの間に、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第六条第一項の規定により、予算執行職員への任命権者に対し懲戒処分を要求したものは、電気通信省施設局建設部関係で工事費の経理についての不当事項があつた四件で、それぞれ関係責任者の二箇月間本俸十分の一の減給の処分を適当と認め、二十七年三月電気通信大臣に対し懲戒処分を要求したが、電気通信大臣は、うち一件については、免職の処分をとつたが、他の三件については、処分前に日本国との平和条約の効力発生に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令（昭和二十七年政令第三百三十号）の施行をみたので懲戒処分に至らなかつたものである。

右の免職処分のとられた案件の概要は、同省施設局建設部資金前渡官吏大橋某が、二十五年六月から二十六年三月までの間に、出納官吏事務規程第三十八条の規定に違反し、工服用物品購入費等に付掛した額、架空の人夫賃から所得税を控除した額及び架空連越人夫宿泊料計一一、九六九、四二六円に別途部外折衝費として本部から受け入れた一五二、〇〇〇円並びに工事長及び大橋資金前渡官吏が負担した八六五円五〇を合わせ合計二一、二二二、二九一円五〇を現場職員慰労費、部外折衝費等に使用したものである。

なお、右四件以外にも懲戒処分を要求すべき事案として審理中のものもあつたが、前記政令の施行により懲戒

免除となるので、処分要求の手續をとるに至らなかつた。

第六節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

昭和二十六年十二月から二十七年十一月までの間に、出納職員が現金又は物品を亡失し損じた事実につき所管庁から報告を受理したものは、繰越分を含め六、七四三件三、〇八九、六九四、四七〇円で、これに対し弁償責任の有無の検定等の処理をしたものは六、二六六件二、八八二、三二一、一五〇円で、その所管別内訳は左のとおりである。

なお、処理未済件数は四七七件二〇七、三八一、三二〇円で、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理		有責任		無責任		その他の		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
裁判所	六	一、三三七	一	六六三	三	三、一五七	五	一、三〇三	六	一、三〇七
総務府	八	五〇、六八一	一	六六三	三	三、一五七	三	四六、四〇八	六	五〇、一三六
法務省	六	一九、三三八	三	一、四七九	三	一、四七九	三	一六、四三九	六	一七、〇七
大蔵省	三四〇	八、六七四〇	二〇	六、七三三	八五	六、一四八	三	二、八七三	一六	一五、七四

所管	報告受理	有責任			無責任			その他			計
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
文部省	七	三	三〇三	三	三九二	三	二七、九六〇	六	三、八八一	三、八八一	
厚生省	八	一	五〇三	三	一一〇三	四	二四、〇〇〇	八	三、六三四	三、六三四	
農林省	二八	一	一、七五三、八七三	三	一一、七〇七、七五	七	四一、三二六	二	一、七三〇、九一	一、七三〇、九一	
通商産業省	一	一	一九二、一七二、七五	一〇	四八〇	九	二二、六九二	一	二七、四三三	二七、四三三	
運輸省	一〇	一	二、一八三	五〇	七、〇三三	三〇	二、六七六	八〇	九、七七九	九、七七九	
郵政省	二、四〇〇	七	一四、八三〇	一三	三七、九三三	一〇	一、〇八三	三三	二、三四八	二、三四八	
電気通信省	六〇七	四	一一、〇〇三	二	三九、一三四	四	二〇、四四五	一〇	五、八六九	五、八六九	
労働省	三	一	一六、二二二	九	二五、〇〇一	一	三、四七五	三	二、七七七	二、七七七	
建設省	八	一	二、七六七	二	一五、四三四	三	四、三六七	五	六、〇四七	六、〇四七	
経済安定本部	四	一	一七	一	一一〇	三	九七七	四	一九、八〇一	一九、八〇一	
計	六、七四三	三〇、八九九	六	四〇、一七六	三六	一、三九四、九五六	二五	一、四七〇、七〇	六	二、八三三、三三	

備考 「その他」の欄の二、五八三件一、四四七、〇七八千円は、日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の免除に関する政令(昭和二十七年政令第三百三十一号)の施行により、弁償責任に基づく債務の免除されるものに該当するので、検定の手続をとるに至らなかつたものである。

前表の有責任と検定した六四件は、いずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員の犯罪に因るもの六二件四〇、二〇三、一八二円、出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことに因るもの二件七四、八九〇円である。

現金については、大蔵省における収入金、郵政省における繰替払現金について部内職員の犯罪に因るものなどが目立つ状況である。

物品については、有責任と検定したものはないが、農林省における食糧、郵政省における切手類、供用物品等の亡失が依然多く、その原因のおもなものは、盗難、火災、風水害等で、その処置、対策については各庁関係責任者に対し特に注意を促している。

第二 予算執行職員等に対する検定

予算執行職員が法令に準拠せず、又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたと認められるものうち、現在審理中の二件三四四、五九三円を除くものについては、日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の減免に関する政令(昭和二十七年政令第三百三十一号)の施行により、弁償責任に基づく債務の免除されるものに該当するので検定の手続をとるに至らなかつた。

なお、前年度から繰越のものについても、前記政令に該当するので検定の手続をとるに至らなかつた。

第七節 検察庁に対する通告

昭和二十七年一月から十二月までの間に、検査の結果、国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認め、その事件を検察庁に通告したものは一件である。

右は、国立若松病院厚生事務官大場某が、同病院収入官吏の補助者として領収した金額九二、三三四円を日本

銀行に払い込まず、不正に領得したと認められるもので、二十七年二月十四日検察庁に通告したところ、検察庁は、犯人の境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追を必要としないものとして、四月十日四日同人に対し不起訴の処分をした。

第三章 政府関係機関の会計

第一節 決算の検査完了

第一 政府関係機関の会計

政府関係機関名	決算額		同上のうち検査未完了額
	歳入(収)入	歳出(支)出	
日本専売公社	一八七四八、六四、七六七	六、九七、四七、四三七	
日本国有鉄道	三三、五八七、〇三、八四九	三三、〇六九、七三、二九八	一三、九五、二七七
連合国軍人等住宅公社	一、三〇六、六八、七六、一〇	一、三〇六、六八、七六、一〇	四、六八、一五、〇九六
価格調整公団	三、四七、七三、二〇、二七	二、一四、六四、一、五七、二二	
食糧配給公団	二、九九、二七、三六、一三	二、三三、一五、七、四〇、六二	
肥料配給公団	九七、七、一九、七六、七〇	五、二四、五、五九、五七、一三	
油糧砂糖配給公団	二、六五、九四、三、七五、二〇	八、九六、三、三、五三、六五	
産業復興公団	二、二二、〇八、二、三、七、一五	九、五、〇、四、一、五、〇、六、一七	
鉱工品貿易公団	五、〇〇、一、五、四、九、九、九、二七	四、九、五、八、五、九、七、〇、八、四、〇〇	
繊維貿易公団	五、三、二、九、六、三、七、二、二、六、三	一、七、九、三、四、八、三、〇、八、三、一七	

第三章 政府関係機関の会計 第一節 決算の検査完了 第一 政府関係機関の会計

政府関係機関名	決算額		同上のうち検査未完了額	
	歳入(収入)	歳出(支出)	歳入(収入)	歳出(支出)
復興金融公庫	三,四六〇,四八,四六五七	一,三七一,三三,五一九三		
国民金融公庫	六六,九三〇,二四七	四三八,一四〇,七九八七		
住宅金融公庫	九,九八七,四九八五	六〇,三二七,六六四〇	二,三八八四	二,三八八四
日本輸出銀行	四四〇,二七六,六五三〇	二四六,四六,三三〇〇		
商船管理委員会	四四四,三三三,五四〇七	四二九,九五〇,七三七三		
持株会社整理委員会	四二,四九,一四七四五	三三八,四二八,九六〇〇		
閉鎖機関整理委員会	五九,三九三,四一八四〇	五九〇,九四七,〇二四〇		
証券処理調整協議会	一一,四一七,〇〇五五	一一,四一七,〇〇五五		
日本開発銀行	二,二六五,七三,五七〇五九	五〇,九四三,〇,四四〇〇		
計	五九四,五二九,二九五,三五八二二	四四七,九七八,八六二,九四九〇	一四,二八,一六一	四六六,二七四,九六〇

右各政府関係機関決算額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

政府関係機関名	事由	歳入(収入)、歳出(支出)	金額
日本国有鉄道	質問に対する回答未済	歳入	一三、六九八、九二五
	回答済調査中	歳入	二九六、三五二
住宅金融公庫	質問に対する回答未済	歳入	一四一、一四七、七〇〇
	回答済調査中	歳入	五〇一、三四九、四五六
証券処理調整協議会	質問に対する回答未済	歳入	四、〇五五、六五四、九四〇
	回答済調査中	歳入	一一二、八八四
日本開発銀行	質問に対する回答未済	歳入	一一二、八八四
	回答済調査中	歳入	一一二、八八四

であり、その款項の金額は附表第五のとおりである。

第二 昭和二十五年検査未完了額の検査完了

昭和二十五年各政府関係機関の収入支出決算のうち、検査未完了額については、その後全部検査を完了した。

第二節 各政府関係機関別の不当事項及び是正事項

第一 日本専売公社

(事業損益について)

昭和二十六年度における事業益金は、たばこ事業千二百九十八億三千八百余万円、塩事業二十七億五千四百余万円、しよ、脳事業九千七百余万円計千三百二十六億九千余万円で、前年度に比べ百五十六億三千四百余万円(比率にして二三%)の増加であり、そのうち国庫に納付した益金は千八百八十八億三千七百余万円で、前年度に比べ五十億千六百余万円の増加、本年度の予定納付金に比べ十二億五千余万円の増加である。

(財務諸表について)

二十六年決算は、前記のとおり一三二、六九〇、九二九、五六二円の利益となつてゐるが、本院会計検査の

結果その修正を要すると認められるものが左のとおりあり、これによつて修正計算したとすれば、二十六年年度の利益金は一三三二、八三二、六〇六、三七九円となる。

決算箇所	過誤の内容	金額
本社外一箇所	たな卸資産の計上をもちしたも	九、〇二四、一〇七
本社外八箇所	固定資産の計上をもちしたも	九九、〇七九、一三五
本社外一箇所	固定資産を過大に計上したも	△三、八一六、八八四
東京地方局外一箇所	無形資産の計上をもちしたも	三六、一〇八、三三〇
徳島地方局	減価償却費を過大に計上したも	一、二八二、一三八
差引		一四一、六七六、八一七

不当事項

工事

(一一六二) 塩倉庫を不適当な場所に新築したもの

(款)日本専売公社事業費 (項)塩事業費
日本専売公社東京地方局で、昭和二十六年一月、株式会社藤田組に請け負わせた塩倉庫新築その他工事の代金として四一、五〇〇、〇〇〇円(うち二十五年分二二、五七〇、〇〇〇円、外に支給材料七、六七八、九七五円)を支払つたものがある。

右は、東京都墨田区横川橋一丁目所在の戦災で焼失した木造平家建二棟の塩倉庫の復旧として新築したものであるが、同地は塩を海送により受ける場合は隣接の大横川は干潮時には水深が浅く、満潮時には水面と橋げたとの間隔が狭いではしけの効率が悪く、このような土地に塩倉庫を新築したのは経済的見地から不適當であつたと認められる。

現に、右倉庫は、十一月完成したが塩倉庫として利用されず、二十七年七月に至りこれをたばこ倉庫に改装する工事を開始したものであつて、このため前記工事のうち少くとも約二百万円に相当する部分は撤去されたり不用となつたりしている。

物件

(一一六三) 不急の物品を購入したもの

(款)日本専売公社事業費 (項)たばこ事業費
日本専売公社で、使用箇所から需要の要求もなく、又、具体的使用計画もないのに多量に購入し数箇月間本社倉庫にそのまま保管されて、昭和二十七年九月から十月までの間に管下各地方局等に保管転換されたものが次のとおりある。

- (1) 二十七年三月ジャパン・ラストオリウム株式会社から購入したさび止塗料ラストオリウム五四〇罐(価額

四、九〇九、六八〇円)は、十月末現在においても約八七%は使用されていないものである。
(2) 二十七年二月東京樹脂化工株式会社外一会社から購入した防火塗料ネオライト四、五〇〇疋(価額九〇〇、〇〇〇円)及びアルビー二、〇〇〇疋(一、〇八〇、〇〇〇円)は、十月末現在においても約九〇%は使用されていないものである。

不正行為

(一一六四) 職員の不正行為に因り日本専売公社に損害を与えたもの
(一一六七)

日本専売公社姫路外四出張所^(註)で、昭和二十四年一月から二十六年八月までの間に、関係職員により製造たばこ売渡代金、製造たばこ、塩をほしいままに領得されたものが九、七八〇、二二四円(うち二十七年十月末現在補てんされた額一、三八〇、五六七円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり四件九、四五七、四三二円(うち二十七年十月末現在補てんされた額一、三五三、三〇二円)である。

所 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(一一六四) 日本専売公社 姫路出張所	分任物品出納職 浦川 某	二四年一月から 二六年六まで	一、四四三、五〇七円
(一一六五) 同 宇部	出納員 梅田 某	二五年八月から 二六年六まで	六、四四三、九八一

同 名	支払職	金額	
(一一六六) 同 老岐	支払職 溝口 某	二六、三から 五まで	八七七、三二四
(一一六七) 同 山鹿	出納員 堀 某	二五、八ごろから 二六、八まで	六九二、六三〇
計			九、四五七、四三二

是正させた事項

物件

(一一六八) ソーダ工業用塩を低価に売り渡したもの

(款)日本専売公社事業収入 (項)塩事業収入

日本専売公社門司支局及び宇部、延岡両出張所で、昭和二十六年十月から二十七年一月までの間に、旭硝子株式会社牧山工場外四工場へソーダ工業用塩二〇、五〇〇屯五七九を一六一、二四二、四七六円で売り渡したものである。

右は、門司入港の輸入本船積載の塩を公社の分析した塩化ナトリウム含有率により価格を決定したものであるが、その塩化ナトリウム含有率は二十六年十月以降は確定分析成績によることになっているのにこれによらなかつたもので、二十七年九月本院会計実地検査の際注意したところ、十月確定分析成績による含有率と公社の分析成績による含有率との差に相当する価額二、五六二、五七三円を追加徴収決定した。

役 務 (一一六九)―(一一七一)

(一一六九) 塩の委託加工に当り処置当を得ないもの

第三章 第二節 第一 日本専売公社 (一一六六―一一六九)

(款)日本専売公社事業費 (項)塩事業費

日本専売公社東京地方局で、昭和二十六年年度中に、日本食塩製造株式会社から収納した普通塩一三五屯の代金として一、六六五、〇〇〇円を支払ったものがある。

右は、同局において、同会社と食卓塩及び精製塩の委託加工契約を締結し、その加工原料として原塩三、〇二六屯九四を交付し、食卓塩一、二二九屯九九、精製塩一、四〇二屯八を納入させているが、加工の際の副生品である塩について、一般普通塩の収納価格で収納し、前記代金を支払ったものである。右委託加工契約においては、交付原塩に対し一定の納付割合で算出した食卓塩又は精製塩だけを納付させることとし、納付量不足の場合の取扱は明らかにしていたが、納付量の外に、塩が副製品として生じたときの取扱を明らかにしていなかったため前記のような処理をしたもので、妥当でない認め二十七年七月本院会計実地検査の際注意したところ、十一月以降は食卓塩又は精製塩の納付量は交付原塩に対する一定割合以上とし、製造数量は全量納付させることに改正することとなった。

(一一七〇) 輸入塩回送費を過払していたもの

(款)日本専売公社事業費 (項)塩事業費

日本専売公社門司支局で、昭和二十六年年度中に、日本塩回送株式会社に門司港に入港した輸入本船からはしけに直積して牧山外三箇所へ輸入塩二四九、〇一〇屯を回送させ、その回送費として七六、八五三、三一五円を支払ったものがある。

右回送費の内容について、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、回送費のうちはしけ運賃は二十六年四月以降発着地の船積及び船卸作業賃を含めて単価契約をしているのに、契約条項の適用を誤って別に着地の船卸作業賃と

して屯当り四月分は一〇円、五月以降の分は八円ずつ加算して支払っていたため、総額二、〇七一、九一〇円が過払となっていたので注意したところ、直ちに前記過払額を返納させた。

(一一七一) 塩回送運賃の契約に際し処置当を得なかつたもの

(款)日本専売公社事業費 (項)塩事業費

日本専売公社徳山出張所で、昭和二十六年年度中に、日本塩回送株式会社に、徳山港に入港した輸入本船から宇部、下松及び防府へ輸入塩五二、七九四屯二七九を回送させ、その回送費として二六、九三二、三八九円を支払ったものがある。

右回送費の内容について、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、右のうち宇部送り七、二二八屯、下松送り一、〇七四屯、防府送り五四〇屯計八、八三二屯は、それぞれはしけで回送したものであるのに、運送契約には前記区間のはしけ回送賃率が定められていなかったため、支払は全量機帆船による回送賃率を適用していたものであるが、契約に際しては機帆船より低価に当るはしけによる回送も予想し、その賃率を設定すべき事態であつたと認め注意したところ、八月に至り前記はしけ回送量八、八三二屯分の機帆船運賃とはしけ運賃との差額六五三、六四〇円を減額することとし、全額を収納した。

第二 日本国有鉄道

(事業損益について)

昭和二十六年年度における決算をみるに、営業収入は千八百三十九億二千八百余万円、営業経費は千八百六十四億九千四百余万円、二十五億六千六百余万円が営業損失となつていて、これに営業外収入二十四億四千二百余万円及び営業外経費一億四千四百余万円を加減した二億六千七百余万円が当該事業年度の純損失となつてい

(財務諸表について)

二十六年度決算は前記のとおり二六七、八二八、八二七円の欠損となつてはいるが、本院会計検査の結果その修正を要すると認められたものが左のとおりあり、これにより修正計算したとすれば、二十六年度の欠損金は四五三、五二三、六一一円となる。

決算箇所	過誤の内容	金額
釧路地方経理事務所外一箇所	未収金の計上をもちしたものの	二四、一五四、四五〇
大阪地方経理事務所外一箇所	作業資産の計上をもちしたものの	一五〇、六九六、四六四
釧路地方経理事務所外二箇所	作業資産を過大に計上したものの	△一、九二八、六四四
函館地方経理事務所外五箇所	固定資産の計上をもちしたものの	一〇一、四八一、八九六
東京地方経理事務所	固定資産を過大に計上したものの	△一、一六七、七六五
釧路地方経理事務所外四箇所	未払金の計上をもちしたものの	△四七七、一二九、七八三
	未払金を過大に計上したものの	三、五五四、一四四
	収入に処理すべきものを仮受金のままとしたものの	二二三、三九〇、一三五

経理 局

繰延計理すべきものを収入としたもの

△ 八、七四五、六八一
△ 一八五、六九四、七八三

なお、

(1) 二十六年度中に、各種車両八、七三四両の更新修繕を鉄道経費三十二億千六百余万円で行っているが、更新修繕は、根本的大修繕を施す、いわば改造的工事であつて、この修繕の結果、資産の用役性は将来相当期間に及ぶものであるから、費用の期間的均分計算の立前からもその経費全額を当該年度の負担とせず繰延計理する処置をとることが望ましい。

(2) 固定資産に対する補充取替引当金の計上額三百五十四億千七百余万円をみるに、予算に計上された減価償却費と補充取替費との合計額から減価償却費決算額を控除したものを計上している。これは減価償却費算定の基礎となる再評価額がまだ計算されていないためやむを得ない一時的処理と認められるもので、できるだけすみやかに資産の再評価を行い、これに基いて適正な減価償却費を計上することが望ましい。

(3) 日本通運株式会社及び日本交通公社に対する荷物及び貨物の取扱に関する委託手数料十億五千六百余万円及び乗車券の発売手数料二億五千六百余万円は、すべて当該収入から直接支払に充当し、収入支出を相殺してその残高だけを営業収入として表示しているが、このような処理は総額主義に反するから収入、支出の全

額を損益に表示するよう改正することが望ましい。

(契約その他について)

日本国有鉄道における工事の施行、物品の購入等についての契約は、原則として公開入札により行うこととなつてはいるが、その実施状況をみるに、次のとおり改善を要する点がある。

- (1) 予定価格の積算については十分な検討を要することはもちろんであるが、その積算の内訳をみるに、実状に則しない材料費、諸経費等を計上しているなど十分検討したとは認められないものがある。
- (2) 契約の基本となる仕様書、図面の明確度が不十分であり、又、これを補うために入札に先だつて追加説明を行つたり、正規の手續によらず設計、仕様を変更したという事例が多いが、この追加説明事項又は設計仕様の変更事項が証明されていないため、その真非を判断することのできない場合が多い。したがつて、検収の厳正を期待することができず、ひいては請負人の責任を追求することができないものがある。
- (3) 一般に公開入札の場合は、なるべく多数が参加することができるよう公告方法を改善し、又、購入請負等の契約に当つては、原則として最低価格の入札者と契約すべきであるが、もし公正協議にはいる場合は、入札価格と入札者の信用度、納期、品質等を十分に比較検討し、最低入札者と契約することができない事情があるときは、その公正協議の経過を詳細な記録により証明することができるよう処置することが望ましい。

なお、現場機関に専決させている小工事については、検収が依然として粗漏であり、又、その設計及び審査も十分でないと認められるから一層の留意を要する。

又、工用軌条その他の器材を部外に貸し付ける場合の料金を工事実施部局が収納し、事後に経理担当部局に引き継いでいる事例が多いが、このような収入については、あらかじめ貸付契約の内容を経理担当部局に通知し、経理担当部局で徴収決定し貸付先から収納すべきである。

不 当 事 項

未 収 金

(一七二) 延滞償金の収納を遅延しているもの

(款)事業収入 (項)運輸収入

日本国有鉄道静岡地方経理事務所で、昭和二十六年六月から十一月までの間に徴収決定した日本通運株式会社静岡支店の二十六年三月分から七月分までの貨物後納運賃に対する延滞償金一、四一六、一三三円を二十七年九月末においても収納していないのは当を得ない。他方、同支店に対しては荷役費等として二十六年度

中だけでも二百余万円を支払っているのであるから、前記延滞償金相当額と相殺することができたものである。

予算 經理

(一一七三) 工事の施行に当り事実に合致しない經理をしたもの

(款)事業費 (項)施設保守費 外二科目

日本国有鉄道釧路、青函両鉄道管理局及び管内局所で、昭和二十六年度中に施行した工事について調査したところ、事実に合致しない經理をしたものが次のとおりある。

- (1) 函館第三、第四岸壁可動橋特殊軌条修繕外一九工事の請負代金支払額一、九二九、二二五円のうち一、六〇八、二七五円は、請負に付した工事の全部又は一部を施行しないで他の工事を施行若しくは物品を製作させたもの、又はその工事代金で物品を購入し、若しくは他工事の工事費不足等に充当したとしてしているものである。
- (2) 五陵郭汽かん室新築外一七工事の請負代金支払額九、八三七、八一円のうち二、四二七、〇〇七円は、未着手又は未完成の工事を完成したこととして請負代金を支払ったものである。
- (3) 木古内機関庫一号屋根その他修繕外一一工事の請負代金支払額六、三二一、五三〇円のうち三九四、八三〇

円は、設計どおりに施行されていないのに、設計変更、減額又は手直し等適当な処置を講じないで請負代金を支払ったものである。

工 事 (一一七四)―(一一七九)

(一一七四) 既存の施設を活用しないで別に施設を新設したもの

(款)建設改良費 (項)諸設備費

日本国有鉄道岡山鉄道管理局で昭和二十七年二月株式会社大本組外二会社に請け負わせた津山工事区建物設置工事及びこれに伴う設備工事の代金として、岡山地方経理事務所で二、五五四、四八三円を支払ったものである。

右工事は、第二吉井川橋梁改良工事の監督を主目的とする工事区の事務所等に充てるため津山口駅構内に施行したものであるが、この改良工事現場附近の院庄駅構内には二十七年二月に修繕を完了したままか、働いていない岡山地方資材事務所院庄製材工場があつて、当時これを廃止することが立案されており、且つ、その事務所、倉庫、詰所、宿舍、浴場、自動車庫、危険品庫、電燈、通信、給水等の諸設備は有姿のまままで工事監督上一層有利に工事区の設備として利用することができるものであるから、これを利用することとすれば前記工事区諸設備は新設する必要がなかつたものである。

なお、前記遊休の製材工場施設は二十七年六月本院会計実地検査当時売渡の手續をとつていた状況であつた。

（一一七五） 契約に当り処置当を得ないもの

日本国有鉄道東京鉄道管理局で昭和二十七年一月及び三月桑原建材株式会社に請け負わせた大井工場第一電車職場内台車場及びコロ軸場ほ、床修繕工事の代金として、東京地方経理事務所で一一、七七二、〇七〇円を支払つたものがある。

本件工事は、主として前記職場内の在来木れんが、ほ、床二、七八七平米五の木れんがを取り替えたものであるが、右契約金額に積算してある木れんが、総額六、六九〇、〇〇〇円、一個当り単価三〇円は、木れんが、一石につきクレオソート四〇疋以上を注入したものに相当する価格であるのに、示方書には使用する木れんがはクレオソートを注入した松と指定してあるだけで注入量を明記していなかつたため、請負業者は注入した松でないもので一石につきわずか約十四疋を浸透させただけのものを使用している状況である。

右は、契約に当り必要事項を示方書に明記せず、又、検収上も注意を欠いたため不経済な結果をきたしたもので処置当を得ない。

（一一七六） 工事の検収当を得ないもの

（一）事業費（項）信号通信保守費

（一一七六） 日本国有鉄道旭川鉄道管理局で昭和二十六年十月日本電設工業株式会社に請け負わせた石北隧道装荷

線輪整備その他工事の代金として、旭川地方経理事務所で三、二二八、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右のうち二、四七〇、〇〇〇円は装荷線輪工事費に相当し、契約書及び附属調書によれば装荷線輪一カッド七個、二カッド一二個をいずれも新規に取り替え取り付けることになつてゐるが、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、実際の工事施行高は二カッドの一二個を新規に取り替えただけで、一カッド七個（新品価額約六十万円）の取替については撤去品を充ててゐる。

これに対し当局者は、入札前に一カッド七個は撤去品を充てるよう契約内容を口頭で訂正したと説明しているが、これを証明する資料はなく、二十七年一月本庁資材局の装荷線輪購入価格は一カッド八二、〇〇〇円、二カッド九〇、〇〇〇円である実情からみても、本件工事は一九個の新規取付をすることができるだけの経費が見積られていたと認められるものである。

（款）建設改良費（項）諸設備費

（一一七七） 日本国有鉄道広島鉄道管理局で昭和二十六年十二月株式会社共立組に請け負わせた広島工場通路ほ、装新設その二工事の代金として、広島地方経理事務所で一、一七〇、〇〇〇円を支払つたものがある。

右工事は、主として通路一、二二九平米のコンクリートほ、装を施行するもので、コンクリートほ、装は契約図面によればコンクリート厚さ一五〇耗、割栗石厚さ一八〇耗を施行することとなつてゐるのに、二十七年四月本院において通路断面二箇所について実測した結果によると、コンクリートの厚さは平均一四二耗、割栗石の

厚さは平均一一〇耗程度であつて、総額約十五万円出来高不足と認められるのに、契約どおり完成したものと
して検収したため請負代金の全額を支払つたものである。

(一一七八) 日本国有鉄道広島鉄道管理局で昭和二十七年一月株式会社藤田組に請け負わせた幡生工場砲金その他
作業場災害復旧その二工事の代金として、広島地方経理事務所で三、六六六、三九四円を支払つたものがある。

(一一七九) 右工事のうち床面コンクリート六六九平米は、契約図面によればコンクリート厚さ一五〇耗を施行すること
となつてゐるのに、同年四月及び八月本院において床面四箇所について実測した結果によると、コンクリート
の厚さは平均一二五耗程度であつて、総額約十万円出来高不足と認められるのに、契約どおり完成したものと
して検収したため請負代金の全額を支払つたものである。

(一二七九) 工事請負人の負担すべき経費を日本国有鉄道が負担しているもの

(款) 建設改良費 (項) 諸設備費

日本国有鉄道岡山鉄道管理局で昭和二十六年十月株式会社間組に請け負わせた胡麻田地下道増設その他工事
の代金として、岡山地方経理事務所で一四、三〇六、八八二円を支払つたものがある。

右工事費のうち五〇一、〇〇〇円は、請負人の工事仮設物である鋼矢板が十二月工事中に、土圧のため倒壊
した復旧費としての支払分であるが、工事施行に伴う仮設物の設計及び保守は請負人の責任であり、本件鋼矢
板の倒壊は、稀有の天災事変に基因するものではないから、その復旧費を日本国有鉄道負担としたのは当を得

ない。

物 件 (一一八〇) — (一一八五)

(一一八〇) 古軌条等の売渡処置当を得ないもの

日本国有鉄道資材局で、昭和二十六年三月二十三日から三十一日までの間に、和信産業株式会社外三二名に
古軌条及び同附属品五、八五一屯〇六五を九八、八八三、〇〇〇円で売り渡したものがある。

右売渡価額は、契約当時の古軌条等の鉄くずの統制額屯当り一六、九〇〇円を基準として算定したものであ
るが、本件引渡は、鉄くずの価格統制が停止され、統制額に比べ市場価格が著しく高価となつた四月から十二
月までの間に行われたものであつて、鉄くずの価格統制が四月一日ごろから停止若しくは廃止されるか又は統
制額が大幅に引き上げられること及び実際の当時の取引価格からみて価格統制が停止又は廃止されれば、市場
価格は停止前の統制額より相当上回することは契約当時既に予想されたものと認められるから、価格統制の停止
又は廃止後の引渡分については、価格改訂に関する条件を付して契約すべきであるのに、これらの点を考慮す
ることなく、単に統制額の改訂があつた場合だけの価格の変更を定めたに過ぎず、四月以降において低価な旧
統制額で引き渡したのは処置当を得ない。

いま仮に、これを一級古鋼材として二十六年四月の市場価格屯当り二二、〇〇〇円で売り渡したとしても、

約二千四百万円高価に売り渡すことができたものである。

(一一八一) 物品の購入に当り処置当を得ないもの

日本国有鉄道資材局で昭和二十五年六月から二十六年四月までの間に三回にわたり信号器材株式会社から購入した信号用錠前一六二、〇〇〇個の代金として、経理局で三九、三九二、二〇〇円を支払ったものがある。

右は、従来使用の錠前が陳腐化し、且つ、一般的に使用されており、事故の発生防止に不十分なため新規に錠前を全国的に統一する必要があるとして購入したものであるが、本件購入の錠前も解錠が容易であり、破壊がそれ程困難なものではなく事故発生防止上従来のものとほとんど差がないものと認められるので、ことさらこれに統一するために購入する必要はなかつたものと認められる。

(一一八二) 不急の物品を購入したものの

日本国有鉄道資材局で昭和二十六年八月伊藤忠商事株式会社外一会社から購入した毛糸二、三〇〇疋の代金として、経理局で四、五七〇、六二〇円を支払ったものがある。

右毛糸は、三久式車両用パッド(外被毛糸編中味獣毛)を製作させるための交付材料として購入したものであるが、二十六年年度のパッドの準備要求数量二八〇、二九〇個に対し、二十五年からの繰越数量は五八、九二二個、二十六年七月までの納入数量は一〇二、一五〇個であり、別にパッド製作用毛糸は同月末において在庫量と契約済未納量とを合わせると一一、一九〇疋九三九(パッド約二十二万個相当分)あつたのであるから、

本件購入はその必要がなかつたものである。

(一一八三) 不必要な加工を行ったもの

(款)貯蔵品購入 (項)貯蔵品購入

日本国有鉄道資材局で昭和二十六年八月株式会社田中進商店に車両用板ガラスを交付して請け負わせた車両用強化ガラス一、九〇〇枚の加工代金として、経理局で一、六三四、二五〇円を支払ったものがある。

右は、使用部局の準備要求によることなく加工させたものであつて、そのうち一、八五〇枚は工場用品庫に配分されたが、使用担当者がその用途を知らなかつたり、はめ込が困難であるなどのため、二十七年十一月現在においてもわずかに三八〇枚が使用されたに過ぎない状況である。

これに対し当局者は、車両用強化ガラスは二十一年度以降購入しているもので、ガラスの破損率を軽減するため加工させたというが、破損率の実績又はこれと加工費との経済比較については十分な資料もなく、又、普通板ガラスの市場に出回つた二十三年度以降は本件契約まで一度も強化ガラスを購入した事例がない点からみても必要な加工であつたとは認められない。

(一一八四) 納入業者のかし担保責任を追求していないもの

日本国有鉄道資材局で昭和二十六年七月日商株式会社東京支店から購入し、神戸用品庫に納入させた角鋼七〇〇屯(価額三九、四八〇、〇〇〇円)のうち、一一七屯九三が東京地方資材事務所大宮工場用品庫に保管転換さ

れたが、東京鉄道管理局大宮工場で二十七年二月ごろこれを加工するに当り、材質不良のためひび割れを生じ加工することができなかつたものが一一屯九五(価額六七三、九八〇円)あつた。

右については、契約条項により当然納入業者にかし担保の責任を追求すべきものと認められるのにこれを追求せず、ひび割れを生じた鋼材はスクラップとして他に転用しており、購入価額とスクラップとしての価額との差額約三十七万円は日本国有鉄道が負担した結果となつてゐるのは妥当でない。

(一一八五) 物品の経理が著しくびん乱しているもの

日本国有鉄道東京地方資材事務所大宮工場用品庫の物品の経理について、昭和二十七年八月本院会計実地検査の際の調査によると、木材及び地金の経理はきわめて不良で、このような事態を招いたのは主として従前からの用品庫職員の事務の不慣れや乱雑な物品の経理に基因して生じた現品の過不足をこ塗する目的等で、不当な物品経理を行つていたことに因るものと認められ、そのうち判明したおもなものは次のとおりである。

- (1) 工場側から用品庫に提出された貯蔵品引渡兼使用報告書の数量、金額を改ざんしているものが約三百二十万円(正当金額より払出金額が多いもの約百九十万円、正当金額より払出金額が少いもの約百三十万円)ある。
- (2) 実際工場側に引き渡した現品とは異なつた品名口座から払出整理をしていて、現品の払出と出納簿面の払出とが一致していないものが約七千七十万円(正当金額より払出金額が多いもの約三千三百十万円、正当金額より払出金額が少いもの約三千八百六十万円)ある。

- (3) 出納簿に登記されていない帳簿外物品を無代価で工場側に引き渡しているものが約八十万円ある。
 - (4) この外、地金類の単位重量の算定がはなはだまいな結果、本数、枚数等の数量と出納簿面上の重量との間に差を生じたり、又、物件一般について、その取得、発生受、き損亡失払の処理を怠つてゐるものがある。
- なお、右については関東地方資材部でその後たな卸の上処理した。

役 務 (一一八六)(一一八七)

(一一八六) ドラムかんの借入処置当を得ないもの

日本国有鉄道新潟地方資材事務所で昭和二十六年年度中に石油荷役株式会社から借り入れたドラムかんの使用料として、新潟地方経理事務所で一、一四九、九三〇円を支払つたものがある。

右使用料は、同資材事務所が石油製品の容器として約四千本から約五千四百本のドラムかんを所有してゐたが、別にその不足分として毎月五一〇本から一、〇〇〇本を、一本につき一箇月六月までは一二五円、七月以降は一五円で借り入れたものに対し支払つたものであるが、別途日本国有鉄道が石油製品販売業者と締結してゐる石油製品購入契約の特約条件には、日本国有鉄道において容器が不足の場合は、石油製品販売業者のドラムかんを三箇月間無償で使用することができ、これを超過すると一箇月二五〇円の延滞料を支払う旨定めてあ